

第2次
美里町総合計画・美里町総合戦略
(案)

美里町

【 目 次 】

はじめに

1	計画策定に当たって	1
2	基本理念	3
3	目標年度と計画期間	3
4	計画の推進	3
5	町のすがた	3
6	前計画の取組	6
7	主要課題	8
8	新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて	9

基本構想

1	将来目標	11
	（1）将来像	11
	（2）目標人口	11
2	将来目標の実現に向けた基本的方向	12
	（1）主要課題の解決に向けた基本的方向	12
	（2）各分野における取組の基本的方向	13
3	土地利用構想	14

基本計画

1	計画体系図	16
2	分野ごとの政策・施策	17
第1章	生涯を通して学び楽しむまちづくり	17

政策 1	教育の振興	19
施策 1	学校教育の充実	19
施策 2	多様な人材の育成	22
施策 3	生涯学習の充実	23
政策 2	教育環境の整備	26
施策 4	学びのセーフティネットの構築	26
施策 5	教育を振興するための基盤整備	27
第 2 章	健やかで安心なまちづくり	30
政策 3	保健・医療の充実	32
施策 6	生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進	32
施策 7	健やかな母子保健活動の推進	34
施策 8	地域医療体制と町立南郷病院の充実	36
施策 9	救急医療体制・広域医療体制の整備と充実	38
政策 4	福祉の充実	40
施策 10	高齢者が安心して暮らすための対策	40
施策 11	地域で支え合う社会の充実	42
施策 12	安心して暮らせる地域づくりの推進	44
政策 5	子育て支援の充実	47
施策 13	働きながら子育てする家族を支援するための対策	47
施策 14	子育てに不安な家族を支援するための対策	48
施策 15	児童虐待を防止するための対策	50
第 3 章	力強い産業がいきづくまちづくり	53
政策 6	農業の振興	55
施策 16	担い手の確保と魅力ある農業の展開	55

施策 1 7	畜産経営の安定化	58
施策 1 8	農村機能及び生産基盤の維持	59
政策 7	商工業・観光物産等の振興	62
施策 1 9	商工業を振興するための対策	62
施策 2 0	物産・観光を振興するための対策	65
第 4 章	くらしやすさを実感できるまちづくり	68
政策 8	生活安全の確保	71
施策 2 1	安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策	71
施策 2 2	安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策	74
政策 9	生活環境の保全	76
施策 2 3	安全、安心な生活環境基盤の整備	76
施策 2 4	公共交通網を確立するための対策	78
施策 2 5	生活環境や自然環境を保全するための対策	80
施策 2 6	水道水を安定して供給するための対策	82
施策 2 7	下水道を普及推進するための対策	83
施策 2 8	定住化を促進するための対策	85
政策 1 0	住民活動の促進	87
施策 2 9	地域における住民の活動を活性化させるための対策	87
施策 3 0	地域間交流を促進するための対策	88
施策 3 1	国際交流を促進するための対策	90
政策 1 1	平和行政の推進	92
施策 3 2	非核・平和社会を実現するための対策	92
第 5 章	自立をめざすまちづくり	94
政策 1 2	健全な行財政運営	95

施策 3 3	行政運営の効率化を推進するための対策	95
施策 3 4	財政を健全化するための対策	98
3	重点実施施策	101
	資料編	
1	進行管理	110
2	住民意向調査概要	111
3	住民からの主な意見	114
4	主要な統計情報	122
5	SDGs について	132
6	美里町総合計画審議会	134
7	美里町総合計画等策定委員会	139
8	用語集	144

※本文中の★印の付いた用語につきましては、資料編「8 用語集」に説明を記載しています。

はじめに

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の経緯

平成18年1月の旧小牛田町と旧南郷町の合併時に、合併後の10年間を計画期間とする「美里町まちづくり計画 ―美里町建設計画―」（以下「建設計画」という。）を策定し、これを合併後10年間のまちづくりの基本指針としました。

その後、平成19年3月に、建設計画を承継する「美里町総合計画」を策定し、平成19年度から平成27年度までのまちづくりの基本指針としました。しかし、東日本大震災の発生等の社会情勢の変化に対応するため、計画期間の中間年度に当たる平成23年度に「美里町総合計画」の見直しを行い、平成28年3月をもって計画期間が終了しております。

その後の総合計画策定に当たっては、平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法★（以下「創生法」という。）が施行され、市町村においては、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略★（以下「地方版総合戦略」という。）」の策定に努めるものとされました。このことを踏まえ、改定時期を迎えていた「美里町総合計画」と「美里町総合戦略」を平成28年3月に併せて策定することとしました。

前計画である美里町総合計画・美里町総合戦略（以下「前計画」という。）の計画期間の最終年度となる令和2年度に当たり、これまでの取組の実績を踏まえ、基本理念や基本構想をそのまま継承しつつ、新たに第2次美里町総合計画・美里町総合戦略を策定するものです。

まち・ひと・しごと創生法（抄）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 計画の位置付けと構成

総合計画は、まちづくりの基本指針であり、将来目標等を示す「基本構想」と、そ

のありたい姿を実現するための5年間の取組である「基本計画」で構成しています。本計画は、「総合計画」の「基本計画」と創生法に規定されている基本的な計画である「総合戦略」を一体的に策定します。

- イ 基本構想…基本理念に基づき、町の将来像を掲げ、令和22年度（2040年度）を見通した主要課題に対する取組の方向性等を示すものです。
- ロ 基本計画…基本構想を踏まえた基本的な計画であり、分野、政策、施策体系で構成し、施策の具体的な取組の方向性を示すものです。
- ハ 実施計画…基本計画を踏まえた具体的な計画であり、施策を実現するための手段である事務事業に関する5年間の活動の計画です。予算との整合性を確保します。

【美里町総合計画】・・・美里町における「まちづくりの基本指針」

「美里町総合計画」では、総合的かつ計画的な行政運営の指針となる基本構想と基本計画を定めています。また、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組むためには、「まちづくりの基本指針」が必要であることから、「美里町総合計画」を本町の「まちづくりの基本指針」としています。

【美里町総合戦略】・・・美里町における「地方版総合戦略」

「美里町総合戦略」では、創生法に規定する地方公共団体の責務を果たすため、同法第10条第1項に規定する「市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」を示しており、これを本町における「地方版総合戦略」としています。

まち・ひと・しごと創生法（抄）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

（2）市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

（3）前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

2 基本理念

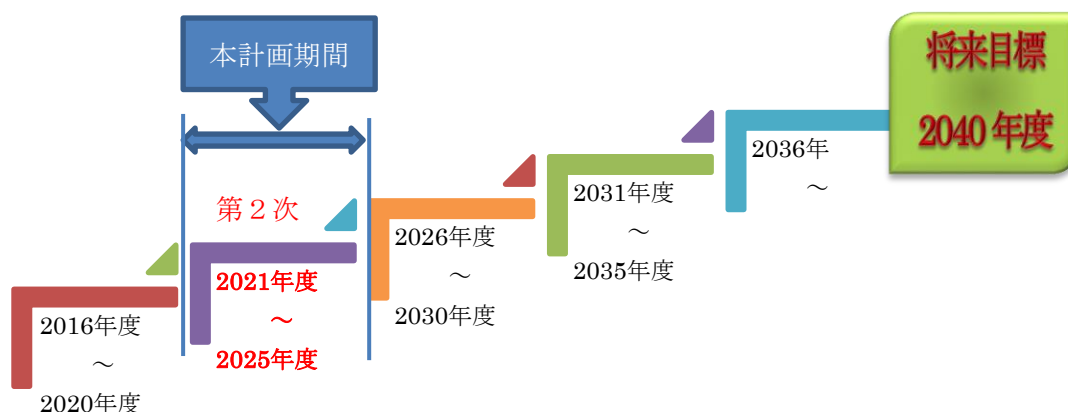
人の和を大切に、住民と行政がともに力を出し、魅力ある地域づくりに努め、一人一人が輝き、「幸せ」と「豊かさ」を実感できるまちづくりを推進します。

3 目標年度と計画期間

将来にわたって「活力ある美里町」を維持していくためには、長期的な視点と観測が不可欠であることから、計画の目標を遠い将来に設定する必要があります。

そのため、目標年度を令和22年度（2040年度）に設定し、目標年度までの計画期間を5つの期間に分け、その期間ごとに、実績、次期の課題及び到達点を見極め、将来目標に近づけていきます。

本計画では、将来目標を実現するための2期目となる令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間の計画を策定するものです。



4 計画の推進

本計画の推進においては、「住民と行政の協働」の下に、政策実現に向けて組織内を横断する「連携の強化」を図りながら、「民間活力」を積極的に活用することで、限られた行政資源の中にあっても効率的かつ効果的な取組を進めます。

5 町のすがた

本町は、平成18年1月に旧小牛田町と旧南郷町が合併し、誕生した町です。

宮城県の北部に広がる大崎平野の南端に位置し、平坦な土地が74.98km²にわたって広がっています。山がない平坦な土地に加え、鳴瀬川と江合川の河川にも恵まれ、

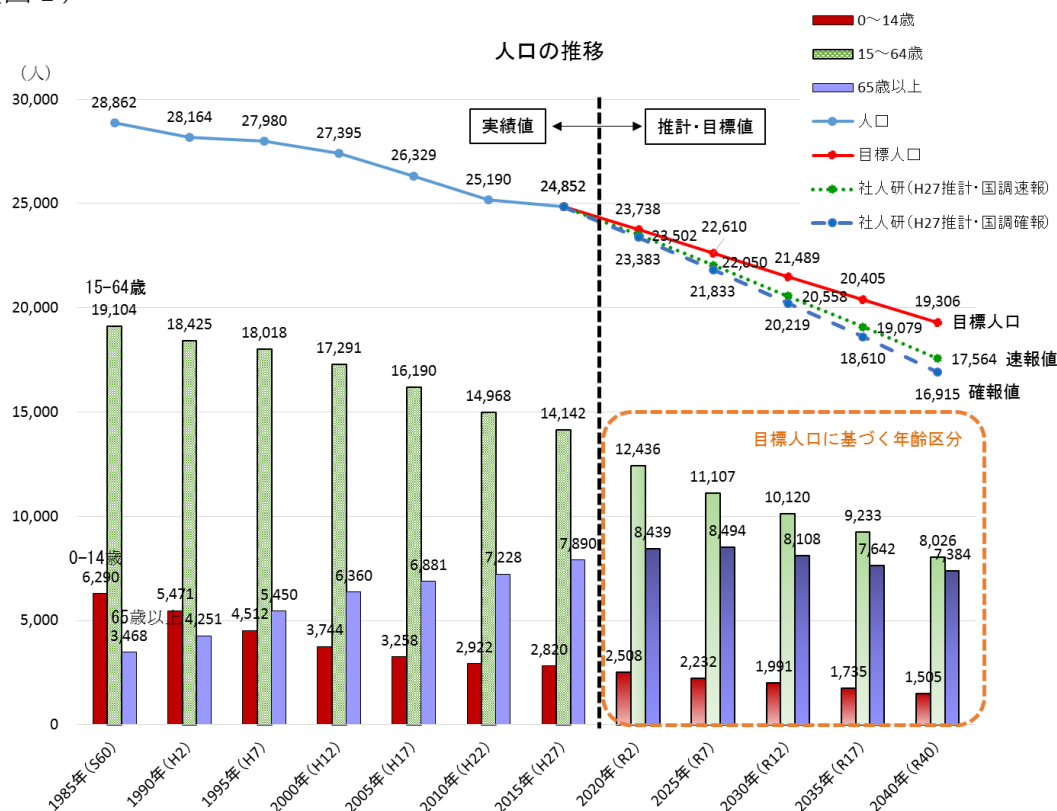
古くから稲作が盛んに行われてきました。また、東北本線、陸羽東線及び石巻線が交わるＪＲ小牛田駅は、鉄道交通の要衝として、多くの通勤・通学する人に利用されています。

本町の人口は、平成２７年（２０１５年）１０月に実施した国勢調査（平成２８年１０月２６日発表の平成２７年国勢調査結果速報値）で、２４，８５２人となりました。また、平成２８年３月に策定した前計画の速報値と速報値を比較すると、１３人減少となっております。その結果、国立社会保障・人口問題研究所★が算出した本町の令和２２年（２０４０年）の推計人口は、平成２８年３月に策定した前計画と比較し、６４９人の減少が見込まれます。

このように、推計人口の更なる減少も見込まれておりますが、これまでの取組実績による効果もあり、令和２年１０月１日現在の住民基本台帳の人口が推計人口を上回る状況となっております。このことから本計画における目標人口については、これまでの人口動態を踏まえ変更を行わず、前計画と同様とします。

ただし、令和２年１０月に実施された国勢調査の結果に応じて、計画期間中であっても見直しの必要性を検討することとします。

（図１）



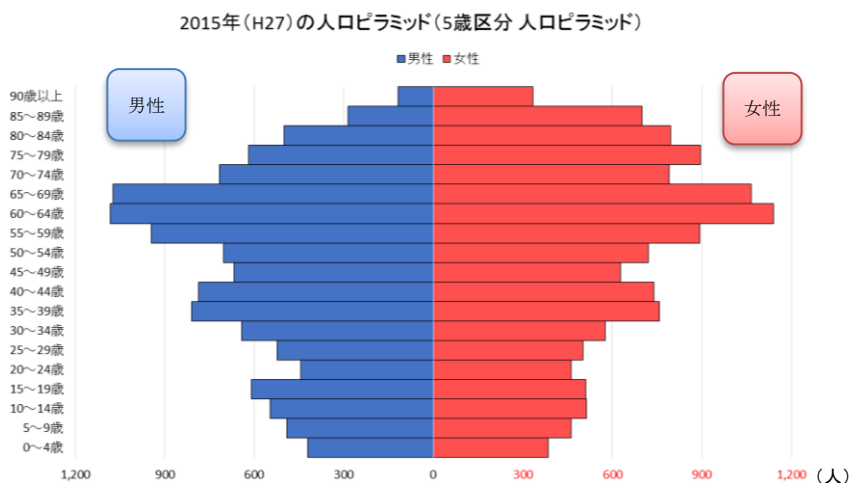
※2015年までは国勢調査による実績値（年齢区分不明者 1990年 17人、2010年 72人）

※2020年からは国立社会保障・人口問題研究所による推計値及び目標人口

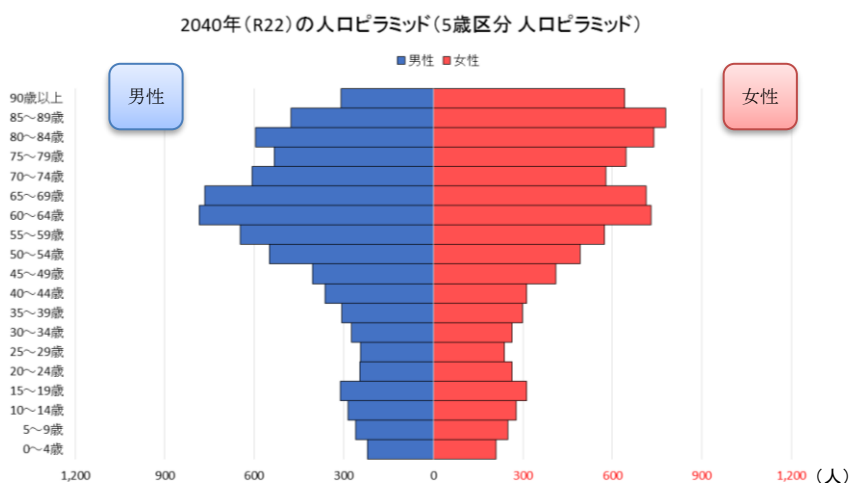
平成２７年（２０１５年）の人口を基に、男女別に５歳年齢ごとの人口を積み上げた人口ピラミッドは、図２のとおりです。また、令和２２年（２０４０年）の５歳区分の

年齢別の構成を人口ピラミッド（目標人口）で表すと図4のようになります。年少人口（0歳から14歳まで）が一層減少し、少子高齢化を表す逆三角形になると見込まれています。

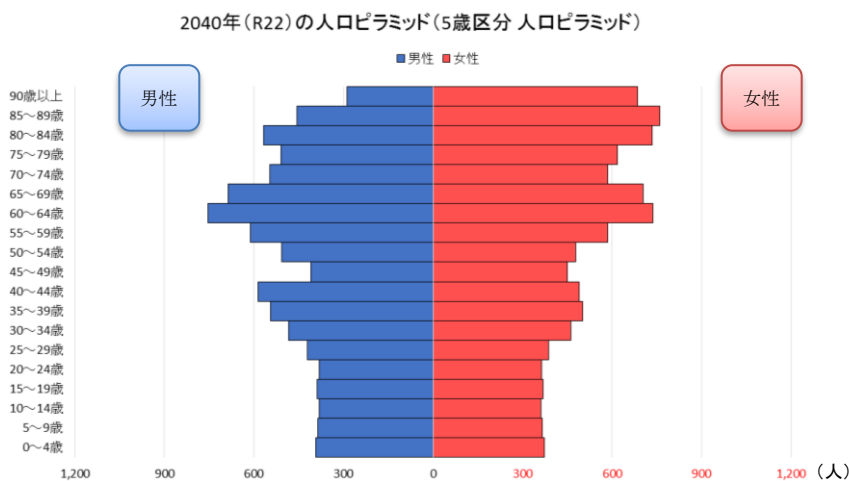
（図2） 平成27年（2015年）の人口（国勢調査確報値）



（図3） 令和22年（2040年）の人口推計（国勢調査確報値）



（図4） 令和22年（2040年）の目標人口

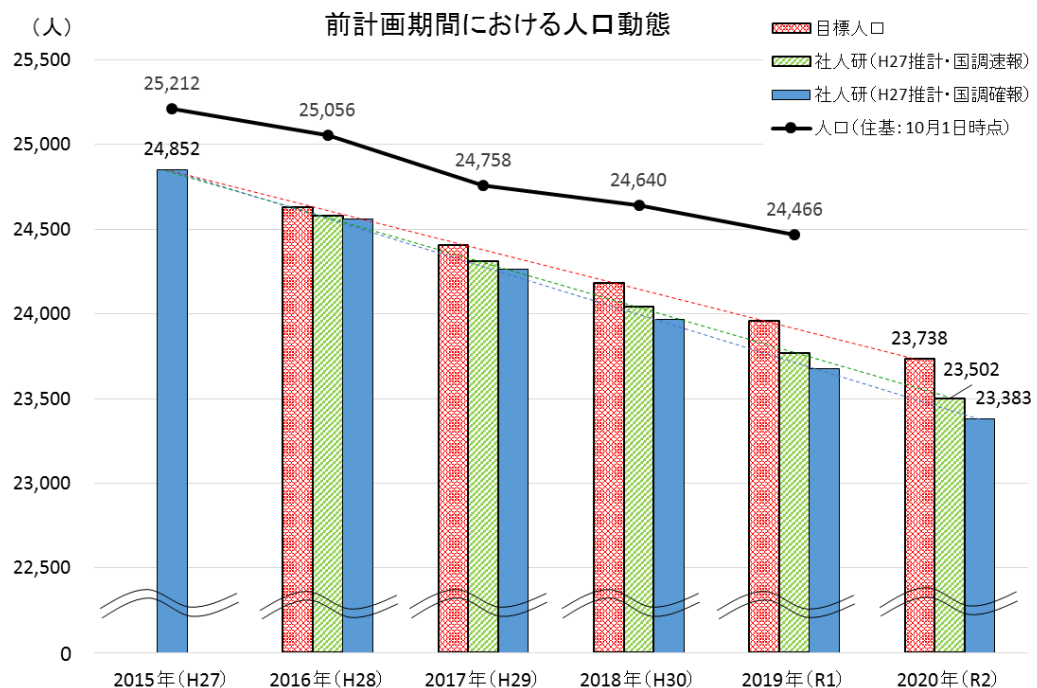


6 前計画の取組

(1) 目標人口の達成に向けた取組概要

令和22年(2040年)の目標人口に対し、自然的要因★と社会的要因★の目標達成に向け取り組みました。自然的要因による人口減少は続くものの、社会的要因による人口増加の影響もあり、図5に示すとおり、国立社会保障・人口問題研究所に基づく推計人口及び町の目標人口を上回る形で推移しています。

(図5)



※本計画は、国勢調査人口に基づき目標設定を行っていますが、国勢調査は5年に一度の調査であることから、ここでは単年比較可能な住民基本台帳(住基)に基づく人口比較を行っています。

イ 自然的要因に対する取組

令和22年度(2040年)までに合計特殊出生率★を1.8とすることを目標に、不妊治療対策、新たに住宅を取得した転入者に対して新婚や子育て加算支援を実施しましたが、町の合計特殊出生率は全国平均を下回っている状況です。引き続き、不妊治療対策と併せて、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に取り組む必要があります。

ロ 社会的要因に対する取組

転入者数が転出者数を上回ることを目標に、新規の住宅取得者、空き家再生を行う取得

者に対して補助金による支援を実施しました。駅東地区の宅地造成による効果もあり、目標を達成できている状況にあります。しかし、駅東地区の宅地完売を受け、今後、転入者数の減少が予想されることから、特に若者の移住、定住に向けた取組を推進していく必要があります。

(2) 主要課題の解決に向けた取組概要

前計画期間である平成28年度から令和2年度までの5年間においては、「生涯を通して学び楽しむまちづくり」、「健やかで安心なまちづくり」、「力強い産業がいきづくまちづくり」、「くらしやすさを実感できるまちづくり」、「自立をめざすまちづくり」の5つの分野について、4つの主要課題である「教育環境の充実と人材の育成」、「地域産業の発展と雇用の確保」、「人口減少の抑制と高齢社会への対応」、「子育て環境の整備」の課題解決に向けて取り組みました。

イ 「教育環境の充実と人材の育成」

教育環境については、ハード面の整備は進まなかったものの、小中学校及び幼稚園にエアコンを整備し学習環境の改善に努めました。また、学校教育に関する配置人員を拡充し、児童生徒の学校生活を支援するソフト面での体制整備に努めたところです。今後は、拡充したソフト面の取組を継続しながら、将来の美里町を担う児童生徒の人材育成とハード面での教育環境の充実を図る必要があります。

ロ 「地域産業の発展と雇用の確保」

産業活性化拠点施設の整備を行うことができず、新たな経済基盤を確立することはできませんでしたが、担い手の確保、産地化、ブランド化、商品開発や販路拡大等にチャレンジしてきました。しかし、担い手の高齢化、農業及び中小企業を取り巻く経済情勢は厳しさを増しており、引き続き、担い手、労働者の確保に努めながら、地域経済を維持できるよう産業活動を支援する必要があります。

ハ 「人口減少の抑制と高齢社会への対応」

少子高齢化が進む中で高齢者の介護予防に努めるとともに、生活・生命に関わる公共交通の確保や救急医療体制等の維持に取り組んできましたが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題★を見据え、介護予防について継続した取組が必要です。また、人口減少の抑制策としては、町有未利用地の有効な活用の検討を進めながら、定住の促進を奨励するとともに、美里町と縁のある関係人口★の掘り起しなどによる賑わいのあるまちづくりを進める必要があります。

ニ 「子育て環境の整備」

女性の社会進出等による保育ニーズの上昇に対応するため、民間活力を活用しながら民間保育施設の整備を支援し、待機児童数の減少に取り組んでいましたが、幼児教育・保育の無償化の影響もあり、今後、保育ニーズは更なる上昇が見込まれています。そのため、幼保連携★や施設の民営化も視野に入れながら、引き続き子育て環境の充実を図る必要があります。

(3) 住民意向調査の傾向

令和元年8月22日から9月17日までの約1か月間において、町内の住民1,220人を対象に住民意向調査を実施し、24の政策別に満足度及び重要度について調査を実施しました。満足度と重要度の傾向については、全体的に前回調査時（平成27年8月）の傾向と大きな変化はありませんでした。

イ 重要度、満足度ともに高い・・・「生活安全」、「学校教育」、「子育て支援」

ロ 重要度が高く満足度が低い・・・「医療」、「雇用」

ハ 重要度、満足度ともに低い・・・「農業」、「商業」、「工業」

7 主要課題

社会情勢の大きな変化として、団塊の世代が後期高齢者に到達する、いわゆる「2025年問題」を控え、高齢化が加速化することが見込まれます。また、SDGs★のように世界規模の取組が求められています。そのような中で、今後5年間の取組の方向性については、将来目標である令和22年度を見据え、引き続き、次の4つの主要課題の解決に向けて取り組むこととします。

(1) 教育環境の充実と人材の育成

子どもたちの学ぶ意欲の向上及び多様な学習活動の展開に資するため、教育環境のなお一層の充実が求められます。また、「まちづくり」は「人づくり」と言われるように、まちが人をつくり、人がまちをつくれます。本町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生きる心豊かな人を育て、活力あるふるさとをつくる担い手を育てることは、将来にわたって本町が持続可能な地域社会を形成するうえで大きな課題であることから、「教育環境の充実と人材育成」を本計画の主要課題の一つとします。

（２）地域産業の発展と雇用の確保

私たちの生活の営みは、生活の糧となる仕事と収入の確保が基本です。しかし、町内又は周辺市町に働く場が少ないことは、転出者を生む原因の一つです。

地域産業の振興は、仕事と収入を生み出すだけでなく、町に活気を生み出します。よって、活気のある町を継続していくためには、「地域産業の発展と雇用の確保」が必要であることから、これを本計画の主要課題の一つとします。

（３）人口減少の抑制と高齢社会への対応

本町においても多くの市町村と同様に、将来にわたって、著しい人口減少が続くものと危惧されています。また、併せて少子高齢化は進行することが見込まれています。

人口構成の安定化を図るための若年層の定住促進、さらには、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりは本町の大きな課題であることから、「人口減少の抑制と高齢社会への対応」を本計画の主要課題の一つとします。

（４）子育て環境の整備

女性の社会進出が進む今日においては、働きながら子どもを育てることのできる社会環境の整備は欠くことができません。安心して子どもを産み育てられる環境の整備は、持続可能な地域社会を形成するうえで大きな課題であることから、「子育て環境の整備」を本計画の主要課題の一つとします。

8 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえて

2019年から世界的な大流行となっている新型コロナウイルス感染症★は、住民の健康はもちろん、地域内における経済活動などに大きな影響を及ぼしております。

本町では、外出自粛や休業要請による消費の低迷、イベントの中止など、地域経済に様々な影響が及ぶ中で、庁舎内に新型コロナウイルス感染症対策室を設け、住民への感染症予防の情報発信、経済支援及び公共施設における感染拡大対策を行っておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症をはじめ未知の感染症に対して、より一層の感染拡大の防止、事業者の事業継続に向けた対策に取り組む必要があります。また、日常生活においては、マスクの着用、こまめな手洗い・消毒・換気、3密★の回避といった一人一人の基本的な感染症対策やテレワーク★、ローテーション勤務★といった働き方への対応など、「新しい生活様式★」の実践が求められています。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の5年間の基本計画では、その影響を想定できる範囲で記載しておりますが、各施策の実施計画の段階で感染症対策を考慮し取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の収束後は、改めて、本基本計画の見直しについて検討してまいります。

基本構想

1 将来目標

本町の将来目標として、「将来像」と「目標人口」を設定します。

(1) 将来像

心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、
にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち

- ・ 心豊かな人材を育む環境をつくります。
- ・ 地域産業の発展を推進し、にぎわいをつくります。
- ・ だれもが生き生きと暮らせるまちをつくります。

(2) 目標人口

令和22年（2040年）の目標人口
19,306人

- ・ 自然的要因：令和22年（2040年）の合計特殊出生率1.8
- ・ 社会的要因：転入者数 ≥ 転出者数

目標人口は、国立社会保障・人口問題研究所が算出した平成27年国勢調査の確報値を用いて将来人口を推計し、自然的要因と社会的要因の2つの目標を達成することで、実現することとしています。

2 将来目標の実現に向けた基本的方向

(1) 主要課題の解決に向けた基本的方向

将来目標を実現するため、先で示した4つの主要課題に対し、次の基本的方向をもって取り組むこととします。

イ 教育環境の充実と人材の育成

児童生徒が等しく安心して学校生活を送り、学校での様々な活動を享受できる教育環境を整えます。幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身に付け、自ら考え行動し、同時に、人との支え合いを大切にし、ふるさとに誇りをもつ人間の育成を進めます。

ロ 地域産業の発展と雇用の確保

産業間相互の連携を促進することにより、民間の創意工夫による商品開発、交流人口★の掘り起こしなど、付加価値★の創出と所得向上の仕組みづくりを推進します。また、地域経済に新たな流れを生むプラットフォーム★の形成を進め、産業・経済基盤の確立を図ります。

ハ 人口減少の抑制と高齢社会への対応

転入者、特に若者の移住・定住を進めるとともに、転出者の抑制に努めます。さらに、高齢者が「生きがい」、「やりがい」を持って、安心して、生き生きと暮らすための取組を進めます。

ニ 子育て環境の整備

女性の就労ニーズの高まりによる保育ニーズを的確に捉え、働きながら子育てをする世代が安心して子どもを生み育てられるよう、社会情勢の変化を捉えながら、子育て環境の充実、妊娠期から切れ目のない保健活動、子育て相談等の取組を推進し、子育てをしっかりと応援します。

(2) 各分野における取組の基本的方向

主要課題の解決に向けた基本的方向について、町の組織体制も踏まえ、「教育・文化」、「保健・医療・福祉」、「産業振興」、「コミュニティ」、「行財政」の5つの分野から取り組むこととします。

イ 【教育・文化】生涯を通して学び楽しむまちづくり

家庭教育★、学校教育及び社会教育を密接に連携させることにより、豊かな人格の形成と生涯を通して学ぶことができるよう住民のライフステージ★、ライフスタイル★にあった学習環境を整備します。また、総合教育会議において、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を協議しながら教育行政を推進します。

ロ 【保健・医療・福祉】健やかで安心なまちづくり

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な生活を送れるよう保健・医療、福祉及び子育て支援の各分野の充実に取り組みます。また、住民一人一人が人と地域とのつながりを大事にし、思いやりの気持ちを持って、共に支え合う体制を構築します。

ハ 【産業振興】力強い産業がいきづくまちづくり

本町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と産業の活性化が不可欠です。町内外から多くの人が行き交い、にぎわいのある豊かな町の実現を目指して、農業、工業、商業、観光業等の各分野における活性化を実現するため、その中核として「(仮称)産業活性化拠点施設」を整備します。今後は、施設整備をはじめ、様々な取組に産学官金労言★の連携を推進するとともに、民間活力を最大限生かすよう努めます。

ニ 【コミュニティ】くらしやすさを実感できるまちづくり

人口減少が進む中、魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域課題を解決する生活基盤の強化、地域の活性化が重要です。そのため、若い世代の定住、住民活動等を促進するとともに、美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に、そして、快適に生活できる「くらしやすさを実感できるまち」を目指します。

ホ 【行財政】 自立をめざすまちづくり

しっかりとした財政運営と行政サービスの質の向上を図り、広聴活動に努め、自立的で持続可能なまちづくりを進めます。

3 土地利用構想

これまでの土地利用構想を継承することを基本として、今後の土地利用について、次のとおりゾーニングを行います。

(1) 居住ゾーンの整備

居住ゾーンにおいては、美しいまちづくりから、暮らしやすい快適な居住空間を確保します。

(2) 農業ゾーンの整備

農業ゾーンにおいては、農業生産基盤の整備から農業生産力の向上と自然環境の保全を進めます。

(3) 行政拠点ゾーンの整備

行政拠点ゾーンにおいては、公共施設の集約化から効率的・効果的な行政運営を確保します。

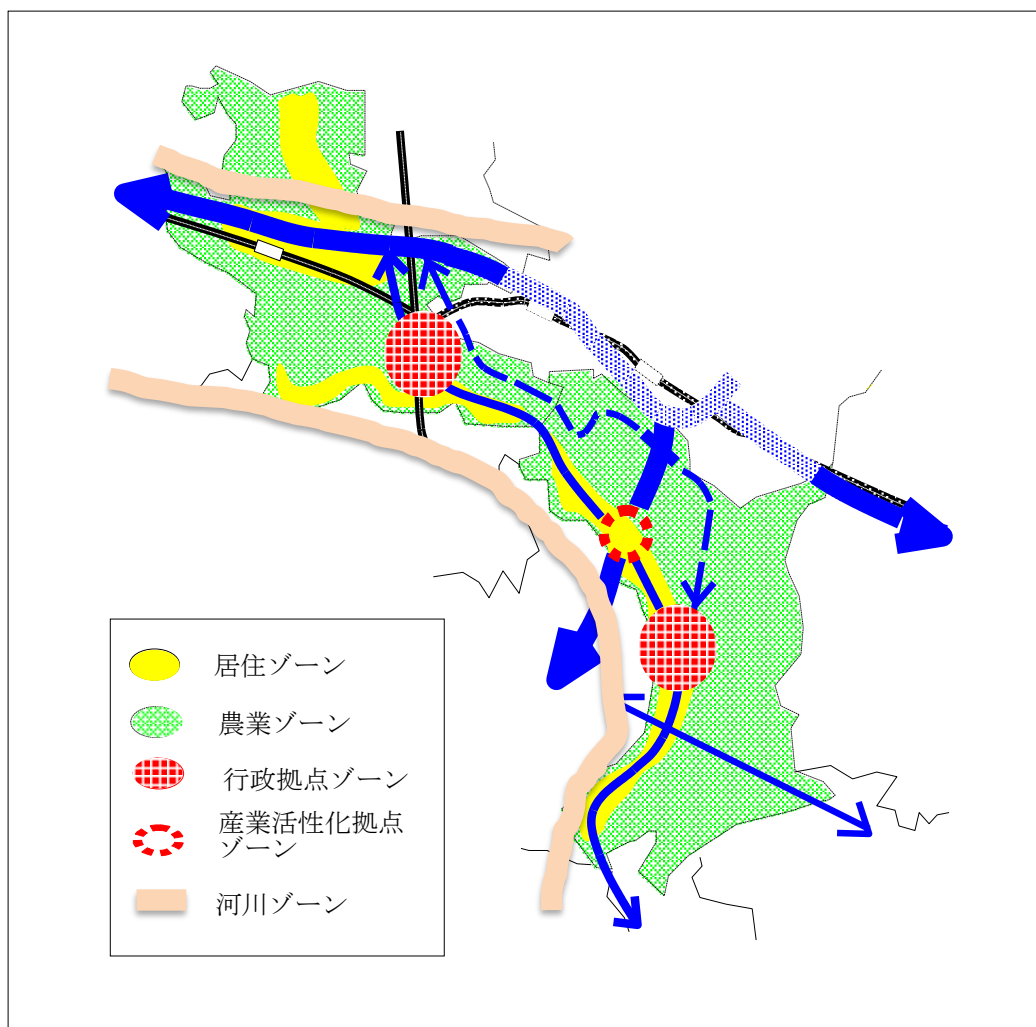
(4) 産業活性化拠点ゾーンの整備

産業活性化拠点ゾーンにおいては、産業活性化拠点施設の整備から地域経済を活性化させます。

(5) 河川ゾーンの保全

鳴瀬川と江合川の流域における河川ゾーンについては、自然環境の保全・管理と水害対策の強化を河川管理者に要請します。

※ 工業ゾーンは特に設定しません。使用されていない土地を活用することで新たな企業の立地を進めます。



基本計画

1 計画体系図

基本計画の体系は、次の5つの分野（章）とその分野を構成する12の政策で構成し、さらに、政策ごとに施策を設定しています。

分野（章）	政策	施策
第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり	政策1 教育の振興	施策1 学校教育の充実
		施策2 多様な人材の育成
		施策3 生涯学習の充実
	政策2 教育環境の整備	施策4 学びのセーフティネットの構築
		施策5 教育を振興するための基盤整備
第2章 健やかで安心なまちづくり	政策3 保健・医療の充実	施策6 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進
		施策7 健やかな母子保健活動の推進
		施策8 地域医療体制と町立南郷病院の充実
		施策9 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実
	政策4 福祉の充実	施策10 高齢者が安心して暮らすための対策
		施策11 地域で支え合う社会の充実
		施策12 安心して暮らせる地域づくりの推進
	政策5 子育て支援の充実	施策13 働きながら子育てする家族を支援するための対策
		施策14 子育てに不安な家族を支援するための対策
		施策15 児童虐待を防止するための対策
第3章 力強い産業がいきづくるまちづくり	政策6 農業の振興	施策16 担い手の確保と魅力ある農業の展開
		施策17 畜産経営の安定化
		施策18 農村機能及び生産基盤の維持
	政策7 商工業・観光物産等の振興	施策19 商工業を振興するための対策
		施策20 物産・観光を振興するための対策
第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり	政策8 生活安全の確保	施策21 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策
	政策9 生活環境の保全	施策22 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策
		施策23 安全、安心な生活環境基盤の整備
		施策24 公共交通網を確立するための対策
		施策25 生活環境や自然環境を保全するための対策
		施策26 水道水を安定して供給するための対策
		施策27 下水道を普及推進するための対策
		施策28 定住化を促進するための対策
	政策10 住民活動の促進	施策29 地域における住民の活動を活性化させるための対策
		施策30 地域間交流を促進するための対策
		施策31 国際交流を促進するための対策
	政策11 平和行政の推進	施策32 非核・平和社会を実現するための対策
第5章 自立をめざすまちづくり	政策12 健全な行財政運営	施策33 行政運営の効率化を推進するための対策
		施策34 財政を健全化するための対策

2 分野ごとの政策・施策

第1章

生涯を通して学び楽しむまちづくり

基本構想に掲げた将来目標の実現に向けた基本的方向に基づき、政策・施策の目的の実現のために、各施策の指標の達成に向けた5年間の取組を明らかにし、生涯を通して学び楽しむまちづくりを進めます。

○政策1 教育の振興



確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、キャリア教育の推進、地域全体で家庭教育を支えていくなど、学校教育の充実に取り組みます。特に、基礎学力の向上に対する取組を進めます。

さらには、伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度や語学力、コミュニケーション能力、主体性、積極性、異文化理解の精神等を身に付けて、様々な分野で活躍できる多様な人材の育成を進めます。

なお、人生100年時代を見据えながら、少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びを推進するなど、生涯学習の充実にも取り組みます。

○政策2 教育環境の整備



家庭の経済状況や地理的条件を考慮した対策、多様なニーズに対応した教育機会の提供など、学びのセーフティネット★の構築に取り組みます。特に、家庭の経済的支援に対する取組を進めます。

さらには、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制等の整備、ICT★利活用のための基盤整備、安全、安心で質の高い学校施設等の整備、児童生徒等の安全対策など、教育を振興するための基盤整備に取り組みます。

政策・施策		重点	施策の指標（K P I ★）
	政策 1 教育の振興		
	施策 1 学校教育の充実	●	・ 満足度
	施策 2 多様な人材の育成		・ 満足度
	施策 3 生涯学習の充実		・ 満足度
	政策 2 教育環境の整備		
	施策 4 学びのセーフティネットの構築		・ 満足度
	施策 5 教育を振興するための基盤整備	●	・ 満足度

政策 1 教育の振興

施策 1 学校教育の充実

① 施策の目的

- 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 核家族★、共働き世帯等、家庭環境の変化によりその年齢に必要な生活習慣が十分に備わっていない幼児がいます。このため、就学前に基本的な生活習慣を身に付けさせることが大切です。
- 各小中学校に学力向上支援員★を配置するとともに学力向上委員会★を設置し、全国学力・学習状況調査、C R T★（目標基準準拠検査）の結果分析からその対策を考え、基礎学力の向上に取り組んでいます。その結果分析による指導内容の改善を進める必要があります。
- 中学校区ごとに、小中連携した指導に関する研究等の取組を進めています。今後の児童生徒数の減少を見据え、更なる小学校から中学校への円滑な接続を行うことが求められます。
- 児童生徒が自ら調べ学習をする機会が少ないことから、児童生徒が様々なものに興味と関心を持ち、自ら進んで調べ、学習する機会を確保することが必要です。
- いじめは、絶対にあってはならないという姿勢で徹底して取り組んでいます。このような中で、児童生徒の他人を思いやる心と豊かな感性を身に付ける教育を進めるとともに、いじめにあった児童生徒の心のケアを行うことが大切です。
- 自他の命を大切に、互いに尊重し合う心や思いやりの心が求められており、道徳教育の効果的な実践が必要です。
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組が世界規模で進められている中、「教育が全てのSDGsの基礎」と言われており、持続可能

な開発のための教育（E S D★）の推進が求められています。そのような中で、E S Dの考え方、取り組むべき課題を捉え、子どもたちが持続可能な社会づくりの担い手となるために必要な学習を推進していくことが求められています。

- 学校給食を実施する中で、地産地消★を推進し、バランスの取れた給食を提供しながら、食習慣を含めた生活・運動習慣の指導に努めています。しかし、児童生徒の肥満、運動能力の低下が懸念されています。
- 子どもたちが、夢と希望を持ち、自分の将来について考えるためのキャリア教育の推進に努めていますが、より一層自分の将来のことを考える機会が必要です。
- 地域のつながりが希薄化しており家庭及び地域の教育力が低下しています。そのような中で、家庭を地域住民の力でサポートしていく環境づくりが課題となっています。

③ 施策の展開

- 就学前の幼児教育については、世代間交流、植物・農作物栽培、小中高生・地域住民との交流、食育、挨拶運動、「早寝、早起き、朝ごはん」の推奨等の多様な取組を行うことにより、幼児が円滑に就学することができるような教育に努めます。
- 学力向上委員会を通して、学力向上の取組に関する情報を学校間で共有し、各学校における学力向上につなげます。また、全国学力・学習状況調査に加え、小学校の4年生以上及び中学校の1・2年生を対象にC R Tを実施し、これらの結果を分析することで、今後の学習指導に役立てます。
- 町全体での小中連携教育を考えたいうえで、中学校区ごとに課題を共有し、課題解決に向けて取り組むべき具体的な方策を見いだすため、研究主任者会議、研究主任者会を開催し、小中連携教育の推進を図ります。
- 調べ学習が積極的に行えるよう、学習機会を確保しながら、教材等の有効な活用に努めます。
- 児童生徒の心のケアを第一に、いじめに関する指導・相談体制を強化します。
- 道德教育は、道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行うことから、

その全体計画を作成し、全ての教師が協力して効果的な道德教育を推進します。

- 新中学校については、E S Dの推進拠点として位置付けられているユネスコスクール*に加盟するための取組を進めます。また、町内小学校・幼稚園においても、E S Dを踏まえた学習を推進します。
- 生活習慣調査を継続し、その結果を元に、各家庭における基本的な生活習慣の定着・理解が図られるよう支援します。また、規則正しい生活習慣の指導、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の継続的な取組を進めます。
- 教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度を育成できる環境を整えます。
- 家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力することで、家庭及び地域における教育力の向上を図ります。また、学校教育を一層充実させるために学校と地域の住民が一体となって取り組んでいく地域社会の形成に努めます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 児童生徒の学力向上に向けた取組の推進
- 小中学校の円滑な接続に必要な指導等に関する連携の推進
- 持続可能な開発のための教育（E S D）を踏まえた学習の推進

⑤ 施策の指標

- 満足度

令和3年度に児童生徒、保護者及び教職員に対し意向調査を実施し、満足度を測定し初期値を設定します。その後、毎年度定期的に意向調査を行い、前年度実績値より向上することを目指し、改善を進めます。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	—	基準値 設定	基準値 以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上

施策2 多様な人材の育成

① 施策の目的

- 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 児童生徒が自分の住んでいるまちの伝統・文化、優れた芸術に触れる機会が必要とされています。
- 戦争体験が風化し、児童生徒の平和に対する意識の低下が懸念されている中、児童生徒が戦争の悲惨さ、特に原爆が投下された歴史を知り、平和について学ぶことが大切です。
- 児童生徒が英語に触れる機会の提供として、学校に外国語指導助手（ALT）を配置するとともに、小学生イングリッシュキャンプ及び中高生アメリカ派遣事業に取り組んでいますが、グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力の向上が必要とされています。

③ 施策の展開

- 児童生徒が、まちの伝統・文化、優れた芸術に触れる機会を通じて、その良さを継承し、発展させるための教育の充実に取り組みます。
- 被爆地への中学生派遣、戦争被爆体験者の講演会及び平和展の開催を通じて、平和教育の機会を提供します。
- 児童生徒が生きた英語に触れ、学べる環境を整えます。また、国際共通語としての英語力の向上を図り、児童生徒が将来において、国際化社会に対応できるような英語教育に取り組みます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 伝統、文化の学習機会の確保
- 戦争体験を学び平和の大切さを伝える取組の推進
- 「長崎に学ぶ」中学生派遣（関連）
- 児童生徒が英語に触れ、学ぶことができる機会の提供

- 姉妹都市米国ミネソタ州ウィノナ市との交流事業（関連）

⑤ 施策の指標

- 満足度

令和３年度に児童生徒、保護者及び教職員に対し意向調査を実施し、満足度を測定し初期値を設定します。その後、毎年度定期的に意向調査を行い、前年度実績値より向上することを目指し、改善を進めます。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	—	基準値 設定	基準値 以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上

施策３ 生涯学習の充実

① 施策の目的

- 生涯学び、活躍できる環境を整えます。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 小牛田・南郷図書館において、貸出、調査相談等のカウンターサービスと資料収集、外部機関との連携・協力に取り組んでいますが、情報のデジタル化、近隣自治体の新館開館の影響もあり、本町の図書館の利用者数は、減少傾向にあります。今後は、継続した資料収集、提供を行いながら、利用者ニーズに合わせた図書館運営を行う必要があります。
- 社会情勢の変化や各種開発等により地域の文化財は失われつつあります。このことから、文化財への理解と関心を高めながら、積極的に文化財を指定し保護する必要があります。また、町内の伝統芸能を保存するためには、後継者の育成が課題となっています。
- 郷土資料館の運営を開始し、郷土資料の保存・活用を継続的に進めていますが、十分な整理を行うのに時間を要しています。このため、郷土資料に通じた人材を補充することが必要です。
- 人生を豊かにする学習活動や地域活性化に向けた学習を実践する場として、

一層生涯学習環境の充実を図る必要があります。

- 子どもたちの人間関係の希薄化や社会参加活動の経験不足が指摘されています。このため、子どもたちを地域社会で見守り、育てるような環境の醸成が必要とされています。
- 近年、文化・スポーツ施設等の利用状況に大きな変化はありませんが、施設の経年劣化が進む一方で、将来、少子高齢化の進展により利用者の減少が見込まれています。今後は、計画的な修繕に努めながら、将来を見据えた施設の在り方を検討する必要があります。

③ 施策の展開

- 図書館において、各世代のライフステージ、ライフスタイルにあった資料提供、利用サービスを行います。また、小中学校及び幼稚園と連携した読書環境の整備、県立図書館・県内公共図書館との連携を進めます。さらには、読み聞かせなどボランティアの育成、地域資料の充実、千葉亀雄記念文学室の活用に取り組みます。
- 文化財に関する情報の充実を図るとともに、重要な文化財の調査を計画的に進め、歴史的価値が認められたものを文化財指定することで積極的な保護に努めます。また、多くの人が文化財に対する知識及び理解を深められるよう、郷土資料館の充実を図ります。
- 身近な学習の場として利用できる生涯学習環境の充実を図り、多くの人が参加できるよう大学等と連携し調査等を行い、ニーズに即した学習活動を展開します。また、各種教室や講習会等を開催する際は、多くの人が参加できるよう周知方法を工夫します。
- 家庭、学校、地域社会及び関係団体が一体となって青少年の健全育成活動を展開します。
- 文化・スポーツ施設等については、いつでも誰でもが活動ができる環境づくりに努めながら、長寿命化計画を基に適正な維持管理に努めます。また、文化・スポーツ活動を推進するために、学校体育施設の開放を引き続き行います。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 利用者のニーズに即した図書館サービスの提供

- 文化財を保存する取組の推進
- 生涯学習活動の充実
- 住民の文化・スポーツ活動の支援
- ひとめぼれマラソン大会等スポーツイベントの実施
- 文化・スポーツ施設等の適正な維持管理

⑤ 施策の指標

- 利用者の満足度

令和３年度に、利用者等に対し意向調査を実施し、満足度を測定し初期値を設定します。その後、毎年度定期的に意向調査を行い、前年度実績値より向上することを目指し、改善を進めます。

(単位：％)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	—	基準値 設定	基準値 以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上

政策２ 教育環境の整備

施策４ 学びのセーフティネットの構築

①施策の目的

- 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築します。

②施策を取り巻く現状と課題

- 小中学校及び幼稚園で給食を提供しています。給食は、地元食材の活用を進めながら、栄養量を満たし適切な栄養が摂取できるような献立に努めています。今後も、給食を提供することで、子どもたちの健全な発育・発達を支援することが大切です。
- 家庭環境により、就学援助を必要とする家庭が存在しているため、継続した効果的な支援が必要です。
- 家庭環境等により、経済的な支援を要する家庭が存在しているため、奨学金制度を運用した援助を継続・拡大していく必要があります。
- 学校教育に特別な支援を必要とする子どもが増加しており、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に十分に教育を受けられるよう、一人一人の教育ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みづくりを進めることが課題です。
- 不登校の児童生徒が継続して発生している状況であり、適切な学習の場の確保等が必要です。

③施策の展開

- 各学校の栄養教諭及び栄養士が連携し、栄養量の確保と残食などの課題を共有し、献立を工夫しながら、安全な給食を提供します。
- 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助及び特別支援教育就学奨励の取組として、学用品費等の援助を行います。
- 奨学金の償還管理を徹底し新たな貸付件数の確保に努めるとともに、様々な

奨学金制度の周知を行います。

- 学校教育に特別な支援が必要な子どもたちに対し、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、小中学校及び幼稚園に在籍する子どもたちに対し、適切な指導や支援を行います。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を構築し、全ての教員が障害や特別支援教育に関する理解を深める取組を推進します。また、就学前に障害の早期把握と適切な支援に努めます。
- 教育委員会、学校及び保護者の連携を強化し、不登校の児童生徒の指導・相談体制を確立するとともに、学びの場を確保します。

④施策の主要な取組（関連事業）

- 学校給食の提供
- 児童生徒への就学援助
- 高校生・大学生への奨学援助
- 特別な支援を必要とする児童生徒等への支援の充実
- 不登校の児童生徒の解消

⑤施策の指標

- 満足度

令和3年度に、児童生徒、保護者及び利用者に対し意向調査を実施し、満足度を測定し初期値を設定します。その後、毎年度定期的に意向調査を行い、前年度実績値より向上することを目指し、改善を進めます。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	—	基準値 設定	基準値 以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上

施策5 教育を振興するための基盤整備

① 施策の目的

- 学校教育環境の整備と充実を図り、子どもたちが充実した学校教育と学校生活を送れるよう取組を進めます。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 教育現場では、問題行動の発生、不登校及び特別支援を要するといった多様な児童生徒への対応等、その環境が複雑化しており、教員だけで対応することが難しくなっています。このような中で、小中学校及び幼稚園での教育環境を支援するため、教育委員会に学校教育専門指導員を配置するとともに、学校に学力向上支援員を配置していますが、今後も、継続的な配置が必要な状況です。
- 預かり保育を必要とする家庭が増加しています。このため、預かり保育のニーズに対応するためには、子育て支援と連携し、持続可能なサービスのあり方の方向性を検討することが必要です。
- 中学校での部活動及び小学校での課外活動を各校で実施していますが、活動の更なる充実が必要です。
- 全ての児童生徒 1 人に 1 台の端末の整備等を行いました。今後、機器の更新費用、通信環境の確保、I C Tを有効に活用していくための指導体制の確立が課題となります。
- 学校施設について、経年劣化が進行している状況であり、長寿命化計画を基とした計画的な修繕に努める必要があります。
- 新中学校の整備を進めています。新中学校開校に向けた準備を進め、開校を円滑に行うための準備が必要です。
- 児童生徒は、徒歩・自転車・スクールバスで通学している状況です。また、通学の際には、地域住民が児童生徒の見守りを行っている状況です。このような中で、通学等の安全確保が必要であり、通学路の点検等により危険個所の把握に努めています。

③ 施策の展開

- 教育環境の充実を図るため、引き続き、必要な人員を配置し、教職員の指導体制の強化と教師の資質向上を支援します。
- 預かり保育のニーズに対応できる幼保連携の環境づくりを目指します。
- 中学校の部活動に部活動指導員・外部指導者、小学校に教員補助員を配置し、それぞれの活動を補助・充実させるとともに、教職員の負担軽減を図り

ます。

- 国及び県の動向を注視し、財源確保に努め、学校と連携を図りながら、ＩＣＴ教育の環境の充実を図ります。
- 施設の管理・修繕について、長寿命化の視点から計画的な施設管理、予防保全に努めます。
- 新中学校の令和６年４月開校を目指し、工事等を着実に進めます。また、教育委員会において、新中学校開校準備委員会を設置し、開校に向けた準備を進めます。
- スクールバスの運行については、安全な運行形態を構築します。また、徒歩通学の児童生徒の安全を確保するため地域住民との連携・協力を進めます。

④施策の主要な取組（関連事業）

- 学校の指導体制を充実するために必要な人員の配置
- ＩＣＴ教育を推進するための環境整備
- 学校施設の適切な維持管理の継続
- 新中学校の整備及び開校に向けた準備の推進
- 通学時における児童生徒の安全確保

⑤施策の指標

- 満足度

令和３年度に児童生徒、保護者及び教職員に対し意向調査を実施し、満足度を測定し初期値を設定します。その後、毎年度定期的に意向調査を行い、前年度実績値より向上することを目指し、改善を進めます。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	—	基準値 設定	基準値 以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上	前年度実 績値以上

第2章

健やかで安心なまちづくり

基本構想に掲げた将来目標の実現に向けた基本的方向に基づき、政策・施策の目的の実現のために、各施策の指標の達成に向けた5年間の取組を明らかにし、健やかで安心なまちづくりを進めます。

○政策3 保健・医療の充実



住民一人一人が「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」を目指したまちづくりを進めます。要介護高齢者★を増やさず、住民一人一人が、生涯を通して健康で過ごすことにより、今後も増加が予想される社会保障費の抑制を図ります。また、未来を担う子どもたちが健やかに育つ社会を目指し、妊娠期からの切れ目のない保健対策を進めます。医療体制については、町立南郷病院を、本町の地域医療の拠点とすると同時に、大崎地域近隣市町及び広域的医療圏との連携によって、住民が適切な医療を受けることができる体制を確保します。

○政策4 福祉の充実



困っている人に対し、まわりの人たちが声をかけ、助け合う、思いやりのあるまちづくりを目指します。

少子高齢化、核家族化等により生活スタイルが変化し、地域全体で支えていく地域福祉が重要となります。特に、今後の高齢社会においては、公助★から自助★と互助、共助★に重点を置いたまちづくりを進める必要があります。そのことから、介護保険などの制度の利用だけではなく地域における人と人のつながりを大切にできる仕組みを構築するとともに、多くの高齢者が生涯を通して健康を少しでも長く保持しながら生活し、社会の様々な場面において活躍できるまちづくりを進めます。また、障害者福祉については、福祉サービスの一層の利用推進を図り、障害者が自立できる社会、そして、暮らしやすいまちづくりを進めます。

○政策5 子育て支援の充実



子どもたちは町の宝です。一人一人の子どもの暮らしを見守り、社会全体で子どもたちの成長を支えていけるようなまちづくりを目指します。また、全ての子ども

たちが、必要な保育又は幼児教育を受け、大切な乳幼児期にすくすくと成長できるよう、保育及び幼児教育の環境整備を総合的に進め、保護者が子育てをしながら安心して働けるよう、出産から子育てまでの切れ目のない支援を行います。

政策・施策		重点	施策の指標（K P I）
政策 3 保健・医療の充実			
施策 6 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進			・特定健診内臓脂肪症候群該当者、予備群の割合（男性） ・特定健診内臓脂肪症候群該当者、予備群の割合（女性）
施策 7 健やかな母子保健活動の推進	●		・乳幼児健診受診率 ・3歳児における1人当たりのむし歯の本数 ・不妊治療助成申請件数及び不妊治療に関する相談件数
施策 8 地域医療体制と町立南郷病院の充実			・病床利用率
施策 9 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実			・平日夜間・休日の初期救急医療★体制が整っている日数
政策 4 福祉の充実			
施策 10 高齢者が安心して暮らすための対策	●		・要介護・要支援認定を受けていない者の割合
施策 11 地域で支え合う社会の充実			・福祉活動を行っている団体への登録者数
施策 12 安心して暮らせる地域づくりの推進			・障害福祉サービスの利用者数
政策 5 子育て支援の充実			
施策 13 働きながら子育てする家族を支援するための対策	●		・保育所における待機児童数
施策 14 子育てに不安な家族を支援するための対策	●		・子育て支援センター利用者数 ・子育て支援センター利用登録者数
施策 15 児童虐待を防止するための対策			・要保護児童対策地域協議会の支援件数

政策3 保健・医療の充実

施策6 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進

① 施策の目的

- 住民一人一人が自らの健康を守るため、自ら行動することを支援することにより、一人一人の健康寿命を延ばします。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 本町における死亡原因は、がん・心疾患及び脳卒中等、命に関わる疾病が高い割合となっており、住民の命を守るための取組を、町が行っていかなければなりません。
- 受診機会の拡大や個別通知による受診勧奨に取り組むことによって、各種健康診査・がん検診の受診率は微増の傾向にあります。しかし、罹患者が増える40歳代から50歳代の働き盛りと言われる世代は、受診勧奨を行っていますが、受診率は低くなっています。
- 検診受診後の精密検査は、受診されない方がいることが課題となっています。
- 医療及び介護に係る負担は、少子高齢化の進展により、今後も一層増すと予想されます。また、動脈硬化や生活習慣病の発症リスクを高める内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合は、宮城県は平成20年度から連続して全国ワースト3位以内であり、本町は宮城県平均値より高い状況にあります。このため、これまで以上に生活習慣病を予防するなど、健康増進と健康寿命の延伸に努めていかなければなりません。
- 生活習慣病を予防するためにも、生活習慣及び食生活の改善について普及・啓発に努めていかなければなりません。
- 新型コロナウイルス感染症など未知の感染症は、今後も発生が想定されることから、非常時における防疫体制を整え、物資等を備える必要があります。

③ 施策の展開

- 保健活動は、住民の命を守るために早期に疾病を発見し、早期に治療につなげるための啓発活動などを重点に推進します。

- 働き盛りの世代を中心に、健康に対する意識を高め、各種健康診査・がん検診の受診率を向上させるよう取り組みます。
- 精密検査該当者の未受診対策は、未受診者が無くなるよう受診勧奨の徹底に努めます。
- 住民が生涯を通して、健康で自立した生活を送れるよう、生活習慣病を予防し、住民が主体的に取り組める健康づくりを継続します。
- 生活習慣病予防のためには、正しい知識と食生活を含む生活習慣の改善方法について、普及・啓発を行います。
- 感染症を予防するため、平時から正しい知識の普及・啓発を行います。非常時には直ちに庁内対策組織を立ち上げ、感染症に関する情報提供及び必要な対策を講じます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 検診受診率の向上の取組
- 精密検査該当者への受診勧奨等による重症化予防の取組
- 健康教室、運動教室の開催
- 生活習慣病予防のための普及・啓発と保健指導の実施
- 健康協力員による保健活動
- 食育に関わるボランティア等の育成と活動支援
- 感染症予防や感染拡大防止のための知識の普及・啓発

⑤ 施策の指標

- 特定健診内臓脂肪症候群該当者、予備群の割合（男性）
健康寿命の延伸を図る観点から、動脈硬化や生活習慣病の発症リスクを高める内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合を指標とします。

（単位：％）

H27 （実績）	H30 （実績）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
47.5	54.2	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5

- 特定健診内臓脂肪症候群該当者、予備群の割合（女性）

(単位：％)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
16.5	20.9	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8

施策7 健やかな母子保健活動の推進

① 施策の目的

- 全ての子どもたちが健やかに育つよう支援します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 女性の社会進出、少子化、核家族化等、子どもを取り巻く環境が変化し、それぞれの家庭や養育者が抱える悩みや相談内容も多様化しています。また、家族構成や地域環境によって育児支援の状況は様々であることから、基本的な知識や情報の不足などにより、子育てにつまずくリスクが高まる傾向があります。
- 母子健康手帳の交付時の面接や乳時期から幼児期に継続的に実施する乳幼児健診は、成長発達や子育てに関する親子の相談に応じる機会となっています。子どもの健やかな成長のためには、必要に応じて医療や児童福祉、教育機関等関係機関と連携し、切れ目のない支援が求められています。
- 不妊治療費は高額であることから、子どもを望んでも妊娠できず不妊に悩む夫婦には、経済的な負担が大きくなっています。
- 予防接種法に基づく定期予防接種及び重症化予防を目的とした任意予防接種事業を実施しています。個別接種を実施しているものの、定期予防接種率は100パーセントには至っていません。
- 3歳児のむし歯保有率及び1人当たりのむし歯の本数は低下・減少傾向にありますが、県平均のむし歯保有率に比べ高い状況にあります。

③ 施策の展開

- 乳幼児健診時の相談や新生児訪問等の個別訪問を通して、子育ての不安解消を図ります。また、乳幼児健診未受診に対しては、受診勧奨や各関係機関か

ら情報収集し、必要時には早期から支援を行っていきます。

- 不妊に悩む方の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 感染症の発症予防及び重症化予防並びに蔓延防止のための予防接種を実施し、未接種者への対策に取り組みます。
- 乳幼児期からのむし歯予防に向けた取組を実施します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 気軽にできる育児相談の実施
- 乳幼児健診の充実と徹底
- 幼児歯科健診及びむし歯予防対策の実施
- 妊婦健康診査の実施、新生児家庭の全戸訪問
- 不妊治療に対する相談体制の確保及び経済的な支援
- 予防接種の実施及び未接種者に対する呼びかけ
- 養育医療等の給付と未熟児訪問の実施

⑤ 施策の指標

- 乳幼児健診受診率（受診数÷対象数×100）

乳幼児健診は、乳幼児期の発育、発達状況など身体状況の確認のほか、生活習慣の基礎となる情報発信及び養育者の相談の機会であり、子どもの健やかな成長を支援する機会ともなります。乳幼児期は健全な心身の根幹を育み、成人後の健康リスクにも関わることから、乳幼児健診の受診率を指標とします（4 か月児、1 歳 3 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児健診）。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
95.1	95.9	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上

- 3 歳児における 1 人当たりのむし歯の本数

むし歯予防対策に取り組むことはむし歯予防だけではなく、乳児期からの正しい食生活習慣を築くとともに、全身の健康にも関わることから、むし歯の平均本数を指標とします。

(単位：本)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
1.09	0.96	1本以下	1本以下	1本以下	1本以下	1本以下

➤ 不妊治療助成申請件数及び不妊治療に関する相談件数

宮城県不妊治療に悩む方への特定治療支援事業を利用した住民が年間延べ十数件であり、同程度の申請件数が見込まれることから、治療前の相談者数を加えた件数を指標とします。

(単位：件)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	12	20	20	20	20	20

施策8 地域医療体制と町立南郷病院の充実

① 施策の目的

- 住民が安心できる医療体制を築きます。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 令和2年4月1日現在における本町の医療機関（歯科診療所を除く）は、町立南郷病院のほか、病院1か所、医院8か所があり、その所在地は、9施設が小牛田地域にあり、南郷地域には、町立南郷病院だけとなっています。
- 令和2年4月1日現在における町立南郷病院が標榜する診療科目は、内科、外科、小児科、眼科、整形外科の5つとなっており、小児科は週に1日のみ、眼科と整形外科は月にそれぞれ2日間のみの診療となっています。また、町内には産婦人科や精神科を標榜する医療機関はなく、診療の多くを町外の医療機関に依存しています。
- 町立南郷病院への通院手段として利用できる町内の公共交通は、住民バス★及びデマンドタクシー★となっています。しかし、小牛田地域からの通院では、限られた本数の住民バスとなっており、また、南郷地域の通院では、主にデマンドタクシーが利用されていますが、利用手続はその都度必要となるため、高

齢者にとっては、利用しにくいと感じている方もいます。

- 令和2年4月1日現在における町立南郷病院の病床機能は、急性期となっており、病床数は一般病床50床となっていますが、大崎・栗原医療圏内の病床機能は、現状のままで推移したとき、回復期と慢性期が将来不足すると予想されています。

③ 施策の展開

- 医師や看護師の安定的な確保に努めるとともに、町立南郷病院における標榜科目維持のため、引き続き東北大学病院等へ医師派遣要請を行っていきます。
- 町内及び近隣市町の医療機関並びに近隣市町間の連携を強化して、地域医療圏域全体の体制の整備を進めていきます。
- 介護老人保健施設等との連携を進め、地域住民に求められている医療提供体制を構築します。
- 利用しやすい公共交通を維持し、通院しやすい環境を整備します。
- 地域医療構想会議★での積極的議論により、地域の実情をしっかりと把握して、対応可能な病床機能の検討を行います。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 医師確保対策
- 看護師確保対策
- 病床機能の検討
- 外来診療科目の維持
- 通院しやすい交通体系の整備（関連）

⑤ 施策の指標

- 病床利用率

高齢者人口の増加が見込まれ、今後の医療需要にも大きく影響することから、住民が必要とする医療の提供が最大限にできていることが分かるよう病床利用率を指標とします。

(単位：％)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
57.4	82.5	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0

施策9 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実

① 施策の目的

- 救急医療体制・広域医療体制の確保に努めます。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 初期救急医療は、遠田郡医師会の協力による在宅当番医制と近隣の休日・夜間急患センターで対応していますが、大崎、栗原医療圏域は、人口当たりの医療従事者が県平均より少ない状況にあります。
- 二次救急医療は、救急告示医療機関と病院群輪番制医療機関で対応していますが、町内における救急告示及び病院群輪番制事業医療機関は、町立南郷病院のほか1医療機関であり、多くを町外の医療機関に依存しています。
- 重篤患者に対応する三次救急医療は、近隣の救命救急センターで対応していますが、二次及び三次救急医療機関に、軽症患者が直接受診する状況にあり、高次救急医療に支障を来す可能性が指摘されています。

③ 施策の展開

- 町内及び近隣市町の医療機関並びに近隣市町間の連携を強化して、地域医療圏域全体の体制維持を図ります。
- 救急医療機関の適切な利用について啓発し、救急医療体制の維持に努めます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 大崎市民病院救命救急センターとの連携強化
- 石巻赤十字病院救命救急センターとの連携強化

- 在宅当番医制の維持
- 病院群輪番制の維持
- 大崎市及び石巻市夜間急患センターにおける救急医療体制の確保
- 大崎市医師会附属高等看護学校運営に係る協力
- 救急医療機関の適切な利用の広報と宮城県が行う救急電話相談窓口の周知

⑤ 施策の指標

- 平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数
平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持していくことから、年間を通して医療体制の確保を図ることを指標とします。

(単位：日)

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
366	365	365	365	365	366	365

政策 4 福祉の充実

施策 10 高齢者が安心して暮らすための対策

① 施策の目的

- 生涯にわたり「生き生き」と元気に暮らせるまちをつくります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 高齢者の人口は、2040年（令和22年）に3,921万人に達する予測となっており、美里町においても高齢者数の増加及び高齢化率★の上昇が見込まれます。また、高齢者数の増加に伴い、要介護・要支援認定者数★が増加することが予測されます。
- 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活を送るためには、健康づくり事業や介護予防事業を展開することにより、要介護・要支援状態にならないようにすることが必要とされています。また、適切なサービスを利用することにより、生活の質を高め、結果として介護認定の介護度の進行を遅らせることが可能となります。
- 自立した生活を送るため、高齢者が適切なサービスを受けられるよう、地域の実態把握、相談業務、医療・介護の関係機関とのネットワークの強化が必要とされています。
- 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。加えて、認知症の高齢者も増加してきていることから、介護、予防、生活支援等の各種サービスが一体的に提供される必要性が高まっています。
- 住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、住民同士が支え合うとともに、高齢者自身も支える側になり、社会への参加活動を通じた生きがいつくりや地域との交流から、日常生活の活動量を維持する等、介護予防を意識した主体的な取組が大切になります。

③ 施策の展開

- 介護予防の重要性を広く周知し、予防に対する意識を高めるとともに、高齢者の身近なところで介護予防の取組ができる環境づくりを併せて進めていきます。
- 支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、サービス基盤の整備を進め、対象者が適切なサービスを受けられるようにします。
- 民生委員、行政区長、ボランティア及び介護・医療の関係団体と連携しながら、高齢者を支援する体制づくりと地域包括ケアシステムの構築に努めます。また、介護保険制度を正しく理解してもらうための広報活動と啓発活動を積極的に展開します。
- 高齢者を在宅で介護している家族を支援します。
- 認知症を正しく理解していただくため、認知症の高齢者及びその家族を温かく見守っていただくための認知症サポーター等を養成するとともに、認知症の理解を深めるための啓発活動を展開します。
- 高齢者の知識、経験及び技能を生かした様々な社会活動を促し、その活動を通じた生きがいつくりと健康づくり、地域社会とのつながりが図られるよう支援します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 高齢者の社会活動の支援
- 高齢者の自立生活に向けた支援
- 介護保険の制度の周知
- 介護保険制度における各種保険給付事業
- 介護保険制度における地域支援事業
- 高齢者からの様々な相談に対する対応
- 一人暮らし高齢者等に対する見守り支援
- 高齢者を在宅で介護している家族に対する支援
- 認知症高齢者の支援及び認知症予防の啓発活動の実施
- 高齢者の権利擁護の支援及び啓発活動の実施

⑤ 施策の指標

- 要介護・要支援認定を受けていない高齢者の割合

日本では高齢者人口が増加の一途をたどっており、本町も同様に増加傾向が続いています。これに伴い、要介護認定を受ける高齢者も増え続けることが予測されます。今後、要介護認定者数の増加及び認定率の上昇が見込まれる中で、できるだけ要介護状態とならず生活ができる元気な高齢者が多くなることを目指し、要介護・要支援認定を受けていない高齢者の割合を維持していくことを指標とします。

(単位：％)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
81.9	81.9	81.6	81.6	81.6	81.6	81.6

施策 1 1 地域で支え合う社会の充実

① 施策の目的

- 助け合いによる福祉社会を実現します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 町内では、支え合い・助け合いに基づく地域活動を展開している地域もみられますが、少子高齢化や核家族化が進み、人と人とのつながりが希薄化し、地域でのふれあいや交流する機会が減少しつつあります。
- 地域福祉を推進するうえで、住民同士の交流や地域活動などによる支え合い・助け合いを基盤とした地域社会の形成は必要不可欠であり、誰もが地域社会の担い手として、主体的な支え合い・助け合い活動を実践できる環境づくりが求められています。
- 住民が抱える困りごとや生活課題は様々であり、「災害時の手助け」、「安否確認の声掛け」、「話し相手」など、支援を必要としている人を把握し、地域全体で支えていくことが必要とされています。
- 地域では、ひきこもりや地域との孤立、子どもや高齢者に対する虐待や生活に困っている人など、生活課題が多様化・複合化しています。このような制度の狭間にある複合化した課題を支援するためには、公的な支援と住民相互

の支え合いなど関係機関との連携が必要です。

- 美里町社会福祉協議会は、その専門性を生かして地域住民の自発的な活動を支援するとともに、児童、生徒及び地域住民を対象とした福祉教育の推進及び地域福祉のニーズに基づく各種事業を総合的に実践しています。

③ 施策の展開

- 高齢者福祉、障害者福祉、母子父子福祉、児童福祉及び生活困窮者等の総合的な取組から、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進するため、第2期地域福祉計画を策定します。
- 災害時の高齢者、障害者等の要援護体制について検討を進めます。
- 美里町社会福祉協議会をはじめとする各種福祉関係団体との連携を強化し、地域の課題に取り組む団体、ボランティア、人材の育成等を行う団体及び地域内で見守り活動を行う団体に対して支援を行います。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 地域福祉計画の策定
- 人権擁護活動の取組
- ボランティア団体等の地域福祉活動に対する支援
- 美里町社会福祉協議会をはじめとした福祉関係団体との連携強化
- 避難行動要支援者の支援体制の整備

⑤ 施策の指標

- 福祉活動を行っている団体への登録者数

住民が主体となった支え合い・助け合いの地域づくりを進めるため、地域福祉計画の基本目標の一つに掲げている福祉活動を行っている団体への登録者数を指標とします。

（単位：人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
1,671	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

施策12 安心して暮らせる地域づくりの推進

① 施策の目的

- 障害の有無に関係なく、共に「生き生き」と暮らせるまちをつくります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を目指し、福祉の推進に取り組んでいます。
- 障害者差別解消法★の施行を受け、行政機関及び民間事業者においては、障害を理由とする差別的な取扱いが禁止されており、障害者への合理的配慮などが求められています。
- 様々な障害特性について、正しい理解や知識を深めるため、関係団体等と協力し、地域でふれあう機会をつくり、理解と交流のある地域社会をつくることが求められます。
- 福祉サービスに対するニーズが多様化しています。障害者が必要な支援を受けられるよう、利用者のニーズに合ったサービスの質・量の確保が必要です。
- 障害者の「働きたい」、「スポーツ・文化活動等に参加したい」という生きがいのある生活を送る希望を実現するため、障害者の雇用や社会参加に関係する機関が相互に連携した支援体制が求められます。
- 障害者が安全に安心して生活し社会参加するためには、生活基盤の整備が不可欠です。障害者が地域の生活環境において感じる様々な「暮らしにくさ」を見直していく必要があります。
- 発達障害★及び自閉症★の子どもが増えていることから早期発見と早期支援が必要です。子どもの発達段階や一人一人の特性に応じて、保健や児童福祉、教育、医療等の関係機関と連携して、相談支援や療育指導の充実が求められています。

③ 施策の展開

- 障害者が自立して日常生活を送ることができるよう支援します。

- 人権と障害についての理解を深め、権利の侵害や差別をなくし、障害者が地域の一員としてともに支え合う地域づくりに取り組みます。
- 障害についての理解を深めるため、積極的な福祉教育を進めます。
- 相談支援体制は障害者が地域で安心して暮らす支援の要です。障害者の家族又は介護者の生活支援を充実する等、状況に応じた適切な支援につなげていくよう取り組みます。
- サービスを必要とする人に必要な情報が確実に届くよう、障害の特性に応じて様々な機会を活用し広く情報提供を行い、サービスの利用促進を図ります。
- 障害者に対するサービス提供基盤の充実、確保に努め、円滑な制度運営を図ります。
- 障害者が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や働く意欲を持ち、社会への参画を果たし、自らの生き方や暮らし方の選択が広がるよう努めます。また、それらの実現に向けて必要な支援の行える体制づくりに取り組みます。
- 福祉のまちづくりを進めるためには、長寿命化計画に基づく公共施設改修時のバリアフリー★化が必要です。また、まちづくりをデザインする社会基盤等の整備計画の策定に際し、誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン★」の考え方を導入するよう働きかけます。
- 移動手段として住民バスの運行など、障害のある人にとって安心・安全な環境づくりを目指し、暮らしやすい地域への移行を図ります。
- 療育支援については、幼児期から保護者を対象とした研修会及び療育支援教室を開催し、障害児とその保護者に対する早期支援を図ります。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育及び教育と連携した支援を行います。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 障害者の日常生活に対する支援
- 障害者の日常生活能力の確保に対する支援
- 障害者が自立するために必要な医療支援
- 地域自立支援協議会と連携した就労ネットワークの形成

- グループホーム★を建設する事業者に対する支援
- 緊急の受入れ機能を持つ地域生活支援拠点等の整備
- 早期療育指導訓練の実施
- 障害者とその家族、介護者からの相談及び対応
- 障害者の活動の場の提供
- 障害福祉サービス事業所従事者研修会の実施
- 障害者の権利の擁護
- 障害者に対する理解を深める研修会及び交流の推進
- ユニバーサルデザインの推進（関連）

⑤ 施策の指標

- 障害福祉サービスの利用者数

障害者が自分の住み慣れた地域で自立して地域社会の一員として共に働き、共に生活するには地域生活と就労支援が重要であることから、福祉サービスの利用者数を指標とします。

（単位：人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
198	237	260	265	270	275	280

政策5 子育て支援の充実

施策13 働きながら子育てする家族を支援するための対策

① 施策の目的

- 働きながら子育てしやすいまちをつくります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 平成30年4月に1か所、平成31年4月に1か所、令和2年4月にも1か所認可外保育施設★が小規模保育施設★に移行しました。さらには、駅東地区に令和2年4月に入所定員110人の認可保育所も開所しています。
- 令和元年度において、待機児童の数は、0歳児が1人、1歳児が5人、2歳児が9人、3歳児が1人の、合わせて16人となっています。
- 待機児童解消のための対策と併せて、子どもたちにとって
- 良い教育・保育環境となるよう子育て環境の充実を図ることが必要です。
- 待機児童が解消されていないため、保護者の経済的な負担を軽減することを目的に、認可外保育施設入所児童の保護者に助成金を支給しています。
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化していますが、無償化によって利用を希望する方が増えることが予想されます。
- 放課後児童クラブ★では、小学3年生までの児童を対象としていますが、小学4年生以上の児童の受入れが求められています。また、施設の老朽化が進み、その対策も必要とされています。
- 母子父子医療費助成のほかに、子ども医療費助成として0歳児から中学生までの通院、入院の医療費を無料にしています。

③ 施策の展開

- 民間事業者と協力して、更なる保育施設の拡充を図ります。

- 就学前の子どもの教育と保育を一体的なものと捉え、幼稚園と保育所の良さをあわせもつ認定こども園★について、公立施設の民間移行も視野に入れながら教育委員会と連携し検討を進めます。
- 町内外の認可外保育施設に入所する児童の保護者に対して、助成金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 放課後児童クラブにおいては、放課後児童支援員★を適正に配置するとともに、対象児童の学年の拡充を行います。また、老朽化の著しい施設については、計画的に整備を進めます。
- 今後も子ども医療費助成事業を継続することで、家庭における経済的負担の軽減を図ります。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 保育環境の充実
- 民間活力の活用の推進
- 幼保連携の推進
- 保護者の経済的負担の軽減
- 放課後児童クラブの対象学年の拡充と施設の整備

⑤ 施策の指標

- 保育所における待機児童数
働きながら子育てしやすいまちをめざす中で、保育所における待機児童数ゼロを指標にします。

（単位：人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
11	38	0	0	0	0	0

施策 1 4 子育てに不安な家族を支援するための対策

① 施策の目的

- 子育てが楽しいと感じる家庭を増やします。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 平成30年度には町内2か所の子育て支援センターに延べ8,874人の親子が来館しています。また、実施した利用者アンケートの調査結果によると、子育てに関する不安の内容は、「離乳食」、「子ども同士の付き合い」、「産後の職場復帰」、「子どもと接する時間が少ない」などがあり、気軽に相談できる相手がおらず、子育てに不安を抱いている親がいます。
- 子育て支援センターにおいて、親同士の交流、保育士等への子育てに係る相談を通して、不安や悩みの解消につながっています。
- 子育て支援センターにおいて、子育てアドバイザーを配置して子育ての不安や悩みを相談できる体制づくりに努めていますが、同世代の子どもたち同士の交流機会をもっと増やして欲しいとの要望も出されています。

③ 施策の展開

- これから出産、育児を迎える方、子育てに不安を抱えている方はもちろん、子育てに積極的な方について、行事等を実施しながら気軽に利用できる集いの場を提供するとともに、交流の機会を増やします。
- 子育てアドバイザーを配置して相談体制の充実を図ります。
- 子育て支援センターで開催する行事等について、様々な機会を活用して周知し、利用促進を図ります。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 子育て支援センターの運営
- 子育てアドバイザーの配置
- 子育ての相談体制の充実
- 母子保健との情報共有の強化

⑤ 施策の指標

- 子育て支援センター利用者数
子育てに関する悩みや育児相談できる環境づくりは子育て支援の重要な取

組であることから、子育て支援センターの利用者数を指標とします。

(単位：人)

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
9,602	8,874	8,900	8,800	8,700	8,600	8,500

➤ 子育て支援センター利用登録者数

子育てに関する悩みや育児相談できる環境づくりは子育て支援の重要な取組であることから、子育て支援センターの利用登録者数を指標とします。

(単位：人)

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
223	279	250	250	250	250	250

施策 1 5 児童虐待を防止するための対策

① 施策の目的

- 子どもの人権を守ります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- ネグレクト*及び心理的虐待*者の世帯は、低所得で生活苦の場合が多く、また、親自身も幼い頃に同様の境遇にあったことが見られると指摘されています。一方、核家族化が進み、近隣との関係が疎遠となり、地域交流も衰退しています。
- 家庭環境は、子どもの知性と心身のその後の成長に大きく影響します。虐待は、子ども自身で解決することは困難であることから、関係機関が連携して、継続的に支援することが必要です。
- 美里町要保護児童対策地域協議会*は、各関係機関との連携によって、児童虐待の未然防止と発生後の迅速かつ適切な対応に努めています。しかし、困難事例も増加傾向にあることから、虐待対策に関する知識を有する専門的な

職員の配置が必要です。

- 平成30年度においては、終結したケース3件、継続するケース22件、新たに発生したケース3件が実務者会議で認められ、その主な虐待の内容としては、身体的虐待5件、ネグレクト5件及び心理的虐待6件となっています。虐待による子どもの死亡が社会問題化している中、町内においても支援を要するケースは年々増加傾向にあります。

③ 施策の展開

- 虐待に関する情報提供の啓発を図るとともに、関係機関と連携を図ります。
- 児童虐待の発生を未然に防ぎます。また、既に発生した事案に対してはその深刻化を防ぎます。
- 乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言を行います。また、必要な場合は、宮城県北部児童相談所、宮城県北部保健福祉事務所、遠田警察署等の関係する機関と個別ケース検討会議★を行い、適切な対応を協議します。
- 保健師、学校、民生委員・児童委員の連携で、家庭内に立ち入っての対応も行っていきます。
- 初期の要保護児童については、具体的な支援内容を検討する個別ケース検討会議の開催から、適切な対応を行っていきます。
- 個別ケース検討会議及び実務者会議を通して、関係機関が情報を共有し、相互の連携の下に迅速で適切な対応を行っていきます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 要保護児童調整機関としての体制整備
- 子ども家庭総合支援拠点の設置
- 関係機関との連携の強化

⑤ 施策の指標

- 要保護児童対策地域協議会の支援件数
町内における要保護児童の状況を明らかにするため、要保護児童対策地域協議会における実務者会議で支援を行った件数を指標とします。

(単位：件)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
36	28	28	28	28	28	28

第3章

力強い産業がいきづくまちづくり

基本構想に掲げた将来目標の実現に向けた基本的方向に基づき、政策・施策の目的の実現のために、各施策の指標の達成に向けた5年間の取組を明らかにし、力強い産業がいきづくまちづくりを進めます。

○政策6 農業の振興



本町の農業は、基幹作物である水稻を中心としています。

近年、農業の生産については、機械・設備の高性能化、栽培技術の向上、経験則に基づく生産管理からデータを活用した生産管理へと、他産業では一般的となっている生産の仕組みが農業にも導入され始めています。これら最新機械・設備や技術導入を推進するほか、生産基盤である農地の生産性を高めるため、水田での畑作転換や二毛作★に対する取組を推進するとともに、作業の分散化、平準化を図るなど経営体質の強化を図ります。また、関係機関と連携し、産地化及び法人化を推進するとともに、人材育成やネットワークの形成を通じて、農業の魅力向上を図り担い手の確保に取り組みます。

○政策7 商工業・観光物産等の振興



事業者がその経営資源を最大限に活用できるよう遠田商工会をはじめとする関係機関と連携し、町内のあらゆる「しごと」★を支援します。また、商品開発や販路開拓を推進するとともに、町の地理、風土、物産などの地域資源をいかした観光施策に取り組みます。

政策・施策		重点	施策の指標（K P I）
政策 6 農業の振興			
	施策 1 6 担い手の確保と魅力ある農業の展開	●	・集落営農組織★の法人化数（累計） ・10ヘクタール規模の土地利用型野菜及び5ヘクタール規模の施設園芸作物の品目数（累計）
	施策 1 7 畜産経営の安定化		・畜産農家一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数
	施策 1 8 農村機能及び生産基盤の維持		・町内農地における保全活動の取組面積割合
政策 7 商工業・観光物産等の振興			
	施策 1 9 商工業を振興するための対策	●	・町内の製造品等出荷額 ・遠田商工会の会員数 ・美里町起業サポートセンター（シェアオフィス）年間利用回数（延べ）
	施策 2 0 物産・観光を振興するための対策		・観光客入込数★ ・町内産の農作物等を活用した商品開発数（累積）

政策 6 農業の振興

施策 1 6 担い手の確保と魅力ある農業の展開

① 施策の目的

- 多様な農業経営による地域農業の維持・発展を図ります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足がより深刻になり、農業の担い手は減少していくことが想定されます。地域農業を守るためには、集落営農組織の法人化や新規就農★者など、担い手の確保対策が必要です。
- 本町の基幹作物である水稻は、人口減少や食生活の変化等により需要が減少しており、汎用水田を活用した麦、大豆及び土地利用型野菜など、需要に応じた作物の生産が求められています。
- 野菜需要については、外食・中食の拡大や調理の簡便化により、加工・業務用の需要が拡大しています。
- 加工・業務用需要に対応し、取引を拡大するためには、生産面積の確保及び安定出荷など、一体的な取組体制を構築し産地としての競争力の向上が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症は、花きや畜産を中心に農業生産にも影響を与えています。さらに、外出自粛等による外食の機会が縮小したことにより、加工・業務用野菜の需要減少、米の民間在庫の増加等、今後の影響が懸念されます。
- 土地利用の自由度を高めるためには、担い手に農地の経営権を集約する必要があり、農地所有者や担い手間、地域内における土地利用の合意形成が必要です。
- 中心的な担い手においては、大規模化、法人化の傾向にあることから、スケールメリットをいかした低コスト化、高収益化による経営展開が必要となっています。

- 収益向上の取組として、農地の高度利用による生産性の向上が推進されています。
- 水田農業の推進に当たっては、国の経営所得安定対策を中核とし、各種支援制度等を有機的に連携させた展開が必要です。
- 中小規模の経営体については、地域農業を維持していくうえで欠かせないものであり、少量多品目の生産、農産物直売所★での販売、6次産業化や商工業者との連携による付加価値の創出など、経営規模や経営内容に沿った支援が必要です。
- 労働力不足の解消や生産効率の向上のため、ロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用したスマート農業の取組が推進されています。
- 農業用施設については、長寿命化や機能強化による既存施設の有効活用、設備投資の抑制の取組が想定されます。また、農業用ハウス等の遊休化が懸念され、貴重な生産基盤として次世代や担い手に引き継ぐための対策が想定されます。
- 農作物被害を防止するため、病虫害防除、有害鳥獣の駆除等、継続的に取り組む必要があります。
- 農地の地力低下が問題となっているため、耕種農業★と畜産の連携による堆肥利用等、地力を高める土づくりの推進が必要です。

③ 施策の展開

- 集落営農組織ごとに方向性を整理し、関係機関との連携を図りながら、法人化の取組を促進します。また、法人経営の安定化を支援します。
- 新規就農や雇用による就農機会の創出を図ります。
- 加工・業務用野菜の需要に即した土地利用型野菜の生産を推進し、産地化を図ります。
- 担い手への農地の集積を促進します。
- 農地の高度利用、農用地利用の効率化を図るため、水田をフルに活用した収益性の高い農業の取組を推進します。
- 地域の特色をいかした農業の推進を図るため、野菜、果樹等園芸作物の生産を支援します。

- 農産物の付加価値向上や6次産業化及び農商工連携の取組を支援します。
- スマート農業★の実践に向けた最新設備等の導入を支援します。
- 農地や農業用施設の有効活用など地域農業継承対策を支援します。
- 有害鳥獣駆除及び病虫害防除の取組を支援し、良好な生産環境を維持します。
- 土づくり、有機農業等、環境に配慮した生産を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症や自然災害など環境変化に対応し、事業の継続を支援します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 地域を支える担い手の確保及び経営安定支援
- 生産組織の活動支援
- 農産物の産地形成に向けた推進
- 担い手への農地集積と集約化の促進
- 水田フル活用の推進
- 個性をいかした農業の推進
- 6次産業化及び農商工連携の促進
- 先端技術を活用したスマート農業の支援
- 新規就農支援と地域農業の継承対策
- 生産環境の維持・向上対策
- 環境変化に対する事業継続支援

⑤ 施策の指標

- 集落営農組織の法人化数（累計）

農業従事者の高齢化や後継者不足がより深刻になる中、集落営農組織の法人化が地域農業の担い手及び農地集積の受け皿として期待されることから、集落営農組織の法人化数を指標とします。

（単位：法人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1	8	9	9	10	10	11

- 10ヘクタール規模の土地利用型野菜及び5ヘクタール規模の施設園芸作物の品目数（累計）

水田の高度利用と産地の形成を図るため、作付面積が10ヘクタール規模の土地利用型野菜及び5ヘクタール規模の施設園芸（需要者との直接取引が単一品目かつ単独で行えると見込まれる規模）の品目数を指標とします。

（単位：品目）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
1	1	2	2	2	3	3

施策17 畜産経営の安定化

① 施策の目的

- 畜産経営の安定化及び生産基盤の維持を図ります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 環太平洋経済連携協定など相次ぐ巨大自由貿易協定の発効、畜産農家の高齢化や後継者不足に伴い、農家戸数の減少が懸念されるとともに、肉用牛の飼養頭数にも減少が見られています。また、全国的な家畜伝染病の発生や粗飼料の高騰、施設の老朽化などにより、畜産経営は不安定な状況となっています。
- 生産量の減少を背景に高水準を維持していた牛枝肉卸売価格は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大幅な下落となっています。また、肉用繁殖雌牛の飼養戸数や飼養頭数の減少を背景に高止まりの傾向にあった子牛価格についても、枝肉卸売価格に連鎖する形で下落している状況です。
- 特色のある和牛産地を形成するため、優良繁殖牛の育種・改良を推進するとともに、生産コストの低減や子牛価格の変動に対応するため、繁殖・肥育一貫経営、耕畜連携の体制が求められます。

③ 施策の展開

- 飼養技術の向上と地域内連携の強化を促進し、消費者ニーズに応じた肉用牛の生産を支援します。また、素牛導入の負担軽減を図りながら、飼養頭数の維持を図ります。
- 飼料価格の変動による影響を低減させるため、水田を活用した飼料作物の生産及び耕畜連携の取組を推進します。
- J A新みやぎが主導する畜産クラスター（畜産農家をはじめとする地域の各種支援組織、関連産業等の関係者が連携・結集した地域ぐるみの推進体制）の取組を支援します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 畜産組織への活動支援
- 素牛導入への支援
- 飼養環境の整備支援

⑤ 施策の指標

- 畜産農家一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数
 高齢化や後継者不足に伴い農家戸数の減少が続くとともに、新型コロナウイルス感染症による影響が懸念される中であっても、肉用牛の飼養頭数を維持していくことが必要であることから、一戸当たりの飼養頭数を指標とします。

（単位：頭／戸）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
15.6	14.4	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0

施策 1 8 農村機能及び生産基盤の維持

① 施策の目的

- 農地、水利施設等、生産基盤の適切な管理を図ります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 人口減少社会及び高齢社会にあつて、農村の集落機能が低下しています。
- 農地整備事業は、担い手への農地集積や農地の高度利用につながります。
- 過去に整備された農業用施設は、長寿命化対策が必要な時期を迎えています。また、暮らし、なりわい、生命を守るため、水田や農業用水利施設が持つ洪水対策機能への期待が一層高まっています。
- 大崎地域における「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」が世界農業遺産に認定されたことを機に、農業が育む文化、生物多様性、農村景観等を後世に継承していくことが求められます。
- 国内人工林の半数以上が主伐期を迎え、木材の有効活用と適切な森林管理が求められています。

③ 施策の展開

- 農業農村が持つ多面的機能の発揮を促進するため、地域における共同活動を支援します。
- 担い手への農地集積、農業生産の効率化を促進するため、農村機能及び生産基盤の維持向上を図ります。
- 農業用施設等は、関係機関と連携し優先度を考慮しながら、効率的かつ効果的な整備を図ります。
- 世界農業遺産認定の柱である「巧みな水管理システム」や農業と生物多様性の共生など、持続可能な農業システムを官民一体となり、後世に継承していきます。
- 災害防止や地球温暖化防止など、公益的な機能を持つ森林の適切な管理を推進します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 集落機能の維持と共同活動の支援
- 農地集積、農業生産の効率化
- 生産基盤及び農村における防災機能の維持向上
- 大崎地域世界農業遺産の理解促進

- 森林環境の維持向上

⑤ 施策の指標

- 町内農地における保全活動の取組面積割合

農業農村が持つ多面的機能の発揮には、地域ぐるみの保全活動が重要であるとともに、農業生産基盤の適切な管理が求められることから、町内農地に対する保全活動の取組面積割合を指標とします。

(単位：％)

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
95.8	92.6	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0

政策 7 商工業・観光物産等の振興

施策 19 商工業を振興するための対策

① 施策の目的

- 地域の「しごと」を支援し、豊かな「暮らし」を創り出します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 平成28年の経済センサスにおける本町の事業所数は、888事業所となっており、うち、2次産業が192事業所、3次産業が696事業所となっています。
- 中小企業庁が公表している本町の中小企業数は、643企業となっており、そのうち約9割を小規模企業が占めています。中小企業・小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしています。
- 中小企業・小規模企業の持続的な成長発展を図るため、令和2年9月に「美里町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。
- 制度資金は、商工業者の資金需要に対し大きな役割を果たしています。商工業者による町の制度資金の活用は、年々増加している状況にあることから融資資金の確保及び融資限度額を引き上げるなど、安定した資金の融通に取り組んでいます。
- 立地企業が新たな設備を導入した場合等の事業拡大に対し、奨励金を交付するなどの支援を実施しています。引き続き、既存の立地企業に対する支援を実施するとともに、新たな企業の立地を模索し、継続的な誘致活動を実施する必要があります。
- 商工業者の経営改善や商店街の活性化に取り組む遠田商工会に対し、円滑な事業展開が図られるよう、支援をしています。今後も、地元商工業者の身近な存在である遠田商工会の運営を支援するとともに、連携体制を一層強化していく必要があります。
- 美里町起業サポートセンター「Kiribi」★の開所以来、起業、創業、

事業承継等の相談者や施設の利用者が年々増加しています。起業者同士の結び付きを強め、K i r i b i の設置効果を最大限に発揮するため、起業セミナーや起業相談会の開催など、引き続き、利用者の確保対策を講じる必要があります。

- 宮城県の有効求人倍率は、令和元年度平均で1.63倍と高い水準で推移しています。本町では、町内雇用を促進するため、事業の拡大等を図った企業に対し、雇用奨励金を交付するとともに、高齢者の就業機会確保のため美里町シルバー人材センター★の運営を支援しています。今後は、既存企業の求人支援、働き手を域外に求める取組や高齢化、社会保障制度改正にともなう高齢者の就労機会の創出が求められます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大は、中小企業の経営環境に大きな影響を与えており、収束時期や収束後の状況が見通せない中、その対策が求められています。
- 国では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者に対し、事業継続対策として、持続化給付金、雇用調整助成金等の支援を実施しています。本町でも、感染拡大防止協力金や事業継続支援金により、町内事業者への支援を実施し、また、利用者が飲食店等を安心して利用できるよう「クリーンフラッグプロジェクト」を展開するとともに、消費喚起対策として割増し商品券の発行を支援しています。

③ 施策の展開

- 安定した資金融通の確保のため、関係機関との連携強化を図るとともに、商工業者等の資金需要に対応します。
- 新たな設備投資など、事業拡大や生産性の向上を図る企業のニーズに応えるとともに、税の特例措置など国・県等の支援制度を取り入れながら立地企業の支援に努めます。
- 中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展が図られるよう、経営基盤の強化に向けた支援を推進します。
- 遠田商工会の事業が効率的かつ効果的に実施されるよう団体運営を支援し、更なる連携体制の強化により商工業者の支援及び地域経済の活性化に努めます。

- 起業相談会や起業セミナーを継続的に開催し、K i r i b i の利用促進を図るとともに、地域経済に元気を与える「しごと」の創出を図ります。
- 高齢者の就労、既存企業の雇用促進等に係る取組を継続するとともに、地方創生に結び付く地方回帰に向けた就労環境の整備に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、必要な対策を講じるとともに「新たな生活様式」の定着化に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症や自然災害など経済的社会的環境変化に対応し、事業の持続的発展を支援します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 経営の安定、基盤強化及び革新に対する支援
- 販路の開拓及び受注機会の確保に対する支援
- 資金調達の円滑化に向けた支援
- K i r i b i の運営と新たな「しごと」創出の支援
- 既存企業への事業拡大等に対する支援及び新たな企業の誘致
- 人材の育成及び確保に対する支援
- 遠田商工会に対する運営支援
- 美里町シルバー人材センターに対する運営支援
- 経済的社会的環境変化に対する事業継続支援

⑤ 施策の指標

- 町内の製造品等出荷額

町内の製造品等出荷額の推移は、製造業の実態及び企業の経営状況を示す指標であることから製造品等出荷額の数値を指標とします。

（単位：億円）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
326	319	320	320	320	320	320

- 遠田商工会の会員数

遠田商工会の会員増加は、事業者に対する商工事業の成果として捉えられ

ることから、遠田商工会の会員数を指標とします。

(単位：事業所)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
468	462	460	460	460	460	460

➤ 美里町起業サポートセンター（シェアオフィス）年間利用回数（延べ）

美里町起業サポートセンター「K i r i b i」におけるシェアオフィス利用者の増加は、町内における新たな「しごと」の創出につながることから、シェアオフィスの年間利用回数を指標とします。

(単位：回)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	476	750	750	750	900	900

施策20 物産・観光を振興するための対策

① 施策の目的

- 物産販売や観光客誘致を通じて、町の「にぎわい」をつくります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 宮城県の観光入込客数は、震災前を超える過去最高の水準となっています。本町は、広域的観光ルートから外れた立地環境にあるため、観光地として恵まれた環境がなく、宮城県や近隣市町と連携した取組が求められています。
- 本町の観光と物産を広く周知するため、事業者や関係機関が連携して、町内外の観光イベント等に参加し町のPR活動に取り組んできました。引き続き、町内外における観光PRや物産販売等により交流人口の増加に向け、多くの機会を設ける必要があります。
- 住民等により組織された実行委員会が中心となり、地域の伝統や特色を生か

した催事が毎年開催されています。一方で、構成員の高齢化等による催事の継続が懸念されており、新たな人材の掘り起こし、確保が求められています。

- 平成29年11月、東北地方で初めて認定された世界農業遺産の地域資源を広く継承していく必要があります。また、農業が育む文化、生物多様性、農村景観等、保全活動を通じて創出される付加価値を地域経済へ波及させる取組が求められます。
- 農産物の付加価値の創出は、農商工連携及び6次産業化を推進し、商品開発等の支援により一定の成果をあげてきました。「北浦梨」などの特産品の認知度向上や販路拡大には、農業者、商工業者、関係機関等が一体となった取組が求められています。
- 近年、情報取得や購買手段は多様化し、顧客ニーズに対応した情報発信、販売方法などが求められており、SNSによる生きた情報の発信、ふるさと納税制度による物産PR、販路の拡大などが求められています。
- 本町の産業関連施設は、利用者サービスの向上に努め、多くの利用客に親しまれています。引き続き、指定管理者制度の活用による民間ノウハウを最大限に生かし、本町の観光拠点、流通拠点としての機能発揮が求められています。
- 新型コロナウイルスの影響は、催事の中止や観光客の減少など、観光・物産事業に大きな影響を与えており、収束後の対策を見据えた取組が求められます。

③ 施策の展開

- 観光PRや物産販売のもととなる観光資源、新たな特産品の創出、特産品のブラッシュアップ★に取り組めます。
- 本町が持つ農村地域の風土や文化、歴史を広めます。
- 住民主体による催事開催を更に啓発し、自由な発想による催事内容、そのための新たな人材獲得などの活性化策を講じます。
- 農商工連携及び6次産業化を促進し、本町の農産物や世界農業遺産の地域資源による付加価値創出を図ります。
- 特産品の商品数を増やすため、商品開発支援を継続するとともに、PR、流

通・販売までの一貫した支援を実施します。

- 情報発信や販売方法の拡充を推進し、新型コロナウイルス感染症や自然災害などの環境変化に対応できる取組を支援します。
- 産業関連施設については、施設機能を最大限に発揮するため、情報発信機能や販売機能の充実を図るなど、公民連携による取組を推進します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 町の観光PR及び物産販売の促進
- 催事開催支援及び人材の掘り起こし
- 農産物、地域資源による付加価値の創出
- 農商工連携及び6次産業化の促進
- 情報発信及び販売方法の拡充支援
- 農産物直売所の活性化
- 交流の森・交流館の活性化

⑤ 施策の指標

- 観光客入込数

観光客等の増加は、町のにぎわいづくりや地域経済への波及効果が高いことから、年間の観光客入込数を指標とします。

（単位：万人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
39	39	39	39	39	40	40

- 町内産の農作物等を活用した商品開発数（累積）

消費者のニーズに対応した商品を継続的かつ持続的に提供することが物産振興を図るうえで重要なことから、町内産の農作物等を活用した商品開発数を指標とします。

（単位：品目）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
-	14	20	22	24	26	28

第4章

くらしやすさを実感できるまちづくり

基本構想に掲げた将来目標の実現に向けた基本的方向に基づき、政策・施策の目的の実現のために、各施策の指標の達成に向けた5年間の取組を明らかにし、くらしやすさを実感できるまちづくりを進めます。

○政策8 生活安全の確保



東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を風化させることなく、次代に引き継ぐとともに、国及び宮城県とともに迅速かつ実効性のある避難行動等が実施できるよう努めます。また、消防団、自主防災組織★等とともに地域防災力★を強化し、災害時において、その機能が十分に発揮できる体制づくりに努めるとともに、平時において、住民が犯罪及び事件に巻き込まれることがないように、安全、安心な暮らしを守ります。

○政策9 生活環境の保全



公園は、多くの住民が利用する憩いの場です。子どもから高齢者まで幅広い年代の方が利用しやすい公園整備に努めるとともに、道路整備、排水対策、上下水道の整備、公共交通網の確立といった住環境の整備に努めます。また、公衆衛生問題については、家庭ごみや温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、住民による環境美化運動を促進することで、自然環境に配慮した、「美しい里・美里町」を目指した取組を進めます。さらには、生活環境の保全と住環境の整備を進めることで、若い世代の転出抑制と新たな定住が生まれるまちづくりを行います。

○政策10 住民活動の促進



幅広い年齢層の住民が、協力して地域の課題解決に主体的に取り組むまちづくりを推進します。また、地域内外、さらには、諸外国との交流を推進し、住民や各団体の活動の活性化を促進し、活気があり魅力のあるまちづくりを推進します。

○政策11 平和行政の推進



子どもから大人まで住民一人一人が国際社会に目を向けて、日々の暮らしの中で平和を尊び、戦争のない平和な社会の実現に努めます。

政策・施策		重点	施策の指標（K P I）
政策 8 生活安全の確保			
施策 2 1	安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策		・非常用電源の確保率 ・非常時の通信手段の確保率 ・自主防災組織の組織率
施策 2 2	安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策		・交通死亡事故の発生件数 ・声かけ事案等の発生件数
政策 9 生活環境の保全			
施策 2 3	安全・安心な生活環境基盤の整備		・橋りょうの長寿命化数（累計） ・歩行空間の整備（累計） ・公営住宅入居者等の満足度
施策 2 4	公共交通網を確立するための対策	●	・住民バス、デマンドタクシー利用者の満足度
施策 2 5	生活環境や自然環境を保存するための対策		・住民 1 人当たりの燃やせる家庭ごみ排出量 ・公共施設から排出された温室効果ガスの排出量
施策 2 6	水道水を安定して供給するための対策		・石綿セメント管の更新率
施策 2 7	下水道を普及推進するための対策		・汚水衛生処理率
施策 2 8	定住化を促進するための対策	●	・総人口に占める生産年齢人口の割合
政策 1 0 住民活動の促進			
施策 2 9	地域における住民の活動を活性化させるための対策		・地域づくり支援事業への住民の参加者数（延べ人数）
施策 3 0	地域間交流を推進するための対策		・地域間交流人口（延べ人数） ・地域間交流におけるオンライン会議等の実施回数
施策 3 1	国際交流を促進するための対策		・国際交流事業への参加者数 ・国際交流におけるオンライン会議等

			の実施回数
		政策 1 1 平和行政の推進	
		施策 3 2 非核・平和社会を実現するための対策	・「平和」に関連するイベント、行事への参加者数（累積）

政策 8 生活安全の確保

施策 2 1 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策

① 施策の目的

- 災害から住民の「命」を守ります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 地域の消防活動の中心となる消防団への新たな団員の加入が少ない状況です。そのような中で、消防団員の高齢化が進んでいます。
- 地区ごとに自主防災組織が設立されています。防災・減災体制を確立するためには、地域防災力の向上が必要不可欠です。また、非常時には、災害対策本部と自主防災組織が、十分にその役割を発揮できるよう連携の強化が必要です。
- 消防防災関連の設備及び備蓄品等については、非常時に支障を来すことなく使用できることが求められます。設備の定期的な点検、備蓄品数量の確保に努めながら、企業との防災協定の締結を進めることで有事に備えています。しかし、災害状況に応じた避難所運営を円滑に行えるよう、準備を万端にする必要があります。
- 非常時に活動の拠点となる庁舎や健康福祉センターといった公共施設、情報伝達手段である防災行政無線の自立型の非常用電源の確保に努めてきました。また、避難所には非常時の電源確保のため発電機を配置しています。しかし、長期的な避難を余儀なくされることを想定した自立型の非常用電源の確保や水害を想定した場合における電気設備の機能強化も必要です。
- 町内全域に防災行政無線を設置していますが、聞こえにくい地域もあることから、戸別受信機の設置を進めています。
- 東北電力女川原子力発電所の緊急時における、避難計画等が国及び宮城県において策定されましたが、それらの内容及び実効性について検証が求められています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を基に、引き続

き、原子力災害に備えた住民の安全対策が求められています。

- 木造の公共施設も避難所に指定していますが、大規模地震により多くの避難者を受け入れることを考慮し、耐震診断を行い、耐震改修を実施してきました。今後は、指定避難所の要配慮者受入れを意識した施設の長寿命化に取り組む必要があります。
- 大規模地震による住宅の倒壊、人的被害を未然に防止するには、住宅の耐震化を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症等の流行時における複合災害の発生に備えた対策が求められています。

③ 施策の展開

- 安定した消防活動を行えるよう、団員確保に努めます。
- 平時において、住民、消防団をはじめとする婦人防火クラブ、消防後援会と連携し、非常時にその役割を十分に活かせる体制づくりに努めます。
- 防災関連施設は、非常時に問題なく使用できるよう、定期的な点検を行い適正な維持管理に努めます。また、行政、自主防災組織が備蓄品の保管に努めるとともに、住民も備蓄品を保管するよう啓発し、自助・共助・公助の取組から災害発生時に備えます。
- 非常時の電源の確保に向けた取組として、再生可能エネルギー★を活用した電力自給といった太陽光発電による自立型の電力確保に努めます。
- 防災行政無線の戸別受信機の設置を推進し、聞こえにくい地域の改善を図るとともに、エリアメール、SNSの活用から多様な情報手段による周知に努めます。
- 原子力災害対策については、国と宮城県が求める原子力発電所から概ね30km圏内の「緊急時防護措置を準備する区域★」のみを対象とするのではなく、町内全域を考慮した対策に努めます。
- 公共施設の長寿命化を機に、避難所機能を意識したユニバーサルデザインの施設整備に努め、避難者の安全確保に努めます。
- 木造住宅の耐震化を促進するとともに、ブロック塀の除去を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症等の流行時における衛生対策など、複合災害の発生に備えた取組を進めます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 消防団活動の維持
- 非常時の通信手段の確保
- 防災関連施設、備蓄品の適正な管理
- 避難所のユニバーサルデザインの推進（関連）
- 水防知識・技術の習熟
- 防災知識の習得の推進、防災情報の啓発
- 木造住宅の耐震化支援

⑤ 施策の指標

- 非常用電源の確保率（防災用発電機の配備）

安全、安心な防災体制を確立するための対策として、全ての防災関連施設に非常用電源を配備しており、その体制の維持を指標とします。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
100	100	100	100	100	100	100

- 非常時の通信手段の確保率（移動系防災行政無線の設置）

安全、安心な防災体制を確立するための対策として、全ての防災関連施設に通信手段である無線を配備しており、その体制の維持を指標とします。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
100	100	100	100	100	100	100

- 自主防災組織の組織率（自主防災組織設置行政区）

非常時における共助の重要性、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織化を推進し、平成27年度までに全ての行政区に自主防災組織が設立されており、主体的な活動の支援、連携強化を進めるうえで、組織率の維持を指標とします。

(単位：％)

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
100	100	100	100	100	100	100

施策 2 2 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策

① 施策の目的

交通事故及び犯罪から住民を守ります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 交通安全対策の取組の結果、死亡事故ゼロ 1, 0 0 0 日間（令和 2 年 4 月 3 日）を達成しています。交通安全指導隊を組織し、交通安全推進協議会、交通安全協会及び交通安全母の会連合会等と協力し、交通安全対策に取り組んでいます。しかし、交通安全指導隊員の高齢化及び隊員数の減少が見られます。
- 防犯対策については、防犯協会及び防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブ等の関係団体と地域住民が連携し、住民の主体的な活動が展開されています。その一方で、防犯実働隊員の高齢化及び隊員数の減少が見られます。

③ 施策の展開

- 交通安全関係団体が一体となり、交通安全の啓発活動及び街頭指導を実施します。
- 交通安全関係団体が活動を継続できるよう、組織の育成、会員の意識向上等に向けた取組を支援します。
- 交通安全指導隊員の確保及び担い手の育成に努めながら、隊員に負担が掛かり過ぎないように活動内容の見直しを進めます。
- 防犯協会と防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブ等の関係団体と連携して、登下校時の児童・生徒の見守り、防犯パトロール等の地域安全運動等を行います。

- 防犯関係団体と地域住民が、それぞれの立場に応じた自主的な活動を行える環境及びネットワークづくりを進めます。
- 防犯実働隊員の確保及び担い手の育成に努めながら、隊員に負担が掛かり過ぎないよう活動内容の見直しを進めます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 関係団体の活動支援
- 交通安全運動の推進
- 防犯活動の実施
- 交通安全施設の維持管理
- 防犯設備の維持管理

⑤ 施策の指標

- 交通死亡事故の発生件数（１月～１２月）

安全、安心なまちづくりを目指し、交通死亡事故の発生件数を指標とし、ありたい姿として目標値をゼロに設定します。

（単位：件）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
0	0	0	0	0	0	0

- 声かけ事案等の発生件数（１月～１２月）

安全、安心なまちづくりを目指し、声かけ事案等の発生件数を指標とし、ありたい姿として目標値をゼロに設定します。

（単位：件）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
21	11	0	0	0	0	0

政策 9 生活環境の保全

施策 2 3 安全、安心な生活環境基盤の整備

① 施策の目的

- 快適な生活環境を整備します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 公共交通手段の乏しい地方においては、車への依存度が高いのが現状ですが、地域から寄せられる道路整備の要望に対応しきれいていません。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の移動経路の安全が十分に確保されることが必要となる一方で、高齢者が増加傾向にあり交通弱者の通行に対する安全確保が課題となっています。
- 道路橋りょうの維持管理に努めていますが、資産の老朽化が進んでいます。しかし、財政的な投資余力が十分でないために、計画の進捗に遅れが生じてしまうことが課題です。
- 集中豪雨等、近年の降雨状況を考慮すると、災害発生リスクが増大しており、河川環境の改善、排水路の整備等、排水不良箇所の解消が課題となっています。
- 小牛田駅東地区における人口の増加に伴い、小牛田駅東西自由通路の利用者数が多くなっています。
- 定期的に公園遊具の点検を実施していますが、危険な遊具の撤去が増えています。また、公園施設の老朽化率が高まっているのが現状です。このため、少子化が進む一方で、公園の機能性の検討が必要です。
- 町営住宅は経年劣化による損傷が進んでいるため、町営住宅の入居者が安心して暮らすために、適切に維持管理することが必要です。

③ 施策の展開

- 計画的な道路巡回を実施し、地域の実情を把握しながら、優先順位を考慮し

た道路橋りょうの維持管理及び整備に取り組めます。

- 子ども、高齢者等の交通弱者の歩行空間の整備を進め安全対策に取り組めます。
- 町道の維持管理については、冬季の除雪体制を維持しつつ、財源確保に努めながら、長寿命化の取組を進めます。
- 国、県管理河川に関する改善要望の推進及び住宅地等の排水不良箇所等の解消に努めます。
- 小牛田駅東西自由通路の適切な維持管理に努めます。
- 公園の利用実態を調査し、地域との話し合いを大切にしながら、公園の長寿命化に取り組めます。
- 町営住宅の適切な維持管理に努めます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 道路、橋りょうの維持管理
- 除雪・融雪体制の確保
- 交通弱者の安全対策
- 排水路の維持管理
- 小牛田駅東西自由通路の維持管理
- 都市公園の整備
- 町営住宅の維持管理
- 町営住宅の長寿命化の推進

⑤ 施策の指標

- 橋りょうの長寿命化数（累計）

平成26年度から実施している橋りょう点検の診断で老朽化が判明した橋りょうの長寿命化を図ることにより、予防保全の観点からライフサイクルコスト★を低減し、利用者の安全性の確保を目標にしました。このため、橋りょうの長寿命化数（累計）を指標とします。

(単位：本)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
1	1	14	20	23	29	29

➤ 歩行空間の整備（累計）

平成27年度から実施している交通安全事業において、自動車と歩行者の混在空間から歩行者の空間をつくりだすことで、事故危険箇所の減少を図り、ありがたい姿として交通弱者の安全性の確保を目標にしていることから、歩行空間の整備を指標とします。

(単位：m)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
886	3,539	8,000	11,200	12,600	13,400	15,500

➤ 公営住宅入居者等の満足度

維持管理や建て替えについて住宅入居者及び近隣住民が満足できる事業を展開するため、町営住宅入居者に対する生活環境、周辺環境に関するアンケート調査の満足度を指標とします。

(単位：%)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
-	-	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上

※ 基準値は、平成29年度に公営住宅等長寿命化計画を改定した際に実施した、入居者アンケート調査の満足度51.5%とします。

施策24 公共交通網を確立するための対策

① 施策の目的

- 誰でも外出できる環境をつくれます。

② 施策を取り巻く現状と課題

- J R小牛田駅、北浦駅及び鹿島台駅からの鉄道利用は、住民の重要な交通手段の一つです。利便性の向上のため、増便、車両の増設等、利用者の意向を反映させていく必要があります。
- 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する4路線をバス運行事業者に委託し、実施しています。今後は、利用者の要望及び意見を集約し、利便性のある路線及びダイヤの編成に努めることが重要です。
- 南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシーを運行していますが、利用者の満足度が高い一方で、利用者数自体は減少傾向にあります。

③ 施策の展開

- J R東北本線、陸羽東線及び石巻線の利便性向上のための対策を、宮城県及び関係自治体並びにJ Rと連携しながら、引き続き実施します。
- 住民バス事業について、乗降調査等を実施し、利便性、効率性、地域事情等に配慮した路線及びダイヤの編成をしながら、利便性向上に努めます。
- デマンドタクシーの利用者の要望及び意見を集約し、デマンドタクシーの利便性の啓発に努め、利用率の向上を図ります。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 公共交通利用者の駐輪場の確保
- 住民バス等の利便性の向上や効率的な運営
- 各種要望活動の実施
- 免許返納者への回数券支給

⑤ 施策の指標

- 住民バス、デマンドタクシー利用者の満足度
毎年1回、10月から11月にかけて、利用者アンケート等を実施していることから、平成29年度の住民バス及びデマンドタクシーの満足度を基準とし、基準値以上を指標とします。

(単位：％)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	73.0	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上	基準値 以上

※ 基準値は、平成29年度に実施した住民バス及びデマンドタクシーの利用者の利用者アンケートの満足度69％とします。

施策25 生活環境や自然環境を保全するための対策

① 施策の目的

- まちをきれいにします。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 住民による環境美化運動を推進しています。また、ごみの発生量を抑制する取組として「3R★運動」や「3切り運動」の啓発に努めていますが、ごみの排出量の減量化が進まないことが課題です。
- 不法投棄については、地区衛生組合及び関係機関と連携しながら巡回パトロールを強化しており、少なくなってきましたが、解消には至っていません。
- 地球温暖化対策への取組が求められています。このため、温暖化対策に向けた様々な取組を行うとともに、再生可能エネルギー等に関する学習を進めることが必要です。
- 空き家・空き地が増え、所有者による適切な管理が行われておりません。このため、適切な管理が行われていない空き家・空き地は、防災、衛生等の面で、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、空き家等所有者に対して必要に応じた助言、指導等を行うことが求められています。
- 狂犬病予防対策に取り組むとともに、飼い主のペットに関するマナーの向上、動物愛護の啓発に努めています。

③ 施策の展開

- 町内の美化環境を守っていきます。
- 環境美化に取り組む各種関係団体の活動を支援します。
- ごみの減量化対策及び環境教育に努めます。
- 地球温暖化対策及び環境教育に努めます。
- 増加する空き家・空き地の管理責任は、所有者自身にあることを認識し、理解を深めてもらうとともに、適切な管理を促します。
- 飼い犬の狂犬病予防対策と登録管理を徹底しながら、動物愛護の啓発活動に努めます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- ごみの減量化の推進
- 不法投棄パトロールの実施
- 公共施設の地球温暖化対策の実施
- 環境教育の実施
- 空き家・空き地の調査及び所有者に対する指導等
- 狂犬病予防管理

⑤ 施策の指標

- 住民１人当たりの燃やせる家庭ごみ排出量

住民１人当たりの燃やせる家庭ごみ排出量を指標に、令和７年度までに平成３０年度の約９％の減少を目標として設定します。

(単位：kg)

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
251.1	253.5	243.3	239.9	236.5	233.1	229.7

- 公共施設から排出された温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの総排出量の削減目標を設定しています。現在削減を進めている公共施設から排出される温室効果ガスの排出量を抑制します。

(単位：t・co2)

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
5,654.0	4,507.0	4,054.0	4,054.0	4,054.0	3,900.0	3,800.0

施策 2 6 水道水を安定して供給するための対策

① 施策の目的

- 水道水を安定して供給します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 水道管路の老朽化が進行しています。特に、耐震性に劣る石綿セメント管★については、これまでも更新工事を行ってきましたが、平成30年度末で約10kmの石綿セメント管が残っています。このため、更新を行わなければなりません、財源となる給水収益が給水人口の減少や節水機器の普及により減少傾向にあり、更新の取組が遅れています。
- 東日本大震災により水道管路が大きく損傷したことで、有収率★が低下しました。このため、漏水調査及び漏水修理を実施し、有収率の向上に努める必要があります。
- 平成28年度に策定した水道事業経営戦略を基に、包括的業務委託を行うなど、事業運営の効率化に取り組んできましたが、今後も、人口減少に伴う収入の減少や施設の老朽化による更新投資の増大が見込まれるため、更なる経営努力が求められます。また、経営環境の変化や更なる効率化を踏まえた事業運営の見直しを定期的に行う必要があります。
- 水道管路の耐震化、非常用発電機の整備、緊急遮断弁★の設置などの災害対策整備を進めていますが、災害時行動計画などの策定が未着手となっています。

③ 施策の展開

- 更新事業費の圧縮を行うため、ダウンサイジング★や長寿命化を踏まえた施

設更新計画を策定し、計画的な管路更新を行います。

- 漏水調査及び漏水修理を継続して実施し、有収率の向上に努めます。
- 中・長期的な事業運営計画である水道事業経営戦略の見直しを行います。
- 災害時行動計画を策定するとともに、民間事業者との連携協定の締結を目指します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 石綿セメント管の更新
- 有収率の向上
- 災害行動計画の策定
- 経営戦略の見直し

⑤ 施策の指標

- 石綿セメント管の更新率

石綿セメント管の更新による安定した水道水の供給をめざすことから、石綿セメント管の更新率を指標とします。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
83.0	87.2	92.1	95.0	95.6	97.0	98.1

施策 2 7 下水道を普及推進するための対策

① 施策の目的

- 衛生環境を向上させます。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 平成 3 0 年度末時点で、トイレのほか台所、風呂等の生活雑排水が衛生的に処理されている割合は、本町の人口の 7 1 % となっています。このため、トイレ及び生活雑排水の衛生的な処理を行う住民がより多くなるよう、更なる普及

促進に努めなければなりません。

- 下水道施設における排水ポンプ等の機械設備、制御機器等の電気設備等が耐用年数を迎えようとしており、更新に要する費用が今後増加する見通しです。
- 工場等の特定施設から下水道に排出される汚水の水質が、下水道法、水質汚濁防止法等の基準に適合しているか定期的な検査が必要です。
- 農業集落排水施設★の整備は完了していますが、公共下水道★施設の未整備地区があります。このため、早期に公共下水道施設の整備を完了できるよう努めなければなりません。

③ 施策の展開

- トイレ及び生活雑排水の衛生的な処理を行う住民が、より多くなるよう下水道への接続工事及び合併処理浄化槽★の設置工事費に対する補助等を行います。
- 長寿命化計画★等を策定し、下水道施設における排水ポンプ等の機械設備、制御機器等の電気設備等の効率的な更新を進めます。
- 工場等の特定施設から排出される汚水の水質検査を定期的を実施します。
- 下水道基本構想に基づき、令和7年度完了を目指し、未整備地区における下水道施設の整備に取り組みます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 下水道及び合併処理浄化槽の普及促進
- 下水道施設（機械設備及び電気設備）の更新
- 特定施設等から排出される汚水の水質検査
- 公共下水道の整備

⑤ 施策の指標

- 汚水衛生処理率

汚水が衛生的に処理されることによる衛生環境の向上を図るため、汚水衛生処理率を指標とします。

(単位：％)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
66.2	71.3	74.7	76.2	77.7	79.2	80.7

※ 汚水衛生処理率とは、公共下水道・農業集落排水施設、コミュニティプラント★及び合併処理浄化槽を利用している人口を住基人口で除して算出した、トイレ、台所、風呂等の生活雑排水が衛生的に処理されている人口の割合です。

施策２８ 定住化を促進するための対策

① 施策の目的

- 定住・移住しやすいまちをつくります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 少子高齢化の進行により大幅な人口減少が見込まれている中、特に都市部から離れた地方ほど人口減少が顕著となっています。また、個性ある地域づくりによって、都市部から人を呼び込んでいる地域が全国的に見られます。
- 進学、就職、婚姻等をきっかけとして転出する人が多く、特に若年者人口の減少が顕著となっていることから、人口減少を抑制するために、住環境、雇用、子育て支援、教育環境、防犯等の様々な取組との連携が必要とされます。
- 出生数の減少及び死亡者の増加によって、人口の自然的減少が大きくなっています。人口減少及び少子高齢化は、地域活動の担い手の減少、社会保障費の増大等につながります。

③ 施策の展開

- 豊かな自然環境と交通の利便性を生かして、住宅施策の実施、良好な生活環境づくり及び子育て環境づくりを進めます。
- 若い世代の定住・移住を進めるため、「子育て支援」の充実に努めます。
- 本町に「住んでみたい」、「住んでよかった」と思われるような住み良い環境づくりを進めます。

- 広域連携を強化し、結婚を希望する方の出会い・交流の機会を提供します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 定住促進補助金の交付
- 空き家再生補助金等の交付
- 空き家バンク★制度の実施
- 出会い・交流の機会の提供

⑤ 施策の指標

- 総人口に占める生産年齢人口の割合

人口減少を食い止める方策として、転入者の獲得及び子どもを産み育てる若年層人口を増やすことが有効と考えられます。しかし、人口減少が進行する中、転入者数を増加させ続けることは困難であることから、総人口に占める生産年齢人口（１５歳以上６５歳未満人口）の割合を指標に、現状を維持することを目標とします。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
56.7	54.6	53.6	53.3	53.0	52.7	52.4

政策 10 住民活動の促進

施策 29 地域における住民の活動を活性化させるための対策

① 施策の目的

- 住民が身近な問題を話し合い、自ら解決できるまちをつくります。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 全ての行政区で、地域の特色を生かした地域づくり事業が行われています。このため、各地域における活動内容についての情報交換を行う機会を提供するとともに、研修会等を開催するなど、地域活動を担う人材を育成する取組が必要です。
- 一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用して、行政区における集会施設や備品等の整備を支援してきましたが、一方で、一部の地域では集会施設の今後の維持が難しくなっています。
- 地域婦人会、国際交流協会など団体の活動が継続的に行われています。
- 性別だけでなく、LGBTQ*（性的少数者）をはじめ、障害者、外国人などが互いに人権を尊重し、一人一人が活躍できる地域社会の実現が求められます。

③ 施策の展開

- 地域が取り組む活動について、地域間相互の情報交換、研修等を支援します。
- 地域の集会所等の施設整備と施設修繕を支援します。
- 男女共同参画社会を推進するとともに、多様な人々が共生できる地域社会の実現のための啓発活動を行います。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 行政区、地域の活動支援
- 地域づくりの各種情報の提供

- 集会所等の施設整備に対する支援

⑤ 施策の指標

- 地域づくり支援事業への住民の参加者数（延べ人数）

地域課題に住民自らが自主的に取り組み、話し合い、地域それぞれが個性を生かして住民の活動を活性化していくことが地域づくりには重要であることから、地域づくり支援事業への住民の参加者数を指標とします。

（単位：人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
22,938	19,791	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200

施策 3 0 地域間交流を促進するための対策

① 施策の目的

- 新たな交流を生み出します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 平成 2 8 年 1 月に福島県会津美里町と友好都市協定を締結しています。今後は、両町のイベント等を通じた取組のほか、広く住民に浸透する新たな交流の展開が求められています。
- 東松島市、福島県会津美里町、山形県最上町、東京都足立区及び兵庫県豊岡市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しています。今後は、広域的な大規模災害等の発生に備え、県内外の市区町村との災害時の相互応援等、新たな地域間の相互協力のための体制づくりが求められています。
- 東京都足立区及び福島県会津美里町とイベント等を通じ交流を図っています。今後は、更に関係人口を増加させるため、産業、歴史、文化、物産、観光等の分野における新たな交流の展開が求められています。
- 町では、ふるさと応援寄附金事業を実施していますが、町ホームページやイン

ターネットサイト★を活用した不特定多数を対象とする町のPR拡大が必要です。

③ 施策の展開

- 友好都市協定を締結した福島県会津美里町等と自治体間交流を進めていきます。
- 東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、県内外の市区町村との災害時相互応援等の地域間協力のあり方について協議を進めます。
- 歴史、文化、物産、観光等の分野における新たな交流を推進するとともに、交流を実施している団体等を支援して、関係人口の増加を図ります。
- 返礼品に地元の物産品を活用して、町のPR、交流につながるきっかけづくりを進めます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 友好都市及び災害時応援協定★締結自治体との相互交流
- 町のPR・交流のきっかけづくりに関係する団体との連携

⑤ 施策の指標

- 地域間交流人口（延べ人数）

災害時の相互応援に限定せず、日頃からの交流が重要であることから、地域間の交流人口を指標とします。

（単位：人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
182	152	240	250	250	250	250

- 地域間交流におけるオンライン会議等の実施回数

感染症対策等による新しい生活様式への適応を考慮した自治体間の交流推進のツールとし、オンラインを活用した交流事業調整のための会議や団体間等の交流機会を設け、その実施回数を指標とします。

(単位：回)

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
0	0	4	4	4	4	4

施策3-1 国際交流を促進するための対策

① 施策の目的

- 国際社会に対応できる人材を育成します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 平成19年10月、米国ミネソタ州ウィノナ市と姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を毎年行っていますが、航空券の高騰など、事業に要する経費が大きくなっています。
- 在住外国人との交流を行い、多文化共生社会*の推進に努めています。
- 国際交流協会や関係団体との連携・協力によって、各種の国際交流事業を実施していますが、町の役割の重要性が増しています。

③ 施策の展開

- 地域の国際化を推進するために、姉妹都市からの訪問団を受け入れ、住民との交流の輪を広げます。
- 国際社会に目を向けた人材を育成するため、住民を姉妹都市へ派遣します。
- 在住外国人との交流を継続し、多文化共生の理解に努めます。
- 国際交流関係団体を支援しながら、連携・協力して交流の機会の創出に努めます。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 米国ミネソタ州ウィノナ市との交流事業
- 多文化共生事業
- 関係団体との連携

⑤ 施策の指標

➤ 国際交流事業への参加者数（延べ人数）

更なる国際化社会に向けて、多文化へ興味関心を持つ人の増加は、国際化社会への進展につながることから、国際交流事業への参加者数を指標とします。

（単位：人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
714	950	670	670	670	670	670

➤ 国際交流におけるオンライン会議等の実施回数

感染症対策等を考慮した国際交流推進のツールとし、オンラインを活用した交流事業調整のための会議や団体間等の交流機会を設け、その実施回数を指標とします。

（単位：回）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
0	0	2	2	2	2	2

政策 1 1 平和行政の推進

施策 3 2 非核・平和社会を実現するための対策

① 施策の目的

- 平和な社会を実現する人材を育てます。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 戦後 70 年以上が経過し、戦争体験、被爆体験の風化、さらには、平和の尊さに対する国民の意識の希薄化が懸念されています。また、戦争体験者の高齢化等により、戦争や被爆に関する実相を知る機会が減少しています。
- 中学生を対象とした平和学習事業をはじめ、近代文学館及び小中学校を巡回する平和展やパネル展の開催など、平和行政を推進する取組を進めています。
- 平成 18 年 6 月に「非核・平和都市宣言」を行いました。日本非核宣言自治体協議会に加入し、核兵器廃絶・世界恒久平和の実現を目的とした自治体間の協力体制の構築に努めていますが、住民の意識の希薄化が懸念されます。

③ 施策の展開

- 非核・平和に関する情報の提供及び戦争や被爆に関する実相の学習機会を提供し、平和に対する意識の喚起を図ります。
- 平和な社会を実現するためには、人材育成が大切であることから、次世代を担う小中学生を対象に、効果的な事業の展開に努めます。
- 日本非核宣言自治体協議会の平和事業支援により、被爆体験の伝承者派遣による講演会や写真パネルによる平和展を開催します。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 「長崎に学ぶ」中学生派遣
- 戦争被爆体験講演会
- 平和展・平和パネル展

- 平和を考えるつどい

⑤ 施策の指標

- 「平和」に関連するイベント、行事への参加者数（累積）

平和に関して啓発を積極的に行うことは、平和に対する関心を高めることにつながることから、「平和」に関連するイベント、行事への参加者数を指標とします。

（単位：人）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
901	1,172	850	1,150	1,700	2,500	3,000

第5章

自立をめざすまちづくり

基本構想に掲げた将来目標の実現に向けた基本的方向に基づき、政策・施策の目的の実現のために、各施策の指標の達成に向けた5年間の取組を明らかにし、自立をめざすまちづくりを進めます。

○政策12 健全な行財政運営



住民サービスの質の向上を図るため、限られた資源を活用し最大限の効果が得られるよう、効率的な組織運営と職員の資質向上に取り組むとともに、住民にわかりやすい行政情報の提供に努めます。また、歳入の安定確保と歳出の抑制に継続的に取り組むとともに、公共施設マネジメント★、民間活力の導入を推進することにより、将来を見据えた持続可能な自治体経営を目指します。

政策・施策		重点	施策の指標（K P I）
政策12 健全な行財政運営			
	施策33 行政運営の効率化を推進するための対策		・ 経常収支比率（人件費） ・ 広報広聴アンケート調査の住民満足度
	施策34 財政を健全化するための対策		・ 実質公債費比率★ ・ 町税収納率★（現年度分）

政策 1 2 健全な行財政運営

施策 3 3 行政運営の効率化を推進するための対策

① 施策の目的

- 「最少の経費」で「最大の効果」をあげることがを意識し、限られた「ヒト、モノ、カネ」を有効に活用しながら、住民のニーズに柔軟に対応できる組織運営を行います。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 予算、職員数など限られた条件の中で行政サービスを維持するため、委託化基本方針に基づき事務事業等のアウトソーシング★を進めています。また、指定管理者制度★による施設管理については、定期的にサービスの向上効果と経費削減効果を検証していく必要があります。
- 内部統制基本方針を定め、内部統制の取組を開始したところですが、内部事務を標準化し、浸透するまでには一定程度の時間が必要です。また、年々業務が複雑化、増加する傾向にある中で、政策展開にあった組織体制の構築と人事配置が求められます。
- 「美里町第3次定員適正化計画★」を策定し、定員適正化に取り組んでいますが、技術職を中心に非正規職員を多く雇用している状況です。
- 人事評価★制度を導入し、職員の人事評価を実施していますが、制度を安定して運用するための基盤がまだ完成されていません。
- 「美里町職員のためのコンプライアンス★【ガイドライン】」及び「第2次美里町人材育成基本方針及び中長期職員研修計画」に基づき職員のスキル向上に努めていますが、業務量の増加と業務の細分化により業務担当者が孤立してしまい、研修時間の確保も難しくなっています。また、研修成果を業務に活用するスキルが不足しています。
- 住民満足度の向上につながるサービスや対応を行うためには、職員の知識・技能に基づく実務と法令等の基礎知識及びコミュニケーション（説明・説

得)能力を向上させる必要があります。

- 専門性の高い業務については、税務署や教員の退職者を登用し、専門スキルが必要な各分野に配置するとともに、業務の執行と担当職員等の専門知識の向上を図っています。しかし、その一方で、国の再任用制度等の影響から、専門スキルを持った人材を確保することが難しくなっています。
- 広報紙、町ホームページを通じ情報発信を実施していますが、情報の発信手段が多様化する中で、いまだ従来の方法による情報発信に留まっており、特に、災害発生時など情報発信の内容など住民側の視点も取り入れながら情報発信手段の見直しを検討していく必要があります。
- 住民から寄せられた要望等を政策に反映する仕組みが制度化されていません。このため、住民の多様なニーズへの柔軟な対応が求められます。
- 住民の多様化するライフスタイルに対応するために、行政手続等についてもＩＣＴを活用したサービスの提供を展開する必要があります。

③ 施策の展開

- 民間ができることは民間に託すことを基本とし、業務の委託化や民営化を進めていく必要があります。また、指定管理者の選定に係る運用指針を作成し、経費削減とサービスの向上に向けた対策を検証します。
- 各担当部署において、業務マニュアルを基に事務の集約、標準化を実施し、効率化を図るとともに、組織のマネジメントの強化を図ります。
- 事務事業の見直し、業務の委託化、正職員・非正規職員の働き方改革などを考慮した職員数の適正化を図ります。
- 人事評価制度を安定して運用できるよう、不断の見直しを行います。
- 事務の改善を含め、業務の見直しを行いながら、職場内研修（On the Job Training）及び職場外研修（Off the Job Training）を継続して実施します。
- 職員研修の充実に努め、職員のコミュニケーション能力をはじめスキルの向上を図ります。
- 徴収事務、教育など専門性の高い業務について、各種機関へ協力を要請しながら、人材の確保に努めます。

- 町からの発信情報について、住民側の視点も取り入れながら、行政情報の公表基準を定め、ツールごとに想定される対象者を設定することで、その対象者に応じた情報量及び発信媒体を選定し、必要な情報を必要な人に効率的に提供する仕組みを検討します。
- 住民からの要望等を集約し、政策等に展開する仕組みを構築するとともに、政策等に反映させた結果を公表する仕組みを検討します。
- 諸証明等のコンビニ交付、住民票の広域交付制度の周知及び電子申請サービスの充実を図ります。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 事務事業のアウトソーシング、民営化の検討
- 指定管理者制度のモニタリング機能の充実
- 内部統制の推進
- 第4次定員適正化計画の策定
- 人事評価制度の見直し
- 各種職員研修の実施
- 専門的技能を有した外部人材の登用
- 行政情報の積極的な提供の推進
- SNS等、多様な情報ツールを活用した情報発信の推進
- 住民の意見、要望等の適正管理と政策等への展開
- ICTを活用した住民サービスの充実

⑤ 施策の指標

- 経常収支比率（人件費）

健全な財政運営を継続するためには、人件費に係る経常収支比率の抑制が必要であることから、人件費に係る経常収支比率を指標とします。

（単位：％）

H27 （実績）	H30 （実績）	R3	R4	R5	R6	R7
24.0	22.7	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0

➤ 広報広聴アンケート調査の住民満足度

平成28年度から隔年で実施している広報広聴アンケート調査の住民満足度（5点満点）の平均評価点を指標とします。

（単位：点）

H27 (実績)	H30 (実績)	R3	R4	R5	R6	R7
—	3.1	—	3.3	—	3.4	—

施策3-4 財政を健全化するための対策

① 施策の目的

- 安定した行財政運営を維持します。

② 施策を取り巻く現状と課題

- 健全な財政運営を確立するため、その行動指針として、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする「第3次美里町財政健全化計画」を策定しました。
- 地方債の発行に際しては、後年度に国の財政措置のある地方債を有効に活用することで、財政負担の軽減に努めてきました。
- 計画的な公共施設等の管理から地方債発行額の抑制に取り組み、元金ベースのプライマリーバランス★の黒字化に努めてきましたが、大規模事業の実施により、計画期間中の元金ベースのプライマリーバランスは、赤字となる見込みです。
- 普通交付税の合併算定替えによる特例加算措置の終了に伴い、財源の不足が見込まれます。
- 普通交付税の減少分を補てんしきれず、自主財源★である基金を取り崩すことで収支調整をせざるを得ない状況が続く、基金残高が減少しています。
- 全国の自治体が自主財源の確保のため、ふるさと納税制度を積極的に活用しています。
- 施設の老朽化が進み、多くの修繕や更新工事が必要な状況です。また、これま

での対症療法型の維持管理では、財政的に現在の規模の施設を維持・更新することが困難になることが予想されることから、平成27年度に公共施設等総合管理計画★を策定しました。

- 人口減少社会が到来する中、公共施設の数、配置、規模を見直す必要性が高まっています。また、美里町の公共建築物の延べ床面積は、人口一人当たり換算すると5.96㎡/人であり、全国平均である3.42㎡/人と比較すると約1.7倍と高い値となっています。今後、財政的に現在の規模で施設を維持・更新することが困難になることが予想されます。
- 現年度分の滞納繰越額は、年々減少しているものの、依然として多額の未収金が繰り越されていることから、現年度分の滞納繰越額を縮減していく必要があります。
- コンビニ納付等を導入し、納付しやすい環境を整備しているところですが、滞納者はなくなりません。滞納金額を縮減させるとともに、滞納整理に係る経費削減にも取り組む必要があります。
- 人口減少や高齢化による町税の調定額の減少が想定されます。未申告者をなくすことにより調定額を維持していく必要があります。

③ 施策の展開

- 町税をはじめとする自主財源の確保と歳出の抑制に取り組みます。
- ふるさと応援寄附金事業は、自主財源を確保できるだけでなく、町や町の特産品のPRにも結び付く有効な手段であることから、その取組を進めます。
- 公共施設等の老朽化の予防保全に努めながら、建設事業等の実施時期を調整し、地方債残高管理に努めます。
- 地方債の種別、借入時期の管理を徹底することで、償還元金のみならず利子も含めた公債費★の抑制に努めます。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に修繕、更新工事を行い、施設の長寿命化に努めます。また、財政負担を軽減させるため、工事実施時期を分散させ平準化に努めます。
- 公共施設の統廃合や再配置等、施設のあり方を含めて検討し、計画的な施設整備に努めます。
- 督促状を送付後も納付していない滞納者に対し、督促状送付の翌月に電話等

により納付の呼びかけを実施し、納付忘れによる累積滞納を防止するとともに、納付意思のない滞納者に対し早期の滞納整理に着手します。

- 納付しやすい環境の整備に取り組みながら、納税者の納税意識の向上を図ります。
- 未申告者に対して適正な賦課を行い、調定額の増額を図ります。

④ 施策の主要な取組（関連事業）

- 財政健全化計画★の策定
- ふるさと応援寄附金事業の推進
- 長寿命化計画及び個別施設計画の策定
- 施設カルテの整備、日常の施設点検の徹底
- 計画的な修繕・更新工事の実施
- 公共施設の統廃合及び再配置等の推進
- コールセンターによる納付の呼びかけ

⑤ 施策の指標

- 実質公債費比率

町の収入に対する借入金返済の割合（実質公債費比率）を低下させることは、本町の自主財源の確保につながることから、実質公債費比率を指標とします。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
11.2	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9

- 町税収納率（現年）

自主財源である町税を確保することにより、安定した行財政運営が可能となることから、町税収納率（現年）を指標とします。

（単位：％）

H27 (実績)	H30 (実績)	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
98.7	98.9	99.0	99.1	99.1	99.2	99.2

3 重点実施施策

町の主要課題に対し、重点的に実施する「重点施策」を設定しました。下記の表のとおり、4つの主要課題（縦）に対し重点的に実施する施策（横）を●印で示しています。

重点実施施策		「教育環境の充実と人材育成」に向けて	「地域産業の発展と雇用の確保」に向けて	「人口減少の抑制と高齢社会への対応」に向けて	「子育て環境の整備」に向けて
第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり					
政策1 教育の振興					
施策1	学校教育の充実	●			
政策2 教育環境の整備					
施策5	教育を振興するための基盤整備	●			
第2章 健やかで安心なまちづくり					
政策3 保健・医療の充実					
施策7	健やかな母子保健活動の推進				●
政策4 福祉の充実					
施策10	高齢者が安心して暮らすための対策			●	
政策5 子育て支援の充実					
施策13	働きながら子育てする家族を支援するための対策				●
施策14	子育てに不安な家族を支援するための対策				●
第3章 力強い産業がいきづくまちづくり					
政策6 農業の振興					
施策16	担い手の確保と魅力ある農業の展開		●		
政策7 商工業・観光物産等の振興					
施策19	商工業を振興するための対策		●		
第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり					
政策9 生活環境の保全					
施策24	公共交通網を確立するための対策			●	
施策28	定住化を促進するための対策			●	

時代にあった地域づくり
(ふるさとづくりの推進)

「教育環境の充実と人材の育成」に向けて

【主要課題】

子どもたちの学ぶ意欲の向上及び多様な学習活動の展開に資するため、教育環境のなお一層の充実が求められます。また、「まちづくり」は「人づくり」と言われるように、まちが人をつくり、人がまちをつくります。本町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生きる心豊かな人を育て、活力あるふるさとをつくる担い手を育てることは、将来にわたって本町が持続可能な地域社会を形成するうえで大きな課題であることから、「教育環境の充実と人材育成」を本計画の主要課題の一つとします。

【主要課題の解決に向けた基本的方向】

児童生徒が等しく安心して学校生活を送り、学校での様々な活動を楽しむことができる教育環境を整えます。幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身に付け、自ら考え行動し、同時に、人との支え合いを大切にし、ふるさとに誇りをもつ人間の育成を進めます。

【重点実施施策】

施策1：学校教育の充実

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
満足度	%	—	前年度実績値以上

主な取組

- E S D（持続可能な開発のための教育）を踏まえた学習の推進
- 総合学習、キャリア教育の充実
- 学力の向上

施策5：教育を振興するための基盤整備

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
満足度	%	—	前年度実績値以上

主な取組

- 新中学校の建設
- I C T教育の推進
- 通学等子どもの安全確保対策

地方にしごとをつくり、
安心して働けるよう
にする

「地域産業の発展と雇用の確保」に向けて

【主要課題】

私たちの生活の営みは、生活の糧となる仕事と収入の確保が基本です。しかし、町内又は周辺市町に働く場が少ないことは、転出者を生む原因の一つです。

地域産業の振興は、仕事と収入を生み出すだけではなく、町に活気を生み出します。よって、活気のある町を継続していくためには、「地域産業の発展と雇用の確保」が必要であることから、これを本計画の主要課題の一つとします。

【主要課題の解決に向けた基本的方向】

産業間相互の連携を促進することにより、民間の創意工夫による商品開発、交流人口の掘り起こしなど、付加価値の創出と所得向上の仕組みづくりを推進します。また、地域経済に新たな流れを生むプラットフォームの形成を進め、産業・経済基盤の確立を図ります。

【重点実施施策】

施策 16：担い手の確保と魅力ある農業の展開

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
集落営農組織の法人化数（累計）	法人	8	11
10ヘクタール規模の土地利用型 野菜及び5ヘクタール規模の施設 園芸作物の品目数（累計）	品目	1	3

主な取組

- 多様な生産者の確保及び農業経営の安定化対策
- 農地の高度利用による産地形成
- 魅力ある農業の推進

施策１９：商工業を振興するための対策

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
町内の製造品等出荷額	億円	3 1 9	3 2 0
遠田商工会の会員数	事業所	4 6 2	4 6 0
美里町起業サポートセンター（シェアオフィス）年間利用回数（延べ）	回	4 7 6	9 0 0

主な取組

- 町内企業及び事業者の経営安定化支援
- 新たな「しごと」創出に向けた「K i r i b i」の利用促進
- 高齢者の就労支援

地方への新しいひと
の流れをつくる

「人口減少の抑制と高齢社会への対応」に向けて

【主要課題】

本町においても多くの市町村と同様に、将来にわたって、著しい人口減少が続くものと危惧されています。また、併せて少子高齢化は進行することが見込まれています。

人口構成の安定化を図るための若年層の定住促進、さらには、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりは本町の大きな課題であることから、「人口減少の抑制と高齢社会への対応」を本計画の主要課題の一つとします。

【主要課題の解決に向けた基本的方向】

転入者、特に若者の移住・定住を進めるとともに、転出者の抑制に努めます。さらに、高齢者が「生きがい」、「やりがい」を持って、安心して、生き生きと暮らすための取組を進めます。

【重点実施施策】

施策 10：高齢者が安心して暮らすための対策

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
要介護・要支援認定を受けていない高齢者の割合	%	81.9	81.6

主な取組

- 高齢者の社会活動支援、自立生活支援
- 高齢者の相談対応
- 一人暮らし高齢者の見守り支援
- 介護保険の各種給付及び地域支援

施策 24：公共交通網を確立するための対策

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
住民バス、デマンドタクシー利用者の満足度	%	73.0	基準値69.0 以上

主な取組

- 公共交通利用者の駐輪場の確保
- 住民バス等の利便性の向上や効率的な運営

- 各種要望活動の実施
- 免許返納者への回数券支給

施策２８：定住化を促進するための対策

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
総人口に占める生産年齢人口の割合	%	54.6	52.4

主な取組

- 定住奨励
- 出会い及び交流機会の提供
- 不妊治療への支援（関連）

若い世代の結婚・出産・
子育ての希望をかなえる

「子育て環境の整備」に向けて

【主要課題】

女性の社会進出が進む今日においては、働きながら子どもを育てることのできる社会環境の整備は欠くことができません。安心して子どもを産み育てられる環境の整備は、持続可能な地域社会を形成するうえで大きな課題であることから、「子育て環境の整備」を本計画の主要課題の一つとします。

【主要課題の解決に向けた基本的方向】

女性の就労ニーズの高まりによる保育ニーズを的確に捉え、働きながら子育てをする世代が安心して子どもを生み育てられるよう、社会情勢の変化を捉えながら、子育て環境の充実、妊娠期から切れ目のない保健活動、子育て相談等の取組を推進し、子育てをしっかりと応援します。

【重点実施施策】

施策 7：健やかな母子保健活動の推進

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
乳幼児健診受診率	%	95.9	95以上
3歳児における1人当たりのむし歯の本数	本	0.96	1本以下
不妊治療助成申請件数及び不妊治療に関する相談件数	件	12	20

主な取組

- 切れ目のない相談体制
- 新生児訪問
- 不妊治療への支援（※再掲）
- 健康診査及び予防接種の推進

施策 13：働きながら子育てする家族を支援するための対策

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
保育所における待機児童数	人	38	0

主な取組

- 保育環境の拡充及び幼保連携の推進
- 延長保育及び一時保育の実施
- 認可外保育の支援
- 放課後児童クラブの対象学年の拡充と施設の整備

施策１４：子育てに不安な家族を支援するための対策

指標	単位	現状（H30）	目標（R7）
子育て支援センター利用者数	人	8, 8 7 4	8, 5 0 0
子育て支援センター利用登録者数	人	2 7 9	2 5 0

主な取組

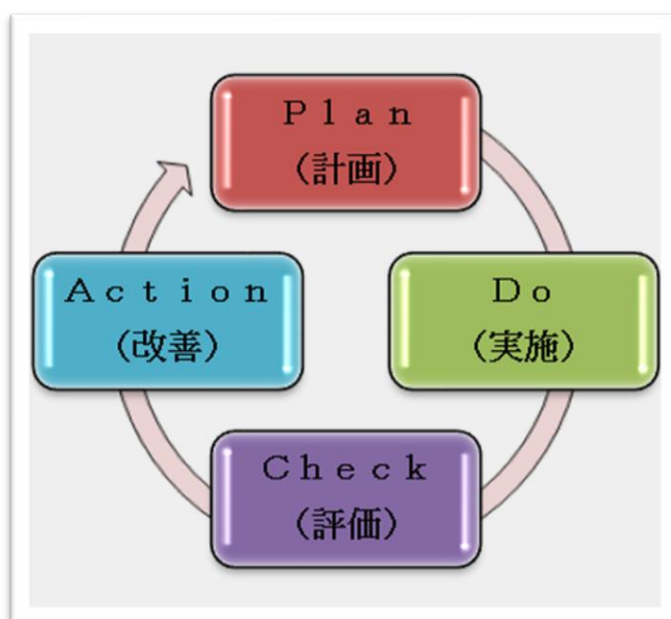
- 相談体制の確保
- 事業の開催等による利用推進
- 多様なサポート体制の検討

【資料編】

1 進行管理

本計画の基本計画に掲げている施策ごとに指標（K P I 『重要業績評価指標』）を設定しています。計画期間の各年度において、その達成状況を測ることにより、本計画の達成状況の評価及び検証を行い、課題を把握し、改善に努めます。

進行管理の実施に当たっては、効率的かつ効果的に施策が実施されるよう、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action）のプロセスの管理を徹底し、計画を着実に進めます。



2 住民意向調査概要

令和元年8月に実施した「住民意向調査」の調査結果概要については、下記のとおりです。

- 1 調査内容：この「住民意向調査」は、平成18年、平成23年、平成27年と町の総合計画策定及び見直しに併せてそれぞれ実施し、今回の調査で4回目となります。過去の結果と比較し、住民意識の変化を測りながら政策の実施がどう評価されているかを把握するため、過去の設問と原則変更しないものです。
- 2 調査期間：令和元年8月22日から同年9月17日まで
- 3 調査内容：「属性調査」、「個別の政策に係る満足度及び重要度の調査」及び「政策内における優先施策調査」

調査対象者	1,220	令和元年7月1日時点で、満19歳以上の住民1,220人に調査協力いただきました。アンケートの対象は、満19歳以上の全住民から、年齢階層別（5歳階級）、性別、地区別に応じた割合を乗じ、調査対象者を無作為に抽出しました。			
回収数	1,125				
回収率	92.2%				
性別	人数	構成比	職業	人数	構成比
男性	514	45.7%	会社員・公務員・団体職員	360	32.0%
女性	581	51.6%	パート・アルバイト	111	9.9%
記載なし	30	2.7%	農業・林業・漁業	76	6.8%
合計	1,125	100.0%	会社・団体職員	36	3.2%
			自営業者	55	4.9%
年齢別	人数	構成比	家事手伝い	10	0.9%
20歳代	101	9.0%	学生	18	1.6%
30歳代	135	12.0%	主婦	147	13.1%
40歳代	170	15.1%	無職	245	21.8%
50歳代	150	13.4%	その他	33	2.9%
60歳代	222	19.7%	記載なし	34	3.0%
70歳代	186	16.5%		1,125	100.0%
80歳以上	129	11.5%			
記載なし	32	2.8%			
合計	1,125	100.0%			

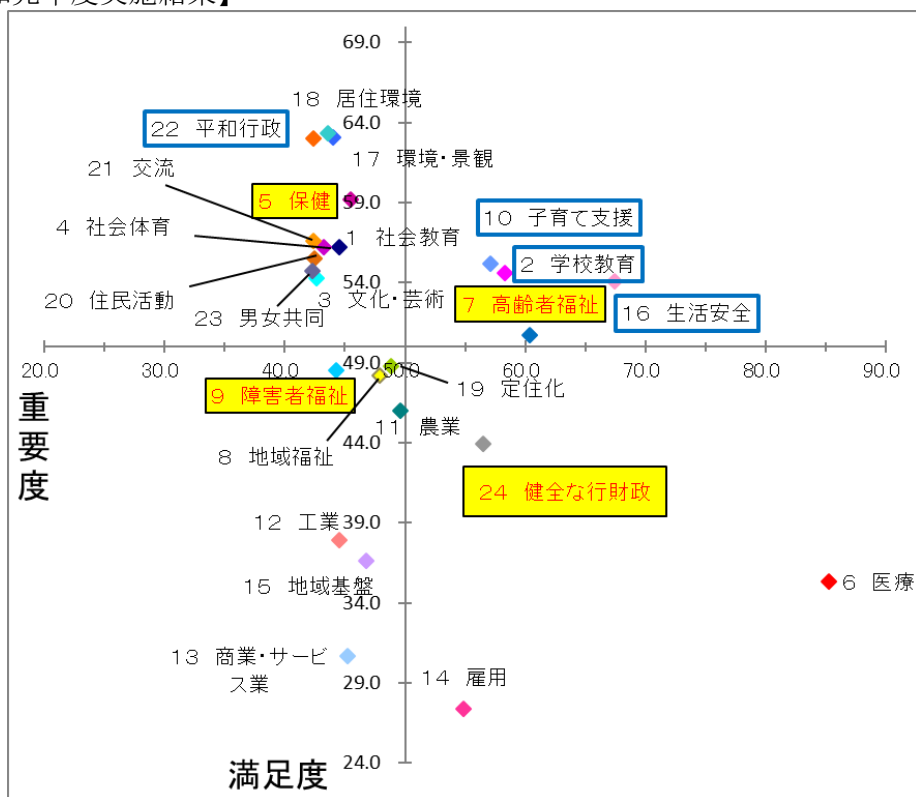
(1) 政策別の重要度及び満足度（偏差値）について

政策名		重要度偏差値			満足度偏差値		
		今 回 (R 1)	前 回 (H 2 7)	推 移	今 回 (R 1)	前 回 (H 2 7)	推 移
		①	②	(①－②)	③	④	(③－④)
第 1	社会教育の充実	44.5	45.5	△1.0	56.2	57.0	△0.8
第 2	学校教育の充実	58.3	60.2	△1.9	54.6	58.5	△3.9
	青少年の健全育成	－	47.4	－	－	52.6	－
第 3	文化・芸術の振興	42.6	41.9	0.7	54.3	55.1	△0.8
第 4	社会体育の振興	43.2	43.1	0.1	56.2	54.2	2.0
第 5	保健の充実	45.5	50.8	△5.3	59.2	66.4	△7.2
第 6	医療の充実	85.2	81.3	3.9	35.3	35.2	0.1
第 7	高齢者福祉の充実	60.4	71.4	△11.0	50.7	48.8	1.9
第 8	地域福祉の充実	47.9	－	－	48.2	－	－
第 9	障害者福祉の充実	44.3	45.4	△1.1	48.5	50.2	△1.7
第 1 0	子育て支援の充実	57.1	62.8	△5.7	55.2	53.2	2.0
第 1 1	農業の振興	49.6	49.8	△0.2	46.0	46.1	△0.1
第 1 2	工業の振興	44.5	－	－	37.9	－	－
第 1 3	商業・サービス業の振興	45.2	43.4	1.8	30.7	32.0	△1.3
	観光・物産の振興	－	44.4	－		37.4	－
第 1 4	雇用の創造	54.9	58.4	△3.5	27.4	24.2	3.2
第 1 5	地域基盤の確立	46.8	46.2	0.6	36.6	40.3	△3.7
第 1 6	生活安全の確保	67.4	56.1	11.3	54.1	53.4	0.7
第 1 7	環境・景観の保全・創造	44.0	42.9	1.1	63.1	64.9	△1.8
第 1 8	居住環境の質の向上	43.6	44.8	△1.2	63.3	59.4	3.9
第 1 9	定住化の促進	48.8	48.2	0.6	48.8	47.7	1.1
第 2 0	住民活動の促進	42.5	42.7	△0.2	55.5	56.8	△1.3
第 2 1	交流の促進	42.4	41.5	0.9	56.6	53.7	2.9
第 2 2	平和行政の推進	42.4	42.5	△0.1	63.0	56.8	6.2
第 2 3	男女共同参画社会★の推進	42.3	41.6	0.7	54.7	52.1	2.6
第 2 4	行財政運営の健全化	56.5	47.8	8.7	43.9	44.4	△0.5

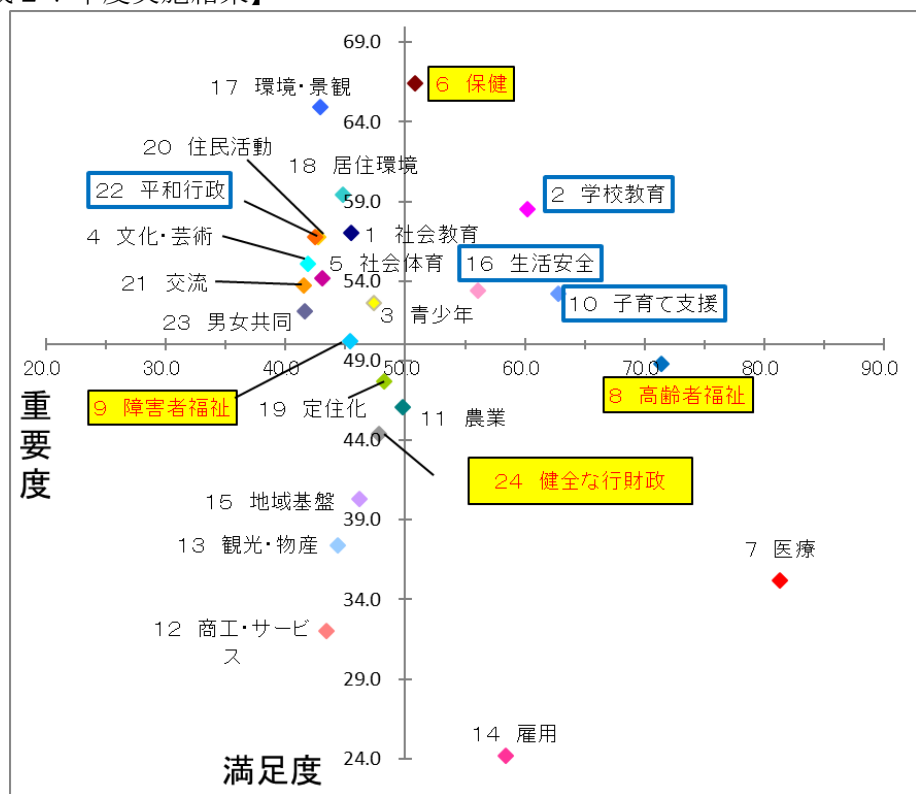
*説明：住民意向調査の政策別満足度の平均点数及び重要度の得票の偏りを示すため、偏差値として数値化しました。

(2) 満足度及び重要度の偏差値分布

【令和元年度実施結果】



【平成27年度実施結果】



3 住民からの主な意見

(1) これまでの取組内容

住民の様々な意見を把握するため、次の取組を行いました。

○住民意向調査
調査対象：無作為抽出による満19歳以上の住民1,220人 調査内容：属性調査、満足度調査、重要度調査及び優先施策調査 調査期間：令和元年8月22日から9月17日まで
○パブリックコメント★の実施
意見募集期間：令和2年10月8日から11月6日までの30日間 意見提出人数：●人 意見提出件数：●件

※これらの取組から様々な意見をいただきました。その内容を分野別に次のページから紹介します。

(2) 意見の内容

【第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり】

社会教育・学校教育・文化芸術・社会体育

主な意見

- 既存施設の整備を充実すべきである。
- 主体的、自発的に学ぶ環境がない。
- 若いリーダーを育成すべきである。
- セミナー、コミュニティを充実すべきである。
- 情報発信のIT化を図るべきである。
- スマホなどを使用し、町民の意識改革可能な情報提供をすべきではないか。(文書は見ないが、スマホなら見る。)
- 情報が住民まで届いてない。
- 常時知らせるシステムづくりが必要である。
- 活動が見えない。もっと分かりやすく伝えてほしい。
- 教本や、自発的な教育への費用負担へ助成すべきである。
- 指導者の確保というよりも社会教育の基礎、基本となる考え方の啓発を図る働きかけをするべきである。
- 教師の負担軽減。ゆとりを持って指導できる様にした方が良い。
- 地区ごとの学校であるべきである。
- 少子化に伴う教育方法の変革を行うべきである。
- 教育委員会と学校現場の関連性を密にし、人間性を豊かにしていくべきである。
- 教員の指導力向上を図る必要がある。
- 家庭教育の向上に繋がる施策が必要である。
- 部活動の時間を減らして勉強時間を確保してほしい。
- 教員の確保が大切である。
- 部活動の指導員を導入し、教員の負担軽減と一貫した指導を行うべきである。
- 中央と地方の教育の格差をなくしてほしい。
- 分かりやすい法律的書籍を常備してほしい。(各教室へ置いておくなど)
- もっと学生の「声」をきいてほしい。
- 幼稚園などからのお知らせ連絡などをもう少し早めにしてほしい。
- 子どもたちの体力向上を図るべきである。
- 学校給食充実は当然ですが、まずは、家庭の食育についての大切さを呼びかけることが必要です。
- 学校給食をセンター化し、調理従事者は民間委託すべきである。

- 市内・管内の学校間の情報交換、学校職員のレベルアップサポートが必要
- 小学校でのマーチング活動などの送迎の確保。子どもにやる気があっても送迎が困難であきらめる子が多い。
- 中学校合併、エアコンの設置をしてほしい。
- 教育に係る予算を増額してほしい。
- 金太郎飴の如き農機具等の展示館ではなくて、町独自の個性あるものの展示館、展示物等への取組をするべきである。
- ボランティアをする人の教育が必要です。
- スポーツ教室などへ参加しやすくするための体制の整備（送迎、開催場所等）
- 行きやすい、行きたくなるスポーツ施設が現状ない。
- スポーツ施設が少ないため、増設してほしい。
- 小牛田はスポーツ施設が狭いため、広い場所が欲しい。
- 筋力トレーニングマシンを設置してほしい。
- トレーニングセンター内などにジムがほしい。
- 運動できる公園ジムみたいな遊具を設置してほしい。
- パークゴルフ場を設置してほしい。
- 地域住民と一体化した大会運営をすべきである。
- 地域で、スポーツ活動に対する支援をすべきである。
- 町内のサークル紹介、見学をもっと行うべきである。

【第2章 健やかで安心なまちづくり】

保健・医療・高齢者福祉・地域福祉・障害者福祉・子育て支援

主な意見

- いじめ対策をすべきである。
- 保育園を増設してほしい。
- 予防医学に基づく健康増進対策の充実と予防医療の推進をすべきである。
- 国民健康保険の医療費を減らすべきである。（体力作り、生きがいつくり、病気予防）
- 70歳以上は全部2割負担にすべきである。
- 南郷病院の診療科目が少ないため、総合医療機関として整備してほしい。
- 民間医療機関、夜間急患病院の充実
- 南郷病院は町全体から見ると偏りすぎている。
- 経費のかかる町立病院はいらない。その分を別の形で「地域医療の充実」に使った方が良い。町内等の民間医療機関との連携を強化すべきである。
- 児童生徒へのセルフケア

- 精神保健の充実と障害を持つ家族へのサポート支援が必要である。
- 高齢者への配慮と医療の充実
- 子育て世帯への給付や育児を行う母親への支援
- 行政区に健康促進等の出前講座をしてほしい。
- スマートフォンアプリを活用した情報発信をもっとすべきである。
- バリアフリー（道路等）の対策
- 障害者の受け入れ体制の強化
- 休日にスポーツ傷害等があった際の対応について、スマートフォンで告知した方が
良い。
- 医療内容、制度の発展
- 買い物の支援、移動手段の確保できるようにしてほしい。また、近所に店があれば
良い。
- 従事する人材の質の向上
- 町職員への理解、啓発の推進
- シルバー人材センターの有効活用
- 福祉活動者への専門知識の徹底指導
- 介護・福祉関連施設の増設及び入居費の助成が必要である。
- 向こう三軒両隣が歯抜け状態。エリア民生委員の増員を行うべきである。
- 行政専門家を育成した方が良い。
- 地域福祉を地元の人材に頼り過ぎていて時代遅れ
- 健常者への啓蒙活動
- 独身者が出会えるようにサークルなどを増やす。
- 春、夏、冬休み期間の預かり体制の充実
- 放課後児童について若い先生がいると良い。
- 児童館職員の能力向上。保護者が安心して働けるよう特性のある子どもでも対応で
きる人員・スキルを確保してほしい。
- 母親の育児教育
- 病児預かりがあると助かる。
- ファミリーサポートサービスの実施
- 小さな施設をばらばらつくらない。施設をある程度まとまった場所に作ってほしい。
- 子育て支援も大切だが、いかに子どもを増加させるかを先に考えてほしい。
- 一貫した支援が必要。出生時より、ある時期が過ぎると子育ての悩みは申告制にな
るのが手間である。幼・保・小・中と連携して欲しい。
- 医療の無償化

【第3章 力強い産業がいきづくまちづくり】

農業・工業・商業・サービス業

主な意見

- 国や県まかせの農業でなく、自分で自立する、自分で切開く農業営業に舵を切るべきである。
- 世界農業遺産である農地を守るべきである。
- 農業に関する生産流通設備投資技術等の情報整理とその情報公開が必要
- 農業での雇用、起業を促進すべきではないか。
- 独自のブランド化
- 田畑の小作料が安い。
- 米の販売価格が安いとため、高く売るための努力が必要ではないか。
- 田舎に工業は増やしたくない。
- 作物泥棒などの対策が必要である。
- 農地（畑）など放棄地等の問題を解決すべきである。
- 地元出身で地元就職した人の優遇、企業で助成金を出すなど魅力ある企業、賃金体制を整えほしい。
- 離職させない努力が必要である。
- 賃金アップ、各種手当を充実してほしい。
- パワハラ対策が必要
- シルバー人材の確保及び働く場の確保
- 役に立ちたいと思っている経験豊富な老人がたくさんいると思う。老人の活躍する場をつくってほしい。中学校のクラブ活動の補助など、経験者でないクラブ活動の先生がほとんどで上手くなりたくてもなれない生徒がたくさんいると思う。
- 地元企業が少ない。
- 同じ職種が多く、大手飲食店が少ない。
- 企業誘致、団地の整備などの政策は美里町に合わないと思う。エコ・スマートシティのような方向性が良いのではないか。
- 商業を活性化すべきである。
- 商業施設など全てを不動産の方へ持っていき過ぎている。
- 小牛田駅前をもっと活性化すべきです。
- 民間企業へ委託すべきである。
- 石巻のリバーアートフェスとまではいかないが、地域発のイベントに新たに取り組んでほしい。ナイトマルシェは良かった。
- 小牛田でも年1回のお祭りを開催してほしい。何年前かあんなに楽しく踊った頃が

なつかしいです。

- とにかく SNS で情報を発信し、町を知ってもらい、来てもらうべきである。（商業・サービス業の振興とかぶるが、栗原地域や岩手県の「君恋いわて」等すばらしいです。美里町は怠惰な気がします。頑張ってください！）
- 学校跡地を活用すべきです。
- 美里町には、お店が少ないです。

【第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり】

地域基盤・生活安全・環境・景観・居住環境・

定住化・住民活動・交流・平和行政

主な意見

- 独身者への優遇と婚活支援等による対策をしてほしい。
- きれいで多機能な公園を整備してほしい。
- 免許返納後の足の確保など、公共交通の利便性を向上してもらいたい。
- デマンドタクシーの普及、充実を図ってもらいたい。
- 小さな集落づくり（まとまり、共助、コミュニケーション推進）をすべきです。
- 通学路における自転車道確保といった安全対策をすべきである。
- 道路の草刈り、除雪対策などの道路整備をしてほしい。
- 街路樹の増進と整備・管理を推進してほしい。
- 町全体で統一した景観づくり（テーマ、色を決める等）
- 水道管の接続といったライフラインの整備
- 防災無線の効果的な運用
- 自然災害等、有事の際の避難所、避難誘導、マニュアル等の整備及び情報発信
- 幼稚園を川のそばにつくらないでほしい。
- 放射能汚染物質の処理に注意してほしい。
- 高齢者への詐欺等被害予防に向けた相談の充実
- ごみ出しのルールを徹底するとともにごみの分別の簡略化を図ってほしい。
- ごみ置き場の公的設備の推進及び家庭内ごみ処理に対する援助をしてほしい。
- 側溝が塞がれているため部落での掃除ができません。
- 一斉清掃をボランティア化してほしい。
- 空地、河川敷等の樹木・草の管理徹底
- 犬・猫の保護に向けた取組を推進してほしい。
- 上下水道料金が高すぎます。
- 水道事業民営化に反対してほしいです。
- 木が減少しているため、太陽光発電設備を規制してほしい。

- ベットタウン、民泊を推進してほしい。
- 住宅のリフォームに対する支援金を給付してほしい。
- 居住近くに学校等の教育施設、医療施設があった方が良い。
- 少なすぎる商業施設や交通手段を改善すべきである。
- 学校を存続すべきである。
- 集会施設整備に係る支援をしてほしい。
- 住民参加の町づくりを行う機会を創出してほしい。
- 住民活動を担う人たちが高齢化しており、働き世代は時間がないので促進ではなく保守的な活動しかできていない。
- 山形県最上町（地区）との交流を広げるべきである。
- 地域住民との交流もなく、静かに過ごしたい人もいると思うのでそこまで無理にすることはない。
- 積極的な平和へのPR活動及びその活動を継続すべきである。
- 反社会勢力を根絶すべきである。
- 父子家庭への支援をしてほしい。
- 地球温暖化対策をすべきである。

【第5章 自立をめざすまちづくり】

健全な行財政

主な意見

- 税収の向上を図るとともに、使い道を精査することで健全な財政運営を図るべきです。
- 議員、職員数及び給与、報酬を見直すべきです。
- 町職員の給与について年齢ではなく能力に応じて決めてほしい。本当に必要のない人材はカットしてほしい。
- 正職員を確保し、行政のプロとしての力量を高めてほしい。
- 町職員の意識を変えてほしい。
- 町職員の人件費見直し、町職員の削減、議員報酬の見直しをしてほしい。
- 環境や景観の整備にいくら位お金を使っているのかすら分からない。町民に分かるようにしてほしい。
- ホームページを充実してほしい。
- 事業仕分けをしたらどうか。
- 専門家の意見が必要ではないか。
- 役場が老朽化しています。建て替えの予定は無いのですか。
- 若い世代をもっと参加させて、考え方や方法をもっと効率よくすべきです。

- 小牛田地区中心ではなく南郷地区も平等に考えたうえで、健全化をしてほしい。
- 行政と同じ時間で働いているため行政窓口を利用できない。

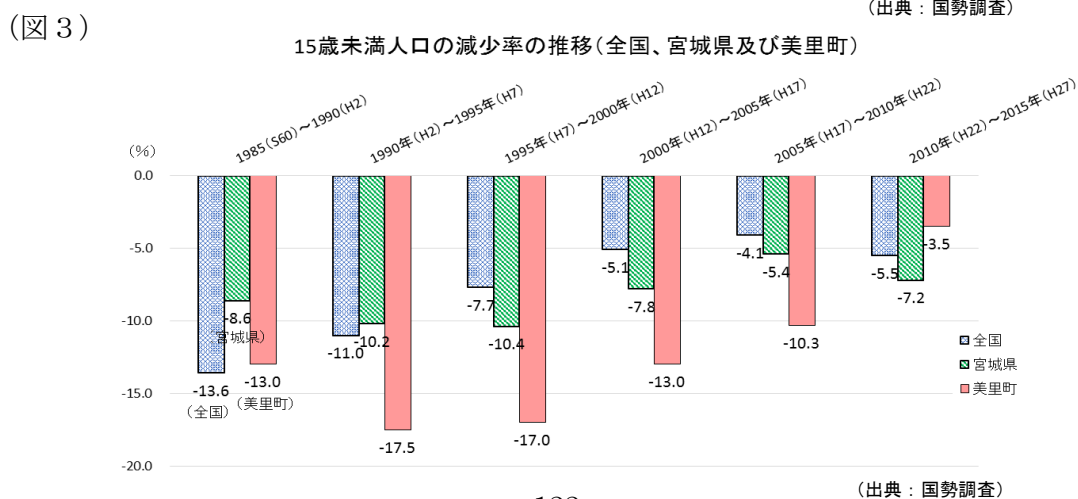
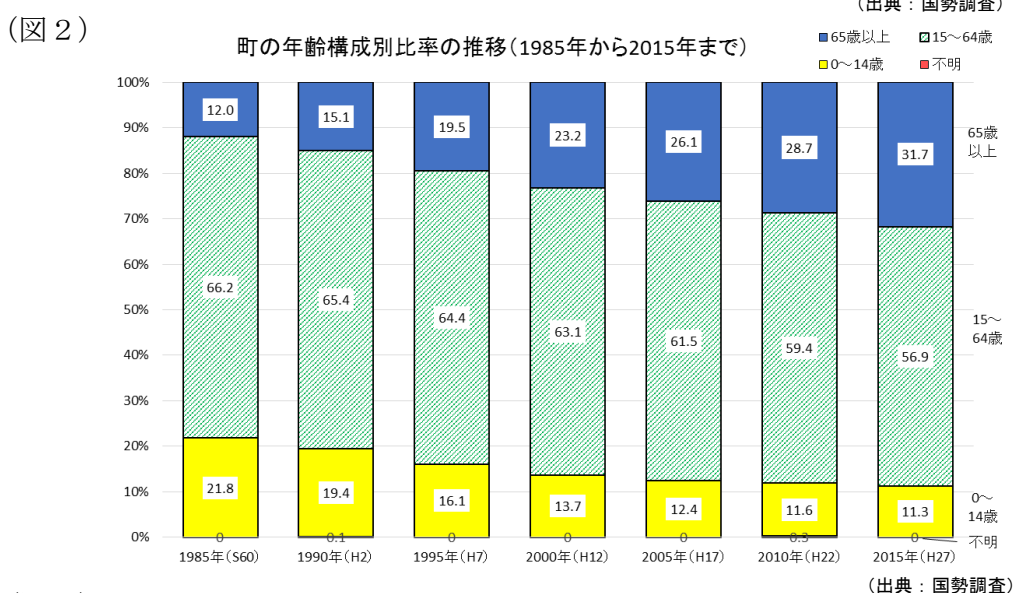
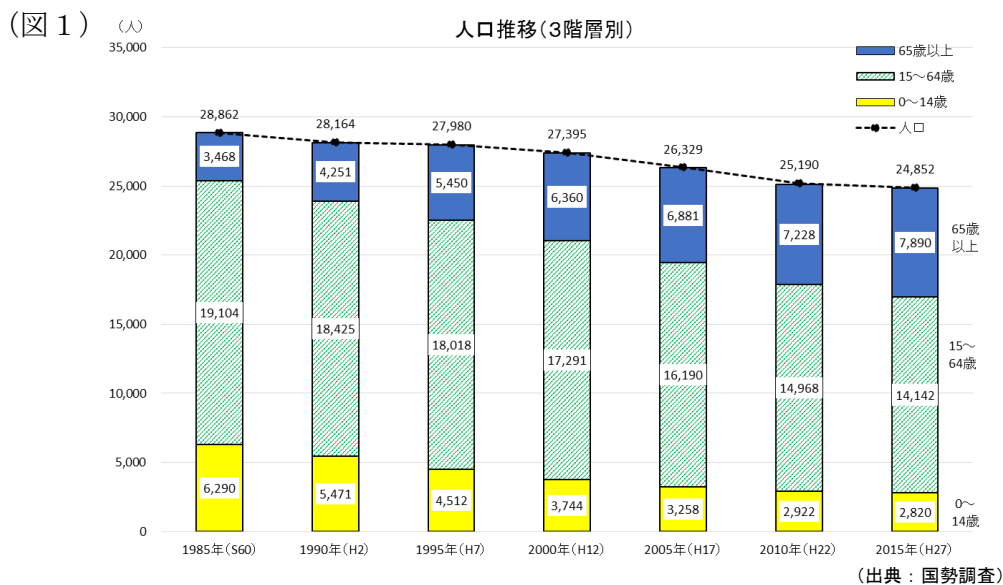
(3) パブリックコメントの実施内容

令和2年10月8日から11月6日まで実施したパブリックコメントの提出意見について、一部抜粋して紹介します。

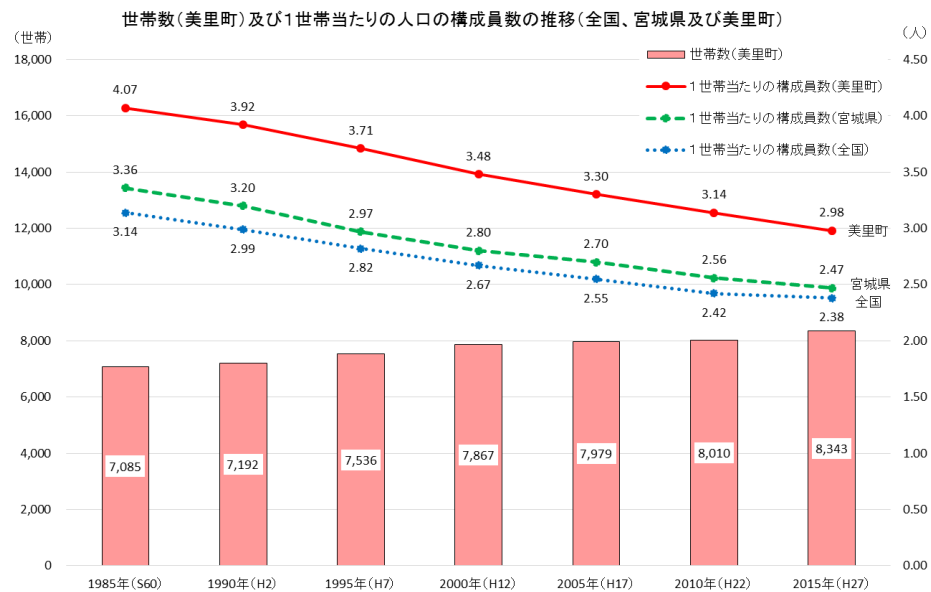
意見等の概要（抜粋）	町の回答

4 主要な統計情報

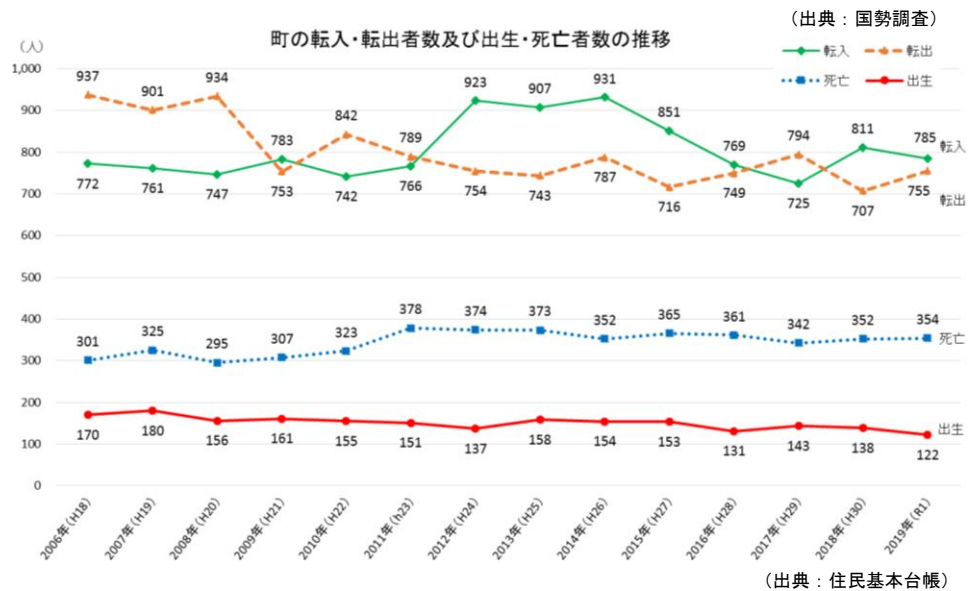
(1) 人口、その他の公的統計



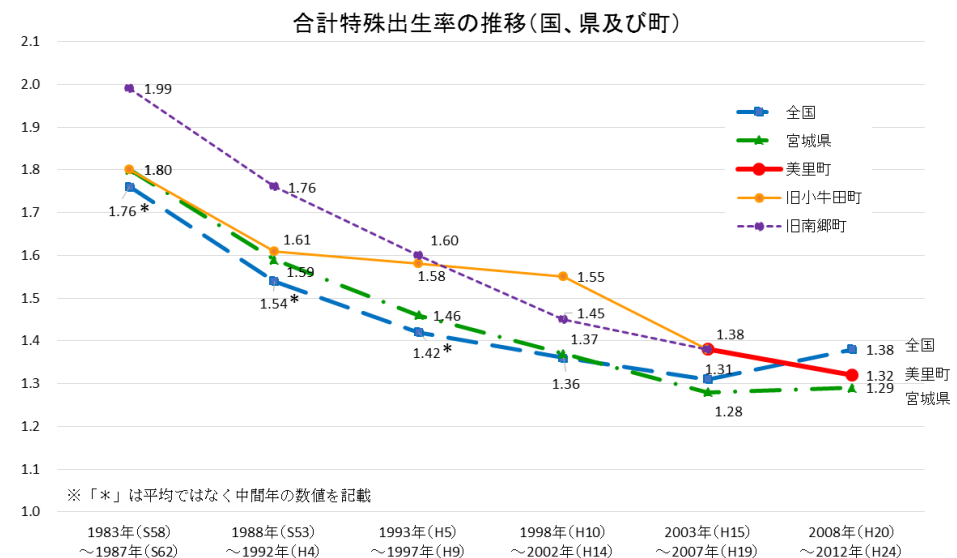
(図 4)



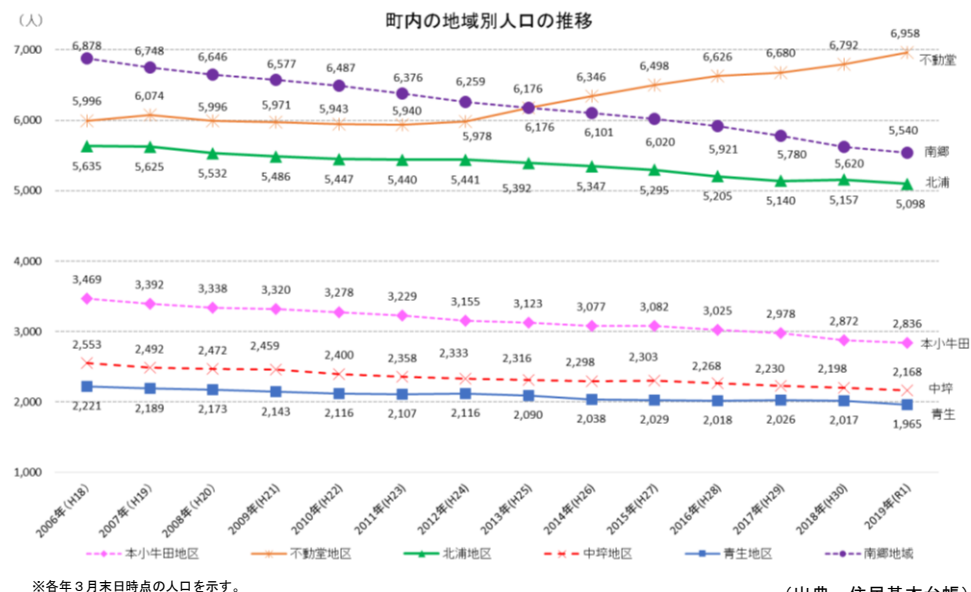
(図 5)



(図 6)

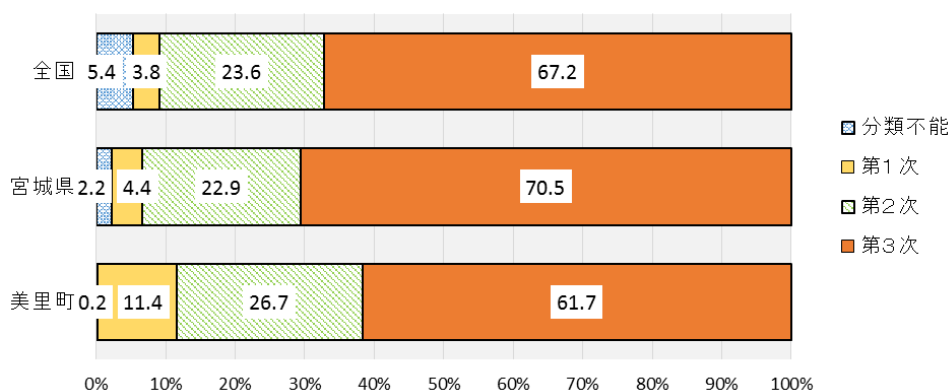


(図 7)



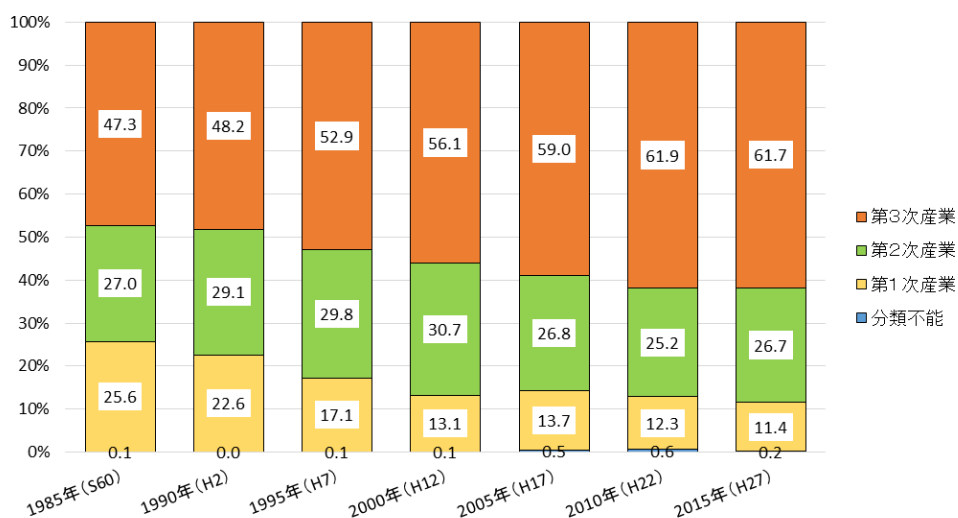
(図 8)

産業別就業者比率の比較(全国、宮城県及び美里町)



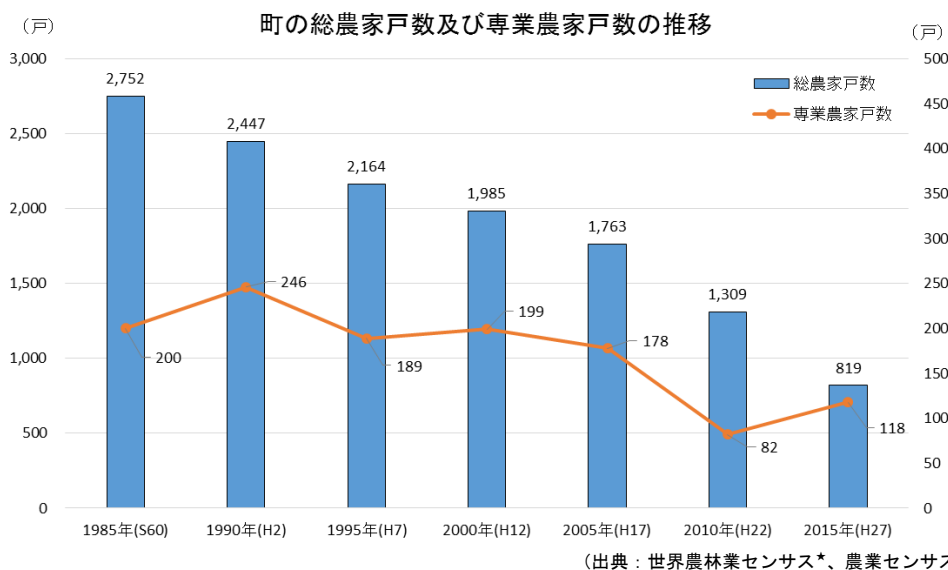
(図 9)

町の産業別就業者比率の推移

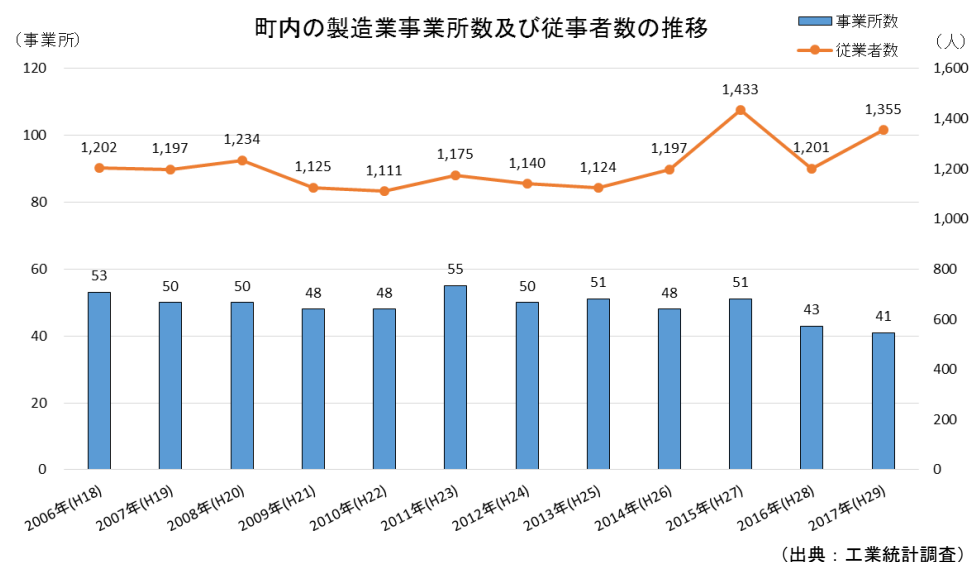


(出典：国勢調査)

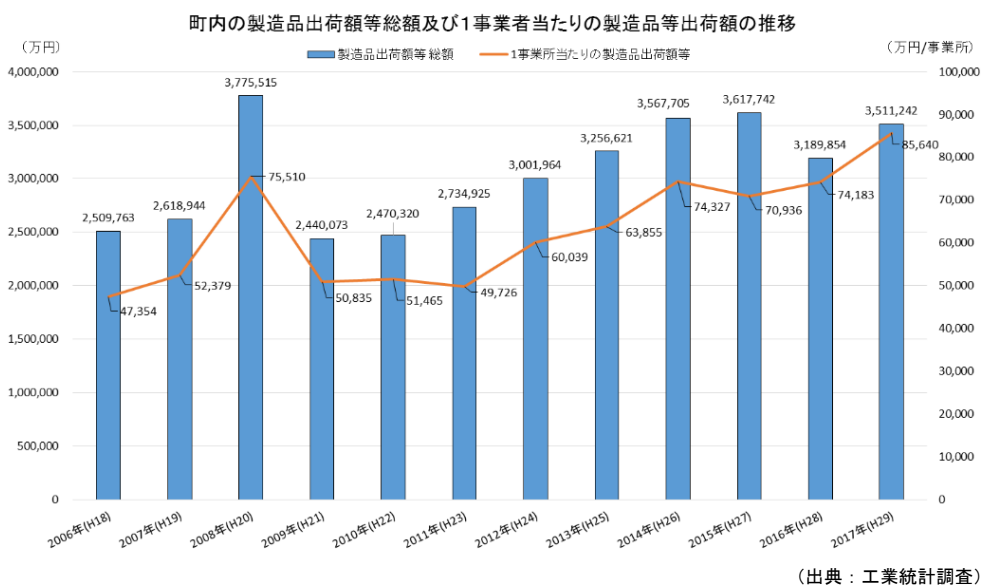
(図 10)



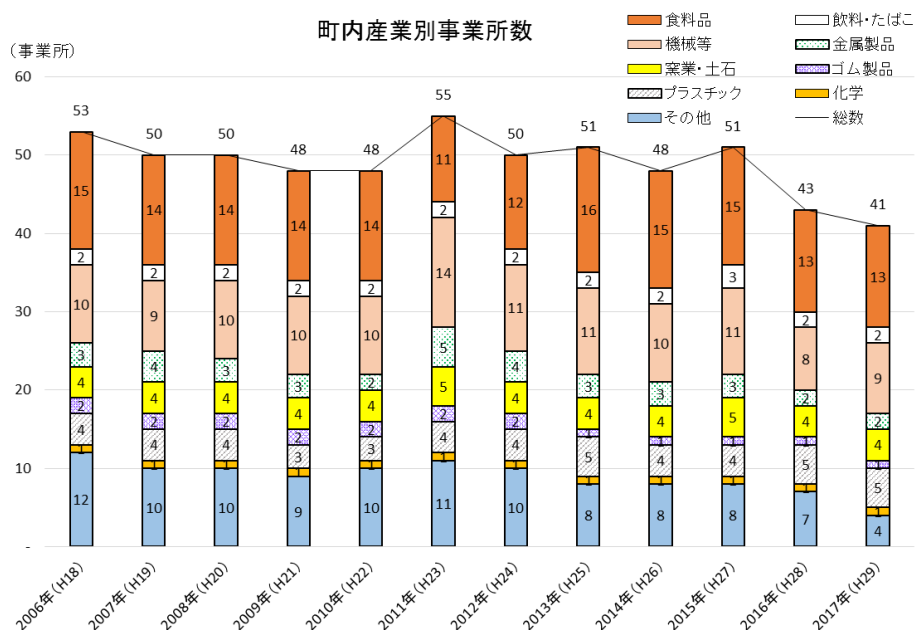
(図 11)



(図 12)

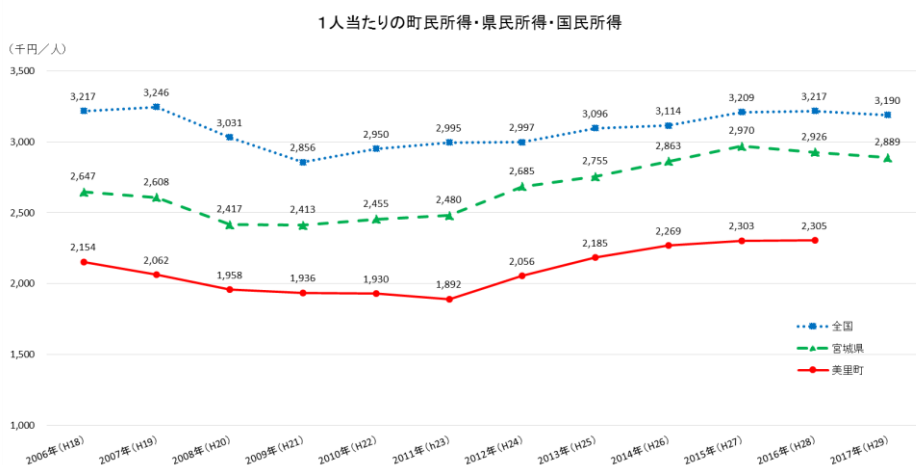


(図 1 3)



(出典：宮城県の工業)

(図 1 4)

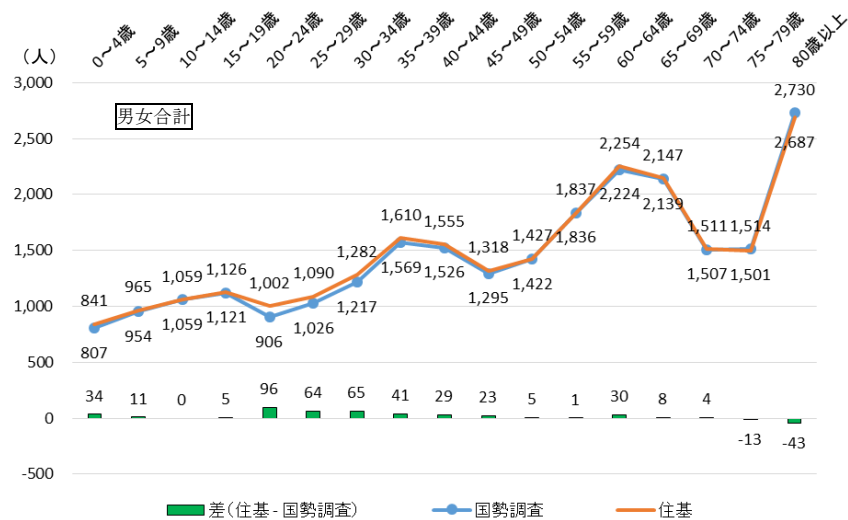


(出典：宮城市町村民経済計算)

※ 国勢調査人口と住民基本台帳人口について

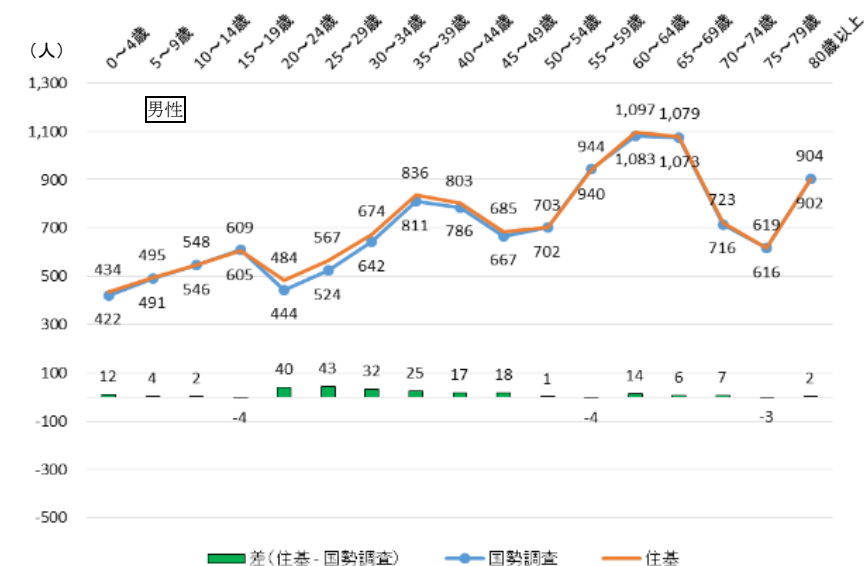
本計画は、住所を異動せずに、住居だけを町外に移している場合など、国勢調査人口の方が住民基本台帳人口よりも町内における人口の実態に合っているものと考えられること、図15、16、17で示すとおり国勢調査人口と住民基本台帳人口で乖離が少ないことから、国勢調査の人口を基に目標人口を設定しています。

(図 15)



H27.10.1 住民基本台帳人口と国勢調査人口の差(5歳区分) 全体

(図 16)



H27.10.1 住民基本台帳人口と国勢調査人口の差(5歳区分) 男性

(図 17)



H27.10.1 住民基本台帳人口と国勢調査人口の差(5歳区分) 女性

(2) 分野の状態を表すその他情報

【第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり】

○ 本町の児童生徒及び幼児数（公立）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
小学校児童数	学校基本調査	人	1,239	1,190	1,155
中学校生徒数			657	606	571
幼稚園幼児数			424	439	404
うち預かり保育幼児数	教育委員会		94	134	175

○ 小学生の学力調査結果（小学校6年生、国語）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国（国立、私立を除く。）	全国学力・学習状況調査	点	-	67.5	63.0
宮城県（仙台市を除く。）			-	67.0	59.5
美里町			-	65.4	61.5

※A（知識）、B（活用）の平均点

○ 中学生の学力調査結果（中学校3年生、国語）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国（国立、私立を除く。）	全国学力・学習状況調査	点	-	71.0	68.5
宮城県（仙台市を除く。）			-	71.0	67.0
美里町			-	70.5	67.5

※A（知識）、B（活用）の平均点

○ いじめの認知件数（児童生徒1,000人当たり）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	件	5.0	16.5	40.9
宮城県（仙台市を含む。）			6.7	70.8	77.5
美里町			2.1	32.3	53.9

※全国、宮城県の値には、高等学校、特別支援学校を含む。

○ 肥満傾向児の出現率（小学生平均、男子）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	学校保健統計調査	%	-	7.38	8.03
宮城県			-	10.27	11.34
美里町			-	-	14.38

○ 肥満傾向児の出現率（中学生平均、男子）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	学校保健統計調査	%	-	8.73	9.23
宮城県			-	11.40	11.82
美里町			-	-	15.43

○ 体力合計点（小学校5年生、男子）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	点	-	53.80	54.21
宮城県			-	52.75	53.72
美里町			-	53.30	53.53

○ 体力合計点（中学校2年生、男子）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	点	-	41.89	42.32
宮城県			-	41.66	42.31
美里町			-	40.16	41.49

○ 本町の住民一人当たりの図書の貸出冊数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
図書館	教育委員会	冊	6.0	6.6	5.7

○ 英検3級以上の英語力を有する生徒の割合

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	英語教育実施状況調査	%	-	36.6	42.6
宮城県			-	32.0	42.8
美里町			-	4.7	4.7

○ 不登校児童数（小学校、児童1,000人当たり）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	人	3.3	4.2	7.3
宮城県			3.4	4.7	8.1
美里町			2.4	2.5	1.7

○ 本町の学校の学級数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
小学校	学校基本調査	学級	61	58	56
中学校			25	26	24

○ 小学生の学力調査結果（小学校6年生、算数）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国（国立、私立を除く。）	全国学力・学習状況調査	点	-	60.0	58.0
宮城県（仙台市を除く。）			-	58.5	53.5
美里町			-	55.9	53.0

※A（知識）、B（活用）の平均点

○ 中学生の学力調査結果（中学校3年生、数学）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国（国立、私立を除く。）	全国学力・学習状況調査	点	-	53.0	56.5
宮城県（仙台市を除く。）			-	52.0	52.0
美里町			-	49.5	50.0

※A（知識）、B（活用）の平均点

○ いじめの解消率（小中学校の平均）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	%	80.2	88.7	83.8
宮城県（仙台市を含む。）			86.2	97.8	86.8
美里町			100	98.3	66.7

○ 肥満傾向児の出現率（小学生平均、女子）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	学校保健統計調査	%	-	6.26	6.79
宮城県			-	8.24	7.96
美里町			-	-	12.85

○ 肥満傾向児の出現率（中学生平均、女子）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	学校保健統計調査	%	-	7.73	7.68
宮城県			-	10.06	10.02
美里町			-	-	11.40

○ 体力合計点（小学校5年生、女子）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	点	-	55.18	55.90
宮城県			-	54.40	55.80
美里町			-	56.87	57.37

○ 体力合計点（中学校2年生、女子）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	点	-	49.08	50.61
宮城県			-	48.24	49.45
美里町			-	44.97	48.95

○ 本町のスポーツ施設の延べ利用者数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
体育館	教育委員会	人	-	53,976	55,243

○ 本町の完全給食実施割合（児童生徒及び園児数の割合）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
小学校	教育委員会	%	76.4	100.0	100.0
中学校			74.5	100.0	100.0
幼稚園			0.0	23.0	100.0

○ 不登校再登校率（小学校）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	%	33.1	29.8	26.8
宮城県			31.6	28.0	28.1
美里町			0	0	0

○ 不登校生徒数（中学校、生徒1,000人当たり）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	人	26.4	28.3	41.1
宮城県			29.2	35.3	48.7
美里町			36.5	33.0	26.3

○ 不登校再登校率（中学校）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	%	30.6	28.4	26.4
宮城県			35.5	29.8	26.2
美里町			45.8	30.0	13.3

○ 本町のスクールバス運行台数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
小学校	学校基本調査	台	8	8	8
中学校			0	0	0

【第2章 健やかで安心なまちづくり】

○ 未婚率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	国勢調査結果	%	-	27.3	-
宮城県			-	27.6	-
美里町			-	23.2	-

○ 婚姻者数（人口1,000人当たり）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	厚生労働省公表データ	人	5	5	5
宮城県	人口動態統計（確報値）		5	5	5
美里町			3	4	3

○ 出生率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	人口動態統計（確定数）	%	8.3	7.8	7.4
宮城県			7.8	8.0	7.1
美里町			6.0	5.9	5.6

○ 待機児童数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	保育所等関連情報取りまとめ	人	25,556	23,167	19,895
宮城県	宮城県公表データ		841	926	613
美里町	宮城県公表データ		10	10	28

○ 一人暮らし高齢者数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	国勢調査	人	-	5,927,686	-
宮城県	高齢者人口調査結果		-	100,709	116,632
美里町	美里町社会福祉、社会資源概況		831	1,011	1,301

○ 高齢化率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	高齢社会白書	%	23.1	26.0	27.7
宮城県	高齢者人口調査結果		22.2	24.8	26.9
美里町	美里町介護保険事業計画		28.1	30.7	33.6

○ 要介護、要支援認定者数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	介護保険事業状況報告	人	5,305,623	583,603	-
宮城県			93,538	9,610	-
美里町	美里町介護保険事業計画		1,171	1,364	1,432

○ 本町の障害者福祉サービス対象者数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
身体障害者手帳所有者数	健康福祉課	人	1,097	1,091	1,037
療育手帳所有者数			184	222	242
精神保健福祉手帳所有者数			84	124	160

○ 健康寿命（男性、日常生活に制限のない期間）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
宮城県	データからみたみやぎの健康概要版	年	-	81.15	79.62
美里町			-	78.82	78.65

○ 健康寿命（女性、日常生活に制限のない期間）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
宮城県	データからみたみやぎの健康概要版	年	-	87.54	84.2
美里町			-	84.38	84.85

○ 本町の定期的に運動している男性の割合

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
週2回以上、30分以上	美里町健康増進計画	%	30.1	17.6	-

○ 本町の定期的に運動している女性の割合

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
週2回以上、30分以上	美里町健康増進計画	%	20.7	12.0	-

【第3章 力強い産業がいきづくまちづくり】

○ 農業産出額

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	生産農業所得統計	億円	82,463	87,979	90,558
宮城県			1,641	1,741	1,939
美里町			-	50	59

○ 認定農業者数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	農林水産省公表データ	経営体	237,522	246,085	239,043
宮城県	宮城県公表データ		6,210	6,138	6,481
美里町	産業振興課		245	253	298

○ 新規就農者数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	農林水産省公表データ	人	58,120	65,030	55,810
宮城県	宮城県公表データ		113	173	158
美里町	産業振興課		2	0	1

○ 本町の認定農業者の平均年齢

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
	産業振興課	歳	53	57	60

○ 有効求人倍率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	厚生労働省公表データ	倍	0.65	1.20	1.61
宮城県	宮城労働局公表データ		-	1.33	1.69
大崎地域	ハローワーク古川公表データ		-	1.20	1.43

○ 延べ宿泊客数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	観光統計	千人	417,234	504,078	538,002
宮城県			9,789	10,821	10,405
美里町			18	6	6

○ 本町のその他の農業の担い手

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
集落営農組織	産業振興課	組織	34	33	26
法人数		件	0	1	8

○ 一戸当たりの肉用牛飼養頭数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	畜産統計	頭	39.7	45.8	52.0
宮城県			17	20.5	24.4
美里町			15.5	15.5	14.5

○ 観光客入込数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
宮城県	観光統計概要 (宮城県)	千人	43,158	60,656	64,224
美里町			328	397	396

【第4章 くらしやすさを実感できるまちづくり】

○ 本町における罹災証明書の発行数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
	税務課	件	4,546	0	0

○ 本町の事故発生件数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
交通事故	宮城県警察本部交通 部 みやぎの交通 事故	件	548	559	473
歩行者事故			6	7	1
死亡事故			0	0	0

○ 本町の救命救急出動件数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
	大崎地域広域行政 事務組合	件	972	974	958

○ 本町の住民バス利用者数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
	防災管財課	人	104,761	91,068	87,331

○ 住民1人当たりの燃やせる家庭ごみの排出量

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	宮城県における一般廃 棄物の排出及び処理状 況等について	g/人日	-	-	-
宮城県			729	694	-
美里町			770	776	-

○ 上水道有収率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
類似団体	経営比較分析表	%	-	82.89	91.90
美里町			-	78.7	88.74

○ 汚水処理人口普及率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
宮城県	生活排水処理施設 整備状況	%	87.3	89.8	91.8
美里町			77.8	82.1	85.9

○ 本町の火災発生件数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
	大崎地域広域行政 事務組合	件	8	7	4

○ 本町の公共施設の電源確保施設数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
太陽光発電装置設置	防災管財課	施設	0	4	4
自家発電機装置設置			3	3	4
発電機配置			0	37	37

○ 本町の声かけ事案等発生件数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
	遠田警察署	件	-	21	11

○ 本町のデマンドタクシー利用者数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
	防災管財課	人	-	2,932	2,877

○ リサイクル率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	宮城県における一 般廃棄物の排出及 び処理状況等につ いて	%	20.6	20.4	19.9
宮城県			16.6	16.6	15.2
美里町			8.8	9.4	7.8

○ 上水道管路経年化率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
類似団体	経営比較分析表	%	-	9.71	14.85
美里町			-	18.47	20.95

○ 関係人口（ふるさと納税件数）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
全国	総務省公表データ	件	100,861	7,260,083	23,223,826
宮城県			6,814	94,761	157,533
美里町			9	7	216

【第5章 自立をめざすまちづくり】

○ 将来負担比率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
宮城県（仙台市を除く。）	地方公共団体の財政の健全化に関する算定結果概要	%	53.3	29.7	24.9
美里町			89.3	60.6	40.1

○ 実質公債費比率

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
宮城県（仙台市を除く。）	地方公共団体の財政の健全化に関する算定結果概要	%	11.2	8.0	6.5
美里町			15.2	11.2	8.9

○ 町税の徴収率（国民健康保険税を除く。）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
宮城県（仙台市を除く。）	各市町村における徴収実績調	%	89.0	94.3	96.2
美里町			90.1	95.3	96.5

○ 積立金現在高（住民一人当たり）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
類似団体	財政状況類似団体比較	円	113,282	120,651	115,441
美里町			107,143	139,998	116,231

○ 地方債残高（住民一人当たり）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
類似団体	財政状況類似団体比較	円	316,465	309,275	337,300
美里町			552,997	502,753	447,784

○ 職員数（住民千人当たり）

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
類似団体	財政状況類似団体比較	人	6.84	6.27	6.51
美里町			8.53	7.86	8.01

○ 苦情件数

区分	根拠	単位	H23	H27	H30
職員に対する苦情件数	総務課	件	1	2	1

5 SDGsについて

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称であり、2030年を年限に、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。また、貧困、紛争や気候変動など、全世界の共通課題の解決に向けた17の目標、169のターゲットから構成されます。

国では、地方創生の進化に向けては、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であり、町におけるSDGsの達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものとして、その取組を推進する必要があるとしています。



- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 目標6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※出典：外務省HP各種参考資料の「持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）」から抜粋

6 美里町総合計画審議会

(1) 美里町総合計画審議会条例

(設置等)

第1条 町長の諮問に応じ、美里町総合計画の策定・推進及び町長が必要と認める重要事項を調査審議するため美里町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 一般住民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の委員又は職員
- (4) 町の公共団体及び公共的団体の役員又は職員
- (5) その他

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため、町長又は審議会が必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、町の公共団体及び公共的団体の職員又は関係行政機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、町長又は審議会が、必要があると認めるときは、次に掲げる部会を置くことができる。

- (1) 総務行政部会
- (2) 教育文化部会

- (3) 産業振興部会
 - (4) 生活環境部会
 - (5) 保健医療福祉部会
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長又は審議会が必要と認める部会
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
 - 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 6 部会に幹事を置き、町の職員のうちから町長が指名する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 美里町総合計画審議会委員名簿

【敬称略】

No.	役職	氏名	所属部会	選出区分	所属機関等
1	会 長	徳永 幸之	◎総務行政部会	学識経験者	公立大学法人宮城大学 事業構想学群教授
2	副会長	渡邊 新美	◎産業振興部会	町の公共（的）団体	遠田商工会 会長
3	委員	松田 攻治	○総務行政部会	一般住民	—
4	委員	森 芳四郎	総務行政部会	町の公共（的）団体	美里町行政区長会 会長
5	委員	柴田 修	総務行政部会	その他	七十七銀行 支店長
6	委員	武田 高誠	◎教育文化部会	町の公共（的）団体	美里町体育協会 会長
7	委員	庄司 美知留	○教育文化部会	一般住民（条件）	15歳以下の子どものいる親
8	委員	西浦 和樹	教育文化部会	学識経験者	宮城学院女子大学 教育学科 教授
9	委員	中村 啓昭	教育文化部会	町の公共（的）団体	美里町PTA連合会 副会長
10	委員	大友 慎次	○産業振興部会	関係行政機関	宮城県美里農業改良普及センター 所長
11	委員	堀田 宗徳	産業振興部会	学識経験者	公立大学法人宮城大学 食産業学群准教授
12	委員	葛西 美智子	産業振興部会	一般住民（条件）	農商工従事者
13	委員	佐々木 秀之	◎生活環境部会	学識経験者	公立大学法人宮城大学 事業構想学群准教授
14	委員	佐々木 文子	○生活環境部会	町の公共（的）団体	美里町婦人防火クラブ 会長
15	委員	横山 健也	生活環境部会	町の公共（的）団体	美里町公衆衛生組合連合会 会長
16	委員	萱場 るみ	生活環境部会	一般住民	—
17	委員	桂 晶子	◎保健医療福祉部会	学識経験者	公立大学法人宮城大学 看護学群 准教授
18	委員	本間 照雄	○保健医療福祉部会	学識経験者	東北学院大学 地域連携センター 特任教授
19	委員	黒沼 篤司	保健医療福祉部会	町の公共（的）団体	美里町社会福祉協議会 会長
20	委員	吉田 麻美	保健医療福祉部会	一般住民（条件）	未就学児童の親

(◎は部会の部会長、○は部会の部会長代理)

(3) 美里町総合計画審議会の開催状況

●諮問日 令和2年 7月 9日 (木)

●答申日 令和2年 9月23日 (水)

●美里町総合計画審議会の審議状況

イ 美里町総合計画審議会

第1回 令和2年 7月 9日 (木)

第2回 令和2年 9月12日 (土)

ロ 美里町総合計画審議会 各部会開催日

【教育文化部会 (部会長：武田 高誠 委員)】

第1回 令和2年 7月 9日 (木)

第2回 令和2年 7月22日 (水)

第3回 令和2年 8月 5日 (水)

第4回 令和2年 8月19日 (水)

【保健医療福祉部会 (部会長：桂 晶子 委員)】

第1回 令和2年 7月 9日 (木)

第2回 令和2年 7月20日 (月)

第3回 令和2年 8月 3日 (月)

【産業振興部会 (部会長：渡邊 新美 委員)】

第1回 令和2年 7月 9日 (木)

第2回 令和2年 7月16日 (木)

第3回 令和2年 7月30日 (木)

第4回 令和2年 8月 6日 (木)

【生活環境部会 (部会長：佐々木 秀之 委員)】

第1回 令和2年 7月 9日 (木)

第2回 令和2年 7月21日 (火)

第3回 令和2年 7月28日 (火)

第4回 令和2年 8月18日 (火)

【総務行政部会（部会長：徳永 幸之 委員）】

第1回 令和2年 7月 9日（木）

第2回 令和2年 7月27日（月）

第3回 令和2年 8月11日（火）

第4回 令和2年 8月24日（月）

7 美里町総合計画等策定委員会

(1) 美里町総合計画等策定委員会規程

(設置)

第1条 美里町総合計画、美里町国土利用計画その他町長が必要と認める計画の案（以下「計画案」という。）を策定するため、美里町総合計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、町長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、教育委員会教育長、美里町行政組織規則（平成18年美里町規則第3号。以下「規則」という。）第3条に規定する本庁（以下単に「本庁」という。）の課長又は課長に相当する職にある者及び規則第4章に規定する出先機関（以下単に「出先機関」という。）に所属する職員並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する執行機関（以下単に「執行機関」という。）に所属する職員のうちから町長が指名する者をもって充てる。

5 委員会に事務局長を置くものとし、美里町課設置条例（平成18年美里町条例第6号）第2条に掲げる企画財政課（以下単に「企画財政課」という。）の長の職にある者をもってこれに充てる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員会に出席し、計画案について審議する。

4 事務局長は、委員会の事務を掌理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、委員長において必要があると認める都度これを開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

(幹事会)

第5条 委員会に付議すべき事項に関し、資料収集、調査・分析、検討、委員会議案

作成等の事務を処理するため、委員会の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、本庁の課長補佐、技術補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある者及び出先機関に所属する職員並びに執行機関に所属する職員のうちから町長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置くものとし、企画財政課長補佐の職にある者をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、委員会の会議に出席し、委員会の会議に関する事務を処理する。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、事務局長が招集及び主宰するものとし、事務局長において必要があると認める都度、これを開催するものとする。

(任期)

第7条 委員会委員及び幹事会幹事の任期は、一つの計画案の策定が完了するまでとする。

(部会)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会は、次の各号に掲げる部会ごとに、おおむね当該各号に掲げる課等の所属職員のうち、委員として指名された者をもって構成する。

(1) 総務行政部会

総務課、企画財政課、税務課、徴収対策課、会計課

(2) 教育文化部会

教育総務課、まちづくり推進課

(3) 産業振興部会

産業振興課、農業委員会事務局

(4) 生活環境部会

町民生活課、防災管財課、建設課、下水道課、水道事業所、まちづくり推進課

(5) 保健医療福祉部会

健康福祉課、長寿支援課、子ども家庭課、町立南郷病院

- 3 委員会における部会に部会長を置くものとし、各部会の構成員の互選によって定める。

- 4 部会長は、部会会務を掌理するとともに、美里町総合計画審議会条例（平成18年美里町条例第28号）第6条第6項に規定する審議会の部会の幹事となる。

(事務局)

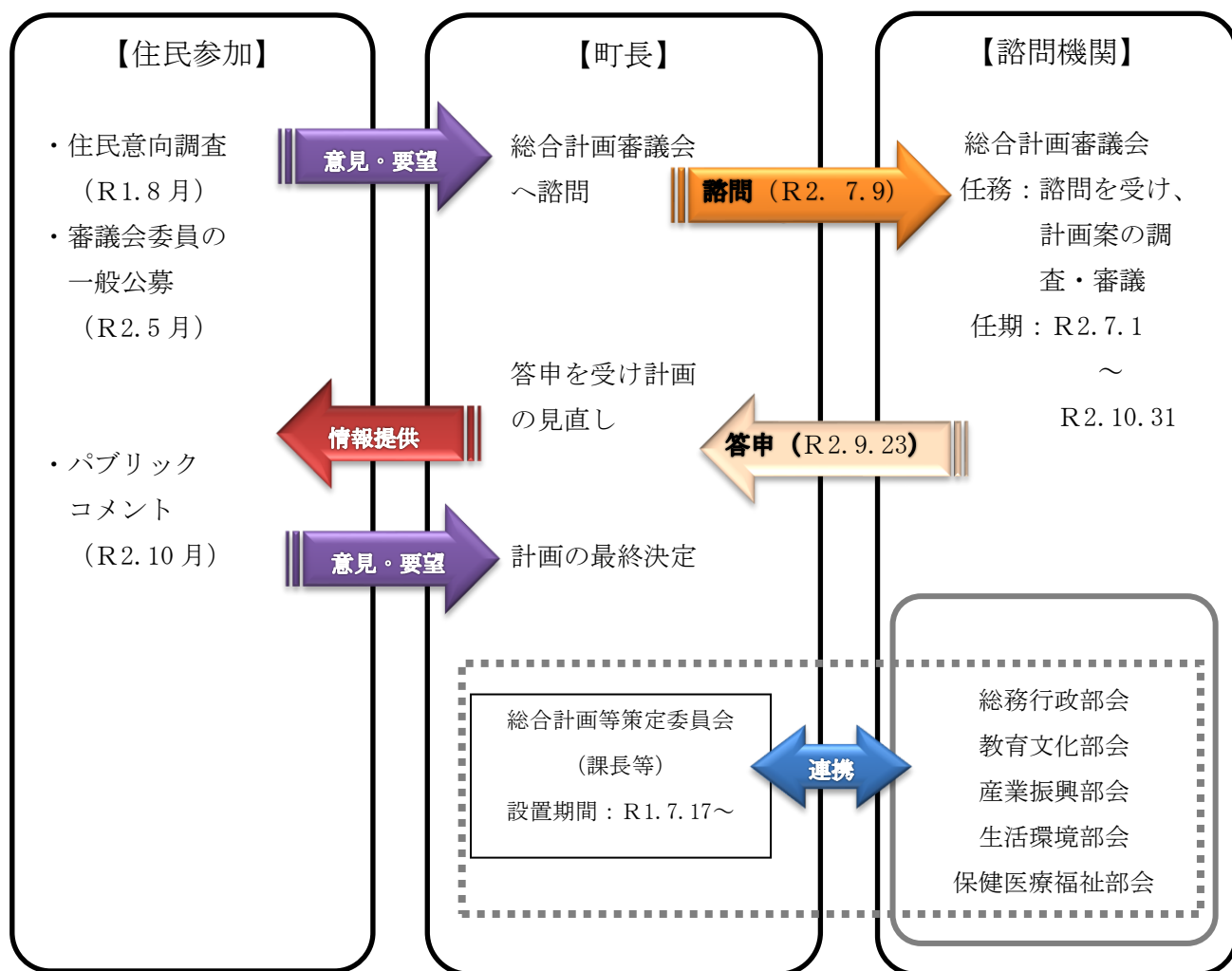
第9条 委員会及び幹事会の事務局は、企画財政課に所属する職員が当たる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項

は、委員長が別に定める。

(参考資料) 美里町総合計画策定体制



(2) 美里町総合計画等策定委員会委員名簿

	職 名	氏 名	策定委員会役職	所属部会
1	町 長	相澤 清一	委員長	—
2	副 町 長	須田 政好	副委員長	—
3	教 育 長	大友 義孝		—
4	総 務 課 長	佐々木 義則		総務行政部会
5	企画財政課長	佐野 仁	事務局長	総務行政部会
6	税 務 課 長	寒河江 克哉		総務行政部会
7	徴収対策課長	菅井 清		総務行政部会
8	会 計 課 長	佐々木 信幸		総務行政部会
9	教育次長兼教育委員会 教育総務課長	佐藤 功太郎		教育文化部会
10	まちづくり推進課長	齋藤 寿		教育文化部会兼 生活環境部会
11	産業振興課長	小林 誠樹		産業振興部会
12	農業委員会事務局長	菊地 和則		産業振興部会
13	町民生活課長	菊地 卓昭		生活環境部会
14	防災管財課長	小野 英樹		生活環境部会
15	建 設 課 長	花山 智明		生活環境部会
16	下水道課長兼 水道事業所長	櫻井 純一郎		生活環境部会
17	健康福祉課長	菊地 知代子		保健医療福祉部会
18	長寿支援課長	渡辺 克也		保健医療福祉部会
19	子ども家庭課長	櫻井 清禎		保健医療福祉部会
20	南郷病院事務長	日野 剛		保健医療福祉部会

(3) 美里町総合計画等策定委員会の開催状況

●第1回

日 時 令和元年7月17日(水)

内 容 ・現計画の取組状況等について

・次期総合計画策定のスケジュールについて

・次期地方創生について

●第2回

日 時 令和元年10月11日（金）

内 容 ・基本構想の検証について
・住民意向調査の集計結果について
・まちづくり等職員提案について

●第3回

日 時 令和元年10月28日（月）

内 容 ・総合計画等策定委員会に係る部会の設置について
・今後の進め方について

●第4回

日 時 令和元年11月26日（火）

内 容 ・基本構想の見直しについて
・スケジュールの見直しについて

●第5回

日 時 令和元年12月18日（水）

内 容 ・基本計画の見直しについて
・基本構想の見直しについて

●第6回

日 時 令和2年4月23日（木）

内 容 ・「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」（案）について

8 用語集

(五十音順)

	用 語	説 明
あ行	アウトソーシング	外部委託又は業務委託のこと。
	空き家バンク	空き家情報を集め、移住希望者らにインターネットなどで発信する仕組みのこと。
	新しい生活様式	新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。
	インターネットサイト	インターネットとは、共通の通信を用いて全世界の膨大な数のコンピューターや通信機器を相互につないだ、巨大なコンピューター通信網のことであり、サイトとは、そのインターネット上にある、様々な情報を提供するページやその集合のことを指す。ホームページともいう。
か行	核家族	社会における家族の形態のひとつ。夫婦や親子だけで構成される家族のこと。
	学力向上委員会	基礎学力の底上げを図ることを目的に、各小中学校の教務主任により組織されている委員会のこと。町内の学校が共通で取り組む事項について方針をたてるとともに、町内各校の学力向上の取組について情報共有を図っている。
	学力向上支援員	授業の学習補助、放課後・長期休業中での学習指導等、児童・生徒への学習の充実を図ることを目的に小中学校に配置される支援員のこと。
	合併処理浄化槽	トイレ・台所・風呂等から出た汚水を処理する浄化槽のこと。
	家庭教育	家庭内で親が子に、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていくうえで必要な技術を身に付ける援助をすること。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々

		のこと。
観光客入込数		その地域を訪れた観光客数のこと。
共助		互いに助け合うこと。互助ともいう。
緊急時防護措置を準備する区域		原子力施設からおおむね半径30kmの範囲で防災対策を重点的に行う区域のこと。「UPZ」ともいう。
緊急遮断弁		地震発生時に機器が揺れを感知・作動し、配水池元弁が自動的に閉まり、水の流出を防止するための弁のこと。
グループホーム		① 保護者のいない児童、障害者等が援助を受けながら共同生活を営む施設のこと。
		② 介護の必要な高齢者が共同生活を送るため、個室と共用スペースを備えた小規模施設のこと。
公共下水道		市街地等における各家庭等のトイレ・台所・風呂等から出た汚水を処理するために、地方公共団体が管理する下水道のこと。
公共施設等総合管理計画		公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していくための計画のこと。
公共施設マネジメント		地方団体等が保有又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ総括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。
公債費		公共団体が負う債務である公債について、その償還や利子の支払に要する経費のこと。
耕種農業		田畑を耕し、作物を栽培する農業のこと。
公助		公的機関が援助すること。個人や地域では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこと。
交流人口		その地域を訪れる人のこと。その地域に住んでいる人（定住人口・居住者・居住人口）に対する考え方のこと。
高齢化率		65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。
合計特殊出生率		人口統計上の指標で1人の女性が生涯のうちに産む子どもの平均数のこと。

	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省の施設等機関のこと。昭和14年に厚生省人口問題研究所として設立され、平成8年12月に、特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された。
	個別ケース検討会議	個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される会議のこと。
	コミュニティプラント	自治体や公社、民間事業者の開発行為により整備された住宅団地等で、各家庭等のトイレ・台所・風呂等から出た汚水を処理する小規模な下水処理施設のこと。
	コンプライアンス	法令遵守のこと。特に企業がルールに従って公正・公平に業務を遂行すること。
さ行	災害時応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者や関係機関との間又は自治体間で締結される協定のこと。
	再生可能エネルギー	太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、自然界によって利用する以上の速度で補充されるエネルギーのこと。
	財政健全化計画	健全な財政運営を確立するための計画であり、町では、平成19年に第1次財政健全化計画（平成19年度から平成23年度まで）、平成24年に第2次財政健全化計画（平成25年度から平成27年度まで）、平成28年に第3次財政健全化計画（平成28年度から令和2年度まで）を独自に策定している。
	産学官金労言	産（民間企業）、学（教育・研究機関）、官（国・地方公共団体）、金（金融）、労（労働者・労働界）、言（地方の状況をよく知っているマスコミ）の6者のこと。
	3密	密集、密接、密閉のこと。
	「しごと」	職業や業務といった「仕事」だけでなく、起業や創業、生業などを広く含め「しごと」としています。
	自主財源	自治体が自力で獲得している歳入のこと。町税等をいう。

自主防災組織	行政区等で組織する任意の防災組織のこと。国や自治体は巨大地震への住民自身による防災活動を重視し、その組織率100%をめざすとしている。
自助	他人の力によらず、自分の力だけでことを成し遂げること。
自然的要因	人口変動に関する要因であって、主に死亡数や出生数といった要因のこと。
市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法の施行に併せ、国が都道府県及び市町村に対して策定を求める地域の特性に合った必要な施策を総合的かつ計画的に実施する戦略のこと。
実質公債費比率	自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に代行させることができる制度のこと。
自閉症	乳幼児期に発症する発達障害のひとつである。言語発達の障害、対人関係・社会性の障害等の特徴がある。先天的な脳の障害によると見られる。
社会的要因	人口変動に関する要因であって、主に人口の流出、流入といった要因のこと。
収納率	賦課した地方税、保険料等の金額に対して収納された金額の割合のこと。
集落営農組織	集落を基礎として、多様な農家が機械・施設の共同利用を通じて、農業生産の一部又は全部を行う組織のこと。
住民バス	公共交通機関の確保を図り地域住民の福祉向上に資するため運行される乗合バスのこと。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律のこと。
小規模保育施設	子ども子育て支援新制度の施行に伴い創設された3歳未満児を対象とした定員6から19人の保育施設のこと。

		と。
	初期救急医療	初期患者を受け入れる救急医療のこと。
	シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域ごとに1つずつ設置されている団体で、臨時的・短期的又は軽易な業務を、請負・委任の形式で行う法人のこと。
	新型コロナウイルス（感染症）	コロナウイルスの一種であり、世界各地でその感染が確認されている。人に感染すると発熱、せき、頭痛、倦怠感といった症状を引き起こし、肺炎により重度化する恐れもある。世界保健機関（WHO）による国際正式名称は、COVID-19である。
	新規就農	自営の農業に就農するケース、法人の農業経営に雇用され就農するケース、すべて初めての経営を立ち上げて就農するケースのこと。
	心理的虐待	著しい心的外傷を与える言動や行為。激しい叱責や自尊心を傷つけるような言葉、軽蔑、脅迫、差別、拒否等の精神的虐待のこと。
	人事評価	職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで行われる勤務成績の評価のこと。人材育成の意義も有している。
	スマート農業	ロボット技術やICTを活用して超省力、高品質生産を実現する新たな農業のこと。
	3R（スリーアール）	リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字「R」を表したものである。 リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に努め、環境保護につなげること。
	セーフティネット	経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策のこと。
	石綿セメント管	セメントに石綿を混合して製造した繊維セメントの一種の石綿セメントを用いたコンクリート製の管のこと。水道管や灌漑用水をはじめとする導水管として用いられた。水道普及期に全国的に普及した。
	センサス	調査対象の全てを調べる統計調査のこと。
た行	ダウンサイジング	経費削減や効率化を図るために規模を縮小すること。

	多文化共生社会	国籍、出身地、人種、文化などの違いにも関わらず、相互承認と共存が可能になっている社会のこと。
	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。
	地域医療構想会議	診療に関する学識経験者、その他の医療関係者、医療保険者等による協議の場であり、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議する会議のこと。
	地域防災力	地域の防災行動力のこと。災害に備えて防災訓練を実施するなど、普段から地域において自主的に予防活動に取り組むことが重要である。
	地産地消	地域で生産した農産物を、その地域の中で消費すること。
	長寿命化計画	本町の所有する公共建築物について、計画的な修繕・改修を行うための計画のこと。
	直売所	農家又は農業協同組合などが設置した、地元の農産物を販売する施設のこと。
	定員適正化計画	職員等の効率的な配置により、行財政運営の効率化を図り、実行力ある組織体制を実現するための計画のこと。
	デマンドタクシー	自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯、乗車場所などの要望に、バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスのこと。
	テレワーク	情報通信技術（ＩＣＴ）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
な行	２０２５年問題	団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題のこと。
	二毛作	同じ土地で、１年に２回時期をずらして別の作物を栽培すること。また、同じ土地で１年に時期をずらして２回栽培する場合は「二期作」という。

	認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設のこと。 認可外保育所とも呼ばれる。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の 両方の良さを併せ持っている施設のこと。
	ネグレクト	親などが保護者として行わなければならない乳幼児や 児童の養育を放棄すること。
	農業集落排水施設	農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全等を 目的として、各家庭等のトイレ、台所、風呂等から出た 汚水を処理するために、地方公共団体が管理する下水 道のこと。
は行	発達障害	子どもの発達過程において、生体の機能の一部が成熟 しないで留まっている状態のこと。
	パブリックコメント	行政による施策を原案段階で住民に公表し意見を募 り、そのうえで意思決定を行う行為のこと。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害、 情報に関わる障壁などを取り除いていくこと。
	付加価値	生産によって生み出した価値のこと。企業の総生産額 から、その生産のために消費した財貨・用役の価額を 差し引いた額のこと。
	プライマリーバランス	基礎的財政収支のことで、税収・税外収入と公債費を 除く歳出との収支のこと。
	ブラッシュアップ	磨き上げること。商品等における品質向上のこと。
	プラットホーム	ものごとの基礎・基盤・土台のこと。最近では様々な分 野の企業、団体、住民、自治体等の協議の場として用い られることがある。
	放課後児童クラブ	仕事や傷病等により昼間保護する者が家庭にいない小 学生の児童を、放課後、長期休業日等、必要なときに保 護者に代わって適切な保育をする施設のこと。学童保 育による放課後の子どもたちの活動の場のこと。
	放課後児童支援員	2015年度から創設された学童保育の指導員のため の専門資格を持つ者のこと。
ま行	まち・ひと・しごと創生 法	少子高齢化の進行に対応し人口減少に歯止めをかける とともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、そ れぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわた

		って活力ある日本社会を維持していくために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための法律のこと。
	美里町起業サポートセンター「Kiribi」	地域で起業したいと考えている方を支援するために、平成29年度に町で設立した施設であり、シェアオフィスとして利用可能なほか、企業相談会や各種セミナーの開催、起業手続の支援といった役割も担う。 「Kiribi」の名称は、作業人や旅人が旅立ちの際、火打ち石を擦り合わせた際に発生する「切り火」に由来し、施設で交流する人々と事業やイベントの将来の無事を祈願するといった意味を持つ。
や行	有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。有収率が低い場合は漏水等により無駄になっている水が多いと推察することができる。有収率の高低は直接水道事業の経営に影響する。
	ユニバーサルデザイン	年齢、障害の有無、体格、性別、国籍等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
	ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。
	要介護高齢者	寝たきりや認知症・虚弱のため、日常生活上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者のこと。
	要介護・要支援認定者	介護保険制度で、寝たきり、認知症等で常時介護を必要とする状態や身支度・洗濯・買物等、身の回りのことができないなど日常生活に支障がある状態にあると判定された人のこと。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもなどに関する情報等を共有し、適切な連携の下で対応していくために設立された協議会のこと。
	幼保連携	3歳児から就学前の子どもを対象に幼児教育を担う幼稚園と0歳から就学前の保育が必要な子どもを対象に保育を担う保育所の連携のこと。
ら行	ライフサイクルコスト	施設の建設から廃棄までに要する総費用のこと。
	ライフスタイル	生活様式のこと。

	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、それぞれの段階のこと。家庭においては新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。
	ローテーション勤務	交代制の勤務のこと。職場への出勤とテレワーク等による在宅勤務とを繰り返す勤務形態のこと。
アルファベット	C R T	C riterion R eferenced T est の略で、「目標基準準拠テスト」と訳される。学力テストの一種であり、児童生徒にとっては観点別にどれだけ理解しているのかを知ることができ、教師にとっては年間の指導目標の実現状況を確認するための客観的な資料を得ることができる。
	E S D	E ducation for S ustainable D evelopment の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題について、これら現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。また、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のこと。
	I C T	I nformation and C ommunications T echnology の略で、情報通信技術のこと。
	K P I	K ey P erformance I ndicator の略で、「重要業績評価指標」と訳される。組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標のこと。
	L G B T Q	L esbian（レズビアン：女性同性愛者）、 G ay（ゲイ：男性同性愛者）、 B isexual（バイセクシャル：両性愛者）、 T ransgender（トランスジェンダー：性自認と身体的性が一致していない者）、 Q uestioning（クエスチョニング：性自認、性的指向が定まっていない、または意図的に定めていない者）の略で、性的少数者のこと。

	SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」であり、貧困、紛争や気候変動など、全世界の共通課題の解決に向けた17の目標、169のターゲットから構成される。また、2030年を年限に、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指している。 ※資料編132ページを参照
--	------	---